

平成25年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月13日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	7
・諸般の報告	7
・議案等の上程（第70号～第81号）	8
・議案等に対する質疑	10
・意見書案の上程	11
・請願の報告	12
・議案等の委員会付託	12

第2号 12月16日（月）

・一般質問	19
本田芳枝議員	19
1. 給食の安全確保するために	19
2. 根本から見直すべき給食センターの建て替え	28
3. 元気な高齢者を増やすために	31
4. ボランティア活動の活性化のために	37
田川正治議員	39
1. 給食センターの建て替えについて	39
2. 粕屋町で公契約条例を制定することについて	57
福永善之議員	60
1. 重点施策である行財政改革推進事業について	60
2. 土地開発公社経営の現状に至った経緯と説明責任について	68
太田健策議員	78
1. 学校給食共同調理場整備計画経緯	79
2. 町長の今までの施策と今後の方針について	97
木村優子議員	98
1. ピロリ菌の早期発見除菌で胃がん撲滅を	98

第3号 12月17日（火）

・一般質問	111
-------	-----

八尋源治議員	111
1. 学校給食調理場整備事業について	111
2. 農工業の未来を見据えての施策について	121
川口 晃議員	125
1. 小・中学校設備の改善について	125
2. 柚須文化センター・上大隈公民会館及び各区の自治会館の改築・改修 問題について	126
3. 学校給食センターの建て替えは公設・公営で	129
久我純治議員	142
1. 用途地域の変更と建ぺい率の緩和を	142
2. 幻の25m道路、都市計画道路、旧201号線、原町バイパスいつまで規 制をかけるのか	149
小池弘基議員	155
1. 粕屋町計画道路の見直しについて	155
2. 粕屋町調整区域の見直しについて	161
3. 粕屋町学校給食共同調理場における食の安全対策の現状について	163
山脇秀隆議員	168
1. 粕屋町のまちづくりについて	168

第4号 12月20日（金）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	191
議案第70号 監査委員の選任同意について	191
議案第71号 粕屋町情報公開条例の一部を改正する条例について	192
議案第72号 粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について	192
議案第73号 粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	194
議案第74号 粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について	194
議案第75号 粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例について	194
議案第76号 粕屋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する 条例について	196
議案第77号 粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	199
議案第78号 粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に ついて	200
議案第79号 粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について	202

議案第80号	粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について……………	202
議案第81号	平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計資本剰余金の 処分について……………	204
意見書案第5号	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促 進するための法律の制定を求める意見書（案）……………	205
意見書案第6号	消費税増税に伴う、食料品に対する軽減税率を導入する 意見書（案）……………	206
意見書案第7号	消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）……………	206
意見書案第8号	介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る 意見書（案）……………	206
意見書案第9号	国民の「知る権利」を侵害する「特定秘密保護法」の撤 廃を求める意見書（案）……………	206
請願第2号	新聞への軽減税率の適用に関する請願書……………	207
請願第3号	本会議場での国旗「日の丸」掲揚に反対する請願書……………	207
陳情第2号	本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書 （継続審査分）……………	207
	委員会の閉会中の所管事務調査……………	208
・閉	会……………	209

平成25年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成25年12月13日（金）

平成25年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成25年12月13日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 意見書案の上程
- 第7. 請願の報告
- 第8. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範 副町長 箱田彰
教育長 大塚豊 総務部長 八尋悟郎

住民福祉部長	水 上 尚 子	都市政策部長	野 中 清 人
教育委員会次長	関 博 夫	総務課長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税務課長	石 山 裕	収納課長	瓜 生 俊 二
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長補佐	本 多 一 夫		

(開会 午前9時30分)

◎議長 (進藤啓一君)

おはようございます。

開会に先立ちまして、去る11月16日にご逝去されました故安河内利明様のご冥福をお祈りし、黙祷をささげさせていただきたいと存じます。

皆さんご起立願います。

(「黙祷」)

◎議長 (進藤啓一君)

お直りください。ご着席願います。

続きまして、安河内利明議員をしのび、粕屋町議会を代表して、伊藤正副議長から追悼演説がございします。

伊藤正副議長、お願いいたします。

(副議長 伊藤 正君 登壇)

◎副議長 (伊藤 正君)

追悼の言葉を申し上げます。

今は亡き粕屋町議会議員安河内利明様の御霊に、私は謹んで哀悼の誠をささげます。

あなたは、私たち議員の仲間には、ちょっと検査入院してくるからと言われ、去る6月定例会は何度か欠席されたものの、9月定例会には顔色もよく元気な姿を見せておられました。しかし、ついに帰らぬ人となられようとは思っても寄らず、本当に悔やまれてなりません。長年のたゆまぬ頑張りやご苦労に心からお疲れさまでしたと申し上げますとともに、ご苦労をともにされてこられました奥様のご心中を思えば、何ともお慰めの言葉もありません。

あなたは、昭和60年4月、粕屋町議会議員に当選されて以来、7期7カ月の長きにわたり、議会議員として町の発展と住民福祉の向上に尽くしてこられました。この間、昨年度は議員在籍27年以上を対象とする全国町村議会議長会表彰を受賞されましたが、多くの榮譽に輝いておられます。また、粕屋町議会におきましては、副議長を初め、多くの重責を担われ、見事なリーダーシップを発揮されましたことは、私はもちろん、多くの関係者の皆様がよく知るところであります。議員就任以来、何事にも誠心誠意取り組み、粕屋町の現在並びに将来にわたるあるべき姿などについて、常に熱心に持論を述べておられたお姿が脳裏に焼きついております。今、こうしてお別れの言葉を述べていますと、あなたの真摯な中にも温和な人柄が眼前によみがえってまいります。もはや再びあなたの雄姿に接することはありません。しかしながら、あなたが示された見識と熱意を心に刻んで、我が粕屋町そし

て議会のさらなる充実発展に尽くすことこそ、残された者の務めであると信ずるものであります。

安河内利明様、どうぞお安らかに眠りください。そして、ご遺族並びに粕屋町の行く末に永久のご加護を賜りますよう念じ、追悼の言葉とさせていただきます。

平成25年12月13日。粕屋町議会議員伊藤正。

(副議長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

本日は、安河内利明様の奥様にご来場いただいておりますけれども、これをもって退場されます。ご出席ありがとうございます。皆さんご起立し、後方をごらんの上、お見送りください。

ご着席ください。

ただいま故安河内議員の追悼行事をさせていただきましたが、重ねてお悔やみ申し上げますとともに、同氏が安心して安らかに永眠できますよう、安定した議会運営に努めていかなければと思うところであります。

さて、先月11月13日、第57回全国町村議会議長会全国大会が東京で開催されましたので、私、出席させていただきました。「真の分権型社会の実現を目指して」という統一テーマのもと、皆さんのお手元に配付させていただいておりますような宣言と決議を採択をいたしました。これが実現しますよう、全国の町村議会ともども、我が粕屋町議会として鋭意努力していかなければと考えるところであります。

以上、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

ここで安河内利明議員死去に伴います役職の後任につきましてご報告いたします。

建設常任委員会副委員長の後任に八尋源治議員、議会運営委員会委員に長義晴議員、議会運営委員会委員長の後任に八尋源治議員が選任されましたので、報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、10番因辰美議員並びに12番山脇秀隆議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から12月20日までの8日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの8日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、諸般の報告がございます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

改めておはようございます。

本日、平成25年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、師走の大変忙しい中にもかかわらず、議員各位におかれましては皆さんご出席いただきまして大変ありがとうございます。

諸般の報告に先立ちまして、私からもさきにご逝去されました安河内利明議員に対し、謹んで哀悼の言葉を述べさせていただきます。

安河内利明議員は、昭和60年、粕屋町議会議員に初当選され、以来8期、28年7カ月の長きにわたり、議会人として町政の発展に献身的にご尽力をいただきました。その間、副議長や議会運営委員長等の要職を歴任され、政治にかける情熱と人情味厚いお人柄で、多くの人たちに愛され、信頼されておられました。その安河内議員とよもやこのような突然のお別れをするとは思ってもみませんでした。まだ、粕屋町議会議員として、その豊富な経験と知識をもとに町政の牽引役としてご指導、ご助言いただけるものと思っておりましたのに、非常に残念でなりません。今となりましては、議員が生前に残されましたご功績やご指導をしっかりと受け継ぎ、これからの粕屋町の発展と住民福祉の向上のために誠心誠意努力してまいりますことをお誓い申し上げる次第であります。

最後に、町民を代表いたしまして、安河内利明議員の生前のご功績をたたえますとともに、心から感謝の意を表し、安らかなるご冥福をお祈り申し上げ、哀悼の言葉といたします。

それでは、諸般の報告をいたします。

一部事務組合等の平成24年度の歳入歳出決算額につきまして、粕屋南部消防組合、北筑昇華苑組合、福岡地区水道企業団、福岡都市圏広域行政事業組合の4件について報告いたします。

決算内容につきましては、配付いたしております資料のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、諸般の報告といたします。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は12件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

議案の上程をいたします。平成25年第4回定例会に町から提案いたします議案といたしましては、監査委員の選任同意について、1件、条例の改正について、10件、剰余金の処分について、1件、以上12件でございます。

それでは、議案第70号から順にご説明申し上げます。

議案第70号は、監査委員の選任同意についてでございます。

現在、監査委員をしていただいております藤川祐輔氏の任期が、来年2月11日をもって満了いたしますので、藤川氏を再度監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

藤川氏の経歴につきましては、経歴書を添付いたしておりますが、公認会計士として、財務管理、事業の経営管理に関してすぐれた識見をお持ちであり、長年数々の大学等で教鞭をとられるなど幅広く活躍され、人格高潔で、厚い信頼を寄せている方でございます。選任同意について、何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議案第71号は、粕屋町情報公開条例の一部を改正する条例についてでございます。

公正で開かれた町政の発展に寄与するため、情報公開条例を制定いたしておりますが、情報の開示請求に対し、行政の保有する情報の公開に関する法律や粕屋町個人情報保護条例で規定する大量の開示請求に対する開示期限の延長、公益上の理由による裁量的開示及び情報の存否に関する情報について、情報公開条例においても規定するため、本条例の一部を改正を行うものでございます。

議案第72号は、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、学童保育における保護者負担金の納付期限に関する条項について、条例の一部を改正するものでございます。

今回、このほかに12月の納期を12月28日に統一するための条例改正を6件上程いたしております。

次に、議案第73号は、粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、水道料金の納付期限に関する条項について、条例の一部を改正するものでございます。また、消費税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案第74号は、粕屋町下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、下水道料金の納付期限に関する条例について、条例の一部を改正するものでございます。また、消費税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案第75号は、粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の自宅に係る住居手当の廃止に伴い、企業職員についても所要の規定を整備し、廃止するものでございます。

議案第76号は、粕屋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。

この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とするものでございます。

内容といたしましては、粕屋町町民、事業者の責務及び一般廃棄物の処理業等の許可及び手数料を明記するものでございます。

今回の改正におきましては、事業系ごみ袋を新たに導入し、ごみ処理費の一部負担を求めることにより、処理費用を意識していただき、再利用が可能なものの分別の徹底を行おうとするものでございます。ごみ排出の減量と費用負担の公平性を確保するものでございます。また、ごみ集積場の設置義務といたしまして、集合住宅の建築等に廃棄物を集積するための設備を設置していただくものでございます。

次に、議案第77号は、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

でございます。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、国民健康保険税の納付期限に関する条例について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第78号は、粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、後期高齢者医療保険料の納付期限に関する条項について、条例の一部を改正するものでございます。

また、平成25年3月30日公布の地方税法の一部を改正する法律により、平成26年1月から、延滞金の利率が引き下げられることを踏まえ、延滞金に関する条項について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第79号は、粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、介護保険条例における介護保険料の納付期限に関する条項について、条例の一部を改正し、督促手数料に関する条項について削除するものでございます。

また、平成25年3月30日公布の地方税法の一部を改正する法律により、平成26年1月から、延滞金の利率を引き下げられることを踏まえ、延滞金に関する条項について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第80号は、粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、粕屋町営住宅条例における家賃の納付期限に関する条項について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第81号は、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計資本剰余金の処分についてでございます。

これは平成24年度の公営企業の剰余金の見直しにより、補助金をもって取得した資産、いわゆるみなし償却資産の除却により発生する損失の補填として、資本剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出されました意見書案は5件であります。

事務局長が読み上げます。

事務局長。

◎議会議務局長（青木繁信君）

議事日程表の7ページをお開きください。

意見書案第5号。容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）の提出について。

平成25年11月7日。提出者、福岡県町村議会議長会会長中ノ森慎一様。

付託委員会、建設常任会を予定。

続きまして、15ページをお願いいたします。

意見書案第6号。消費税増税に伴う食料品に対する軽減税率を導入する意見書（案）。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年11月26日。提出者、粕屋町議会議員久我純治議員、福永善之議員。

付託委員会、総務常任委員会を予定。

続きまして、17ページをお願いします。

意見書案第7号。消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出。

平成25年11月29日。提出者、粕屋町議会議員山脇秀隆議員、木村優子議員。

付託委員会、総務常任委員会を予定。

続きまして、19ページをお願いいたします。

意見書案第8号。介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書（案）。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出。

平成25年11月29日。提出者、粕屋町議会議員山脇秀隆議員、木村優子議員。

付託委員会、厚生常任委員会を予定。

続きまして、21ページをお願いいたします。

意見書案第9号。国民の知る権利を侵害する特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）。

標記のことについて、会議規則第14条の規定により提出。

平成25年12月9日。提出者、粕屋町議会議員田川正治議員。川口晃議員。

付託委員会、総務常任委員会を予定。

以上、5件でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、請願を受理しておりますので、事務局長から報告いたします。

事務局長。

◎議会事務局長（青木繁信君）

議事日程表の23ページ以降、2件でございます。

23ページをお願いいたします。

請願文書表、受理番号2番。受理年月日、平成25年11月29日。件名、新聞への軽減税率の適用に関する請願書。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、粕屋町大字内橋122の2、読売センター粕屋、所長江崎一廣様ほか2名。紹介議員氏名、木村優子議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

受理番号3番。受理年月日、平成25年12月2日。件名、本会議場での国旗、日の丸掲揚に反対する請願書。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。請願者の住所及び氏名、粕屋町大字上大隈162の12、部落解放同盟表粕屋協議会、会長杉本保彦さんと粕屋町大字仲原2594の1、粕屋地区人権運動連合会会長川口学さん。紹介議員氏名、田川正治議員、川口晃議員。付託委員会、総務常任会を予定。

以上、2件でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

次に、請願につきましては会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時00分)

平成25年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成25年12月16日（月）

平成25年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月16日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | | | | |
|----|------|-----|---|---|---|---|----|
| 1番 | 議席番号 | 11番 | 本 | 田 | 芳 | 枝 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 7番 | 田 | 川 | 正 | 治 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 5番 | 福 | 永 | 善 | 之 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 4番 | 太 | 田 | 健 | 策 | 議員 |
| 5番 | 議席番号 | 1番 | 木 | 村 | 優 | 子 | 議員 |

2. 出席議員（14名）

- | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 木 | 村 | 優 | 子 | 9番 | 久 | 我 | 純 | 治 |
| 2番 | 川 | 口 | 晃 | | 10番 | 因 | 辰 | 美 | |
| 4番 | 太 | 田 | 健 | 策 | 11番 | 本 | 田 | 芳 | 枝 |
| 5番 | 福 | 永 | 善 | 之 | 12番 | 山 | 脇 | 秀 | 隆 |
| 6番 | 小 | 池 | 弘 | 基 | 13番 | 八 | 尋 | 源 | 治 |
| 7番 | 田 | 川 | 正 | 治 | 15番 | 伊 | 藤 | 正 | |
| 8番 | 長 | 義 | 晴 | | 16番 | 進 | 藤 | 啓 | 一 |

3. 欠席議員（1名）

- 3番 安河内 勇 臣

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木 繁 信 ミキシング 古賀 博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	因	清	範	副 町 長	箱	田	彰		
教 育 長	大	塚	豊	総 務 部 長	八	尋	悟	郎	
住民福祉部長	水	上	尚	都 市 政 策 部 長	野	中	清	人	
教育委員会次長	関	博	夫	総 務 課 長	安	河	内	強	士

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長	山 野 勝 寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

本日、3番安河内勇臣議員から、どうしてもという急用のため、けさ欠席届が提出されましたので、報告をいたしておきます。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡単にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願い申し上げます。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号11番本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

おはようございます。

それでは、12月議会定例会、一般質問を始めます。

最初に、11番本田芳枝でございます。

今年度の議会報告会が、11月8日に、サンレイクで開催されました。その席上、参加された町民の方より、給食の異物混入があったが、議会で報告があったのだろうかという問いかけがありました。議会にはその報告はなく、教育委員会に早速問い合わせ、11月18日に、総務常任委員会を開き、説明を受けました。また、PFIの内容がよくわからないという発言をもとに、4つの小学校だけではありますが、教育委員会は説明会を持たれました。議会報告会が、このように町民の皆さんの疑問にお答えする形で展開したことは本当によかったなと思っております。

ところで、その給食の異物混入の件ですが、総務常任委員会では給食センター長から説明を受けました。その内容は、10月25日に、すき焼きの食材を切った後、スライサーの刃こぼれが見つかり、スライサーの周囲を捜索したが、かけらが発見されなかったためにすき焼きを中止したというものです。その後、なぜ異物混入という、あってはならぬことが起きたのか、現場を見ないことには納得できませんでし

たので、私は指定された便の検査をした上で給食調理場の見学をしました。12月2日のことです。この給食センターは、PFIで建て直す場合、平成28年9月から事業開始となっているので、今後少なくとも3年半は操業を続けなければなりません。安心・安全に給食を届けなければならないための手だて、新設までの給食の安全について実施計画が必要と思われるので、次の4点をお尋ねしながら、今後安全に給食が届けられるように一緒に考えていければと、次の4点の質問を用意しました。

1から3は、給食調理場の備品管理、職員体制、今後の食数への対応などで、4は、廃棄されたすき焼きのかわりはどうなるかというものです。

それでは、質問に行きます。

まず一番に、備品台帳を徹底的にチェックして早急に対応を。それをどういうふうに考えて対策を立てておられますか。それをまず質問いたします。

教育長、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの本田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、このたびの給食センターにおける異物混入につきましては、児童・生徒を初め、保護者の方、町民の方々に対しまして大変ご迷惑をおかけいたしましたことに対しましておわびを申し上げます。

ただいま本田議員のほうから説明がありましたが、10月25日に、異物混入が、事故が発生したわけでございます。これについて備品台帳を徹底的にチェックして早急の対応をとということですが、備品台帳をもう一度点検をいたしましてチェックをいたしました。4年前にも金属が1回入って、異物混入事故が発生したことございました。それも同じく野菜を切るスライサーですね、スライサーのねじが外れたということでもあります。情報によりますと、一番異物混入が入りやすいのは虫、虫が25%ぐらい、金属が7%ぐらい、それから毛ですね、プラスチック等が報告をされておりますけれども、今回の場合、一番金属が入りやすいのがスライサーと角切り機という2つの機械がありますが、それをチェックして、初めにチェックして、4,400食の野菜を、白菜、それからタマネギ、ニンジン等、4,400食をどんどんどんどんスライサーでモーターで回っているところに押し込んでいくわけですが、そして最後に点検したところ、今回の場合は刃がこぼれておったということですね。よくぞ見つけていただいたと、これを飲み込んでいたら大変なことになるということ。で給食を止めたわけでございます。

早期の対応をとということですが、直ちに業者を呼んで点検をし、改善をしたわけでございます。このスライサーにつきましては、平成13年度に購入した機械でございまして、毎年春と夏に業者を呼んで点検をしているということ、それからステンレス製ですからさびはしませんけども、3枚、3年に1回刃を替えていると、研磨もしているということございまして、対応の仕方としてはチェックの方法を変えました。今まで使用前に点検、使用後に点検ということで、なくなってるというのが確認できましたけど、この被害を少なくするために、学校別、それから食材別、白菜、ニンジン、切った後に点検ということで改善をいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

よくぞ言っていただきました。その答えを待っていましたが、実は私が、4年前っておっしゃいましたけれど、22年に同じような一般質問をして、同じような教育長のお答えがございまして。その前にちょっと申し上げますが、このスライサーは平成13年購入で、総務常任委員会の席で、その年度と耐用年数とを聞いたんですけど、はっきりしなかったんですね。事故の後ですよ。それで一旦委員会が終わった後、調査をしていただいて報告を受けたのが今の内容でございますが、ないところがございまして。それは耐用年数です。耐用年数は大体七、八年、13年に購入しますと20年です。現在は25年です。25年のスライサーを使っていると。しかも私は現場で見ましたら、本当は2台あるはずなのに1台しかない。だから、その4,400食の300食の野菜をその1台で短時間のうちに、2時間ですけれども、切ってしまったという事実が判明いたしました。

それで、先ほど教育長のお答えの中に、新たに食材ごとに、学校ごとにとおっしゃいましたけど、実は22年3月の一般質問で同じように答えておられます。その内容は、3回ありましたが、10月5日に、ねじが外れていることに、今回と同じように学校に配缶するときにわかり、欠食という事態が起きています。そのときの対策として、調理が終わった後にねじを点検するだけでなく、食材ごとに、つまり大根を切ったら点検、ニンジンを切ったら点検というふうに食材ごとに点検をするということにしていますと、一般質問で教育長がお答えになっております。3年後の現在、それが行われていない。そのことをどうしてなのか、私はお尋ねしたいと思っております。今回の異常で見つかったのは、作業終了後の11時過ぎ、既に配缶を終わった学校もあったようですが、この経過は22年10月5日と全く同じなんです。しかも今のお答えが、全くこのときと同じ。

それで、インターネットで調べますと、この異物混入は過去大きな大量調理場、給食センターでよくあるようでございます。したがって、すごくそこは管理マニュアルのところで丁寧に書いてございます。あるところは、20キログラムした後にチェック、点検、記録と。そういったところまで書いておられるところがあります。それほどこのスライサーを使うということは大変難しい状況ですが、このことに対して教育長はどういうふうを考えられますか、今。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

4年前も点検を厳しくしたつもりですが、今回の場合、現場に行きましてチェック表を比べてみました。やっぱり前回のチェック表は、使用前、使用后でございました。ねじが10カ所ございまして、全部ねじを数えますと、115個ありました、ねじが。これが電動で、があつと回っていくわけですから、やっぱりどうしても外れやすいという危険性はあるわけですね。それで、時間はかかるけど、チェック表を見ましたら、前回は使用前、使用后、今回の場合は、学校別、上に学校別が書いてあって、白菜、ニンジン、キャベツですね、食材が書いてありました。チェック表を変えたという確認をいたしました。それから、20キロとかいろいろな点検の方法がありますが、文部科学省の指導によりますと、やっぱりその異物混入を避けるためには、徹底したチェック体制しかないということでございます。ですから、調理員の方々に徹底した調理の点検をとということで前回も見させていただきましたが、ブロッコリーですね、地産地消のブロッコリーを10人の調理員の方で3回に分けてチェックをしていました。やっぱり異物が入っておりました。毛を1本見つけられました。そういうことで、機械にしてもなおですが、チェックを厳しくするというので進めてまいりたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

お答えにちょっとは疑問があるんですが、私がお答えを望んでいますのはスライサーにつきです。それで、前回と今回のお答えの内容が同じということは、前回の反省を踏まえた上で、現在その作業を行っていないという結果が出たということになります。この考えでよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

前回と同じく、点検を厳しくするというので、前回本田議員おっしゃったように、前回は学校別、食材別ということは確認しておりませんでした。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

この責任は大きいと思います。

それから、次に行きますが、本来2台あるはずのが1台しか作動してなかったと、この事実は間違っていないんじゃないかと思うんですが、もう一度確認のために、教育長にお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

スライサー2台ありますけど、1台しか使っておりません。1台で十分間に合うということです。

本田技研。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

1台で十分間に合うというのは何を根拠におっしゃっていますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

給食センター所長からそのように伺っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

こういう事故を受けてもご自分で確かめてはおられないということですね。センター長の報告を聞いた上で、ここでそのような形で答弁をなさっておられるということですね。はい、わかりました。

時間が余りないので、次に行きます。

結局、結果としては、2台あるはずのスライサーは1台、しかも耐用年数は5年も過ぎている。しかも、チェック機能は前回と全くチェックのやり方は同じ。これでよく大きな事故が起きらなかったなど、本当に奇跡に近い。運がいいですね、粕

屋町は。私はそう思います。

次に、行きます。

職員体制の問題です。切菜機の事故は器具が耐用年数をはるかに超え、2台ですべきところを1台でという状況があるでしょうが、スライサーの針を10ミリの最も大きいものでなければならなかった体制にも問題があると考えています。刃の交換や野菜の色や形で刃を交換、点検できる職員に限られていた。つまり、職員の手が足りなかったことも原因の一つと考えました。21年度の決算報告書には、それは21年度の職員体制ですが、総括主任、衛生主任、危機管理主任、作業主任と4人の主任の責任分担がはっきりしていて、危機管理主任が1人、正職員の職員は9人いました。それが22年度から、総括主任と3人の主任という簡単な肩書の表記になり、正規の職員は1人減り、これは調理場ですよね、8人になっています。今年はその正職が6人、そして2人の嘱託となっています。その上、あろうことか、事務職員も3人から2人となりました。21年度に、給食センター全体の正職員の数は12名、25年度は8名で、4名の減になっています。3度の異物混入があったのが平成22年ということを見ると、幾ら足りない人数で、臨時やパートで補充してるといっても限界があるのではないかと思います。どのようにそれを考えられるのか。

ついでに3もいきます。

4月からの児童・生徒数の予定増加数も含めて、今後どのように対処されるのか、お答えください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの職員体制についてのご質問ですが、今本田議員がおっしゃったように、4班に分けて調理を推進しております。下処理班と大きなおかず、小さなおかず、あるいは米飯、4班ですね。それに対して、今町職員が6名と、嘱託が2名おりますので、8名を2名ずつ分けて、そして常勤の臨時職員を1名、そして20名おります臨時職員を振り分け、総計5名から、4名ですから7名、8名で、班編成、献立によって班編成をし、調理に当たっていただいております。これは、献立は2カ月前の献立委員会で調整して、臨時職員の数を増やしたり減らしたりして調整をして実施をしております。

続けて、4月からの児童・生徒数にどう対応するのかというご質問ですが、来年度は280名増加するという予想を、これは教育委員会のほうで児童統計表をつくっておりますので、それに基づいて280名の増加と。これは一つの学校に280名が増えるんじゃないくて、小・中学校6校を調べますと、約四十六、七名になろうかと思ひ

ますが、それでは今現在の釜とか調理方法で十分間に合うのではないかと。ただ、27年度、4,800、4,900になろうかと思いますが、これにはかなりきついということで、今後常勤職員を1名ずつ4班に分けて4名増員、また設備面では、消毒保管庫、それから大釜、フライヤー、てんぷらを揚げるやつですね。それから、皮むき機、スライサーなどの増設が必要であろうかということで、新年度予算に計上させていただきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

この調理場が30年前に建てられたとき、この食数は6,000人を予定しておられました。びっくりしたんですけれど、当時子どもが多かったんですね。その当時4,400数の給食をつくっていました。したがって、まだこの給食センターは、数に関しては、献立も違うでしょうし、30年前と現在では違いますが、耐え得る、そういう状況にあるわけで、だからきちんとした職員体制、それから備品の体制を整えれば、3年半は何とかやっていけるんじゃないかと私は確信しましたが、ただ今のお話では、常勤の臨時職員、増やすとおっしゃってましたが、その方たちの研修とか、この大量調理場の調理員の経験を必要とする調理員が本当に集められるだろうか。したがって、ここからよく次長がおっしゃるように、あの次の給食センター、新しい給食センターが、調理は民間に委託をしたほうがいいという考えをよくおっしゃってましたが、私もそう思います。したがって、この4名を増やすに当たっても研修をきちんとしていただかなければならないわけで、その計画をも今後総務常任委員会の中で詳しくお尋ねしたいと思います。

次に4番、欠食となった食材はだれが負担するかというところです。11月18日の総務常任委員会、また小学校の説明会でも、保護者からの訴えがあった問題について考えます。すき焼きの欠食に対する代替食は、後日、デザートで対応と答えておられますが、そして当日は小学生はふりかけ、中学校はかなぎのつくだ煮を追加、つまり麦御飯、かなぎのつくだ煮、牛乳、寒天入りの酢の物で終わっています。説明会の保護者の話では、すき焼きを子どもたちはとても楽しみにしていた。後日、デザートで埋め合わせをするということですが、主菜とデザートは違う、何とかならないかという質問に対して、センター長は、内規で決まっているので、これ以上どうしようもないと答えられました。間違いありませんね、そこは。はい。びっくりいたしました。18日の総務常任委員会でも、非常にこれは大きな問題になり、町の過失であるため、一般予算の補正を出してでもきちんと対応をすべきという意見

でまとまっていたからです。そのときの内規のつづりが、総務常任委員会のメンバーにも後で配られました。その説明も、直接の手渡しでもなく、引き出しに入っただけです。その作成の日付は、今年の4月。給食運営委員会で作成ということです。議会でも作成の報告はありませんでした。だから、誰も議員は知らなかったんです。当然前回の総務常任委員会でも、この内規についての説明があつてよかつたはずですが、そのことには一切触れておられません。4月からのその作成で、委員会がどういうメンバーで、何回開かれたのかの報告も決算書には見当たりません。その費用弁償を払った事実もない、委員会の運営形態のようです。給食費は私会計、私会計ですね。なので、なおさら厳重な管理が必要ですが、どうなっているのでしょうか。そこを教育長、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの給食費の件ですけれども、学校給食法の11条に、給食センターは給食室にかかわる施設設備運営については町の負担とするとございます。ただし、給食費については、児童・生徒の保護者の負担とするという条文がございます。これを受けて、粕屋町では学校給食運営委員会を組織しておりまして、運営委員会は各学校のPTA会長、校長が出席をして、組織運営します。そこで、どんなことが話し合われるかといいますと、年間の給食費を幾らにしようと、今年は給食の回数を180回にしようとか、170回にしようとかということが、具体的な運営の方法がそこで話し合われるわけです。

◎11番（本田芳枝君）

議長、いいですか。

時間が余らないので、私が質問していることに対して的確に答えていただきたい。

◎教育長（大塚 豊君）

それでは、インフルエンザ、ノロウイルスの感染症等における、あるいは台風、豪雨等の自然災害、あるいは今回の異物混入事故における場合には、学校給食を中止した場合には、学校給食費を還付しないものとするという内規に準じて実施しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

そうであれば、総務常任委員会でそのお答えをされるべきでしたし、内規をこういうふうにつくっているが、こういうことで現在考えていますとかいうふうにおっしゃると、一步先に進むんですよね。ところが一切その話はなく、私は内容、その還付のことを話しているのではなくて、議会と教育委員会のあり方を今言っているわけで、作成したのであればその報告はあつてしかるべきです。なくて、後でしかもその小学校の説明会で、そのとき私はそのことをちょっと言ったので、その結果かなと思っているんですが、後です、個別にその議員の引き出しにそれが入っている。そういうやり方に対して私はちょっと疑問を持っているわけで、今の教育長のお答えを聞いてもですね、問題の本質からそれた、あくまでも決まりのことをおっしゃって、粕屋町でご自分が、今教育長として務められておられますが、その現在のそのありようについてのご自分の考えとか経過とか、そのことに関してのお答えが非常に少ない。そこに私はかなり疑問を感じているわけです。

食数が増えるということで建設を急ぐような話でございますが、先ほどの話では、この給食センターは6,000食だったですね。今回、調理場に入ってみて思ったのは、3年前、今4年前とおっしゃいましたが、22年ですね、の3月に入ったんですが、格段にきれいになっていた。前がちょっとひどかったんですけど。器具もサラダ用冷蔵庫、それからフライヤーも増やされると。それから野菜の切菜のラインも増やされると聞きましたが、私はすぐこの切菜機は買い替えるべき、二度も同じような事故が起きているわけですよね。そう思っております。ドライ方式にはできないのは致命的ですが、耐用年数の期限が切れているような器具は新しくして、子供たちに安全な給食を提供できるようにぜひお願いしたいと思っておりますが、今の私の発言に対して、教育長、どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

議会の対応につきましては、教育長、参加をしておりますが、次長、課長、それぞれ担当が参加しておりますので、聞いて、最後の発言を私がしようかと思っております、いろいろ教育長として、最初から終わりまで発言しようとは思っておりません。学習をさせていただきたいと思っております。

2つ目ですが、教育委員会といたしましてその責任を果たすために、毎年粕屋保健福祉事務所の点検を受けております。厳しく受けております。今、耐用年数の問題ありましたけれども、施設の調理器具については合格点をもらっておりますので、それで安心しているわけございまして、スライサーにしても耐用年数を過ぎている、早い場合もございましてけれども、チェックを受け、できるだけ多くチェッ

クを受ける。保健所のチェック、それから福岡県教育長のチェックも受けております。文科省の出先の機関のチェックも受けております。教育委員会が果たせるのはそういうことかなと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

時間が長くなりますので、ちょっとここで申し上げるのはどうかと思いますが、今の発言を受けてあえて私は申し上げます。教育長は、この役場の執行機関の中で、ナンバー3です。当然、それに対する給与、待遇は、ナンバー3です。その方は、教育委員会の、もちろん全体の責任は委員長にあるかもしれませんが、こういう設備に関する、あるいは議会との対応、それは常勤である教育長、あなたの責任です。私は、この前小学校の説明会でつくづく思ったんですが、体調を崩しておられたということでマスクをしておられましたが、一切のお詫び、皆さんに対する、ありませんでしたね。その素材、この欠食に関する、一切発言がなかった。ところが、議会と、こういう総務常任委員会と、こういう場では本当に申しわけなかったとおっしゃいます。でも、教育長が本当に丁寧に答えなければならないのは、保護者に対してではなかろうかと私は考えております。

次に、行きます。

根本から見直すべき給食センターの建て替え。実はここで私は申しわけない、皆さんに謝りたいと思っているんですが、調査の結果、自然ふれあい広場で、3年以内に給食センターを建設するのは無理とわかりました。それで、この場所についての今回の提案は取り下げます。私がこの提案を思いついたのは、9月議会の補正予算通過後、土地開発公社で審議あったときでした。消防団の訓練所を新しくつくるなら、当然電気意外のインフラも整備も予定されると思ってしまったのです。焼却場跡地は、操業をやめて10年を経過しています。下水道の設備さえ整えば何とかなのではと考えましたが、この一帯が下水道計画区域外の場所で、古大間池の浄水場ですら、いまだにくみ取りだったのです。町有地と公社所有の土地なのですが、公社所有の土地を町が買い取り、新設の給食センターを核として、新たな事業の展開を考える。第2次総合計画にこの一帯の開発に関する構想があり、それを少しずつ実現すれば懸案の土地開発公社の問題も一遍に解決すると考えたのですが、下水道計画区域外というのは致命傷でした。教育委員会の資料には、500から800メートルの下水道の整備が必要で、経済的負担が大きいということでできないということだったので、これはクリアできると早合点したのです。金銭的な問題は、PFIを

やめればずっと安全で費用もかからないと思っていますので、これは今後私は逐一証明していきます。インフラ整備の費用は何とかなると考えたのですが、甘かったのです。それで、この場所に3年以内に建設をという考は現在取り下げます。

で、1に行きます。

P F I 方式をやめて直営で、調理業務は民間委託する普通の給食センターの建設をという提案に行きます。

現在の給食センターが水害要注意の場所にあるという事実を私たちはもっと重く考えたほうがよいと思います。この場所での建設は、今まで水害の被害を受けていないから大丈夫、P F I 導入可能性調査にもそのように書いてございました。この場所での建設は、水害の被害を受けていないから大丈夫との答えを教育委員会からいただいています。多々良川にはこの川に来るまでに3つの固定堰があり、それがうまく作動していなかったから戸原や大川小学校が浸水の被害に遭ったと私は理解しています。これが、転倒堰にかわる、あるいは整備されることによって水量が増える、これは粕屋町の防災マップです。やっぱり見えませんね。想定地域、ここなんですけどね、今給食センターがあるところは。多々良川がこのようにこう流れてきているわけですが、ここが直角なんです。堰が幾つかあります。それで、この堰からあふれて、固定堰からあふれて水が出たわけですが、それを皆さんもう一度考えてほしい。もちろんあなた方は専門家なので考えてはおられると思います。しかし、しかしですね、想定外のことが例えば今日本じゅうで起きています。私はここに給食センターを建てないで、ほかと思ったんですが、現在の状況では仕方がないので、それならS P Cという民間に委託するよりも、どのようなことがあっても町がすぐさま対応できる直営の給食センターをここに建ててほしいというふうに考えています。その上で、調理業務は委託で私は構わないし、現在そう考えていますがね。この危険地域にどう対応するのか、もしP F I 手法でやれば、相手は企業ですから、危険に見合った損害賠償請求をするでしょうし、またそのときの安全のための保険もかなりの金額を設定すると思われま。この場所にS P Cという共同体をつかって、今後15年間に何が起きるかわからない状況で投資をするというメリットが企業側に本当にあるのでしょうか。私はそこから考えたいんです、逆にですね。なかったらじゃあ何のためにうちに来るのか。その辺を考えたいと思うんですが。P F I 導入可能性調査の23ページには、今まで事例がないからということで、具体的なリスクについては述べられていないのがかえって私には不気味に思えます。地図を見れば直角に曲がっている川の流れを見れば一目瞭然です。この地以外で建設ができる場所がないのなら、いろんな危険に……。これは私言いましたから、そのことについてどう思われますか。これはですね、町長にお答えいたしま

す。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

可能性調査とまた今アドバイザー計画をやっております。そういった中で、詳細の分析は、教育委員会所管でやっておりますので、詳しいことは所管のほうから答弁させますが、今おっしゃった給食センター、今、現にある給食センターのところに建設をするということは変わりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

現在地の危険性はもちろんですけども、大川小学校が水没したときは本当にびっくりいたしました。当時見ましたら、向こうに江辻の運動公園がございまして、あちらのほうはずうっと水が浸したことを思い出しますが、これは次長が海拔を調べてきておりますので、次長のほうから報告させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

災害についてでございますが、給食センター、現在の給食センターのあるほう側のあの堤防敷の高さでございますが、9.2メートルでございます。対岸の堤防敷の高さが8.1メートルでございます。今回建設予定の敷地は、この9.2メートルより50センチ高い9.7メートルになる予定でございます。また、対岸の東側にはグラウンドとして、5.6メートルの海拔の調整地がございます。これによって、災害等は給食センターには起こらないというような導入可能性調査の結果でございます。

それともう一つ、本田議員が言われました天災における、災害におけるリスクですね、これはP F Iを導入いたしましても、天災については、町が責任を持つような契約をいたします。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

町が、それも考えた上で契約をするということは、金額のところまでまだ行っていないんですね。だから、金額をどのように負担するか、S P C、S P Cもしか

ですね、これは直接業務を行う会社ではなくて、またSPCから次の会社に委託するわけですが、町、SPC、そして事業主、そういう形で流れが行くと思いたすが、それに対応をするようにすると。今アドバイザリー契約で考えておられると思いますが、私はこの粕屋町全体のこの図を見まして、この場所、この場所しか建てる場所がないのであれば、この3年半の間にですよ、そこをどのような形で今後粕屋町の子供たちと一緒にあって運営を続けていくのか。そのことをよくよく考えて、それでPFIは難しいと思っているところです。そういう提案を今していますが、これをまたそちらで皆さんがお考えになって新たな案を提案されても、それはまたそのときに私は考えます。ただ、地図と、それからその場所、それからそこに行く過程、配達をしないといけないですよ。だから幾らそこが水害に遭わなくても、途中の、あそこ低いですよ、その辺の配達の問題、さまざまあると思いたす。そういう対応にすぐ対応できるのが町の直営のメリットだと私は考えているところです。

以上で私の質問は終わります。

教育長がいろいろ考えてくださいましたが、教育長は子供たちの給食の配食の安全についてはどのようにお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育委員会といたしましても、子供たち、児童・生徒の給食の安全、健康第一、これを考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、次に行きます。

3番目、元気な高齢者を増やすために。

粕屋町の高齢人口65歳以上は6,993人で、高齢化率は15.7%でございます。通告書にはおよそ14%としていますが、これは行政区ごとの高齢化率が出ていまして、長者原下区の数字でございましたので、訂正いたします。

町は、毎年高齢者に対してお祝い金を出していますが、今年から、70歳の方への配布を取りやめております。ところが、今年もらえると楽しみにしておられた方への通知が遅れ、ひんしゆくを買っています。周知の仕方が足りなかったと思いたすが、どう考えておられますか。住民福祉部長にお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

本田議員さんのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、粕屋町は福岡県で一番高齢化率が低く、若い世代が多い町でございます。しかし、毎年確実に高齢者数は増えており、今後も増え続けることは間違いないと思っております。高齢者の皆様がお元気で生き生きと住みなれた地域で生活していただけるような対策支援が重要であると認識しております。住民福祉部におきましても、高齢者の医療、介護予防や在宅福祉、健康づくり等と3課にまたがって事業を担当しております。担当する3課が、それぞれの立場からの意見をもとに協議し、連携し合いながら事業の展開を進めているところでございます。

そのような中で、今回の敬老祝い金支給年齢の見直し、それから肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成事業の新設につきましても、これから高齢者対策の方向性として、部内連携を生かし、よりよい方法で周知啓発に努めてまいりました。具体的な広報の方法としましては、まず敬老祝い金のご案内をしております9月号の広報に、まず今年度から70歳が対象から外れたことと、それからその理由について周知し、理解とご協力をお願いするとともに、その下段に肺炎球菌ワクチン接種助成事業のご案内を掲載いたしました。また、70歳になられる方への個別通知の中にも同様の内容を盛り込み周知いたしました。さらに、介護福祉課が実施しておりますゆうゆうサロンに出向き、予防接種の案内や、総合窓口課では後期高齢者の医療証交付の際に案内チラシを配布するなど、部内で連携を図り、周知に努めさせていただきました。十分な対応をさせてもらったつもりではありますが、何分それぞれ事業の実施時期のずれ等もございまして、全ての高齢者の皆様に満足いただけたかどうか、反省すべき点もあると思っております。例えば、広報6月号におきまして、肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成事業のご案内をした際に、同時に敬老祝い金の支給年齢の見直しについて掲載すべきであったのではないかと感じております。今後は今まで以上に十分に部内連携と協力体制による周知啓発、全ての面でよりよい事業実施に努めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ちょっと長いんですね。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

済みません。

◎ 11 番（本田芳枝君）

いえいえ。次の質問の答えまで言っていたいただいてあれなんですけども、私の質問の仕方がちょっといまいちだったかもわかりませんが、どのような形でこのような祝い金を今まで本人に渡しておられたんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

8月の区長会の際に、このような方たちがいらっしゃいますということで、区長さんをお願いして、区長さんのほうから渡していただくようになっておりました。8月の区長会の際に、全然区長さんのほうに70歳の分がなくなったということを申し上げておりませんでしたので、そこで区長さんのほうからお叱りを受けた次第でございます。それで、予算が通過した際に、本来であれば6月の広報に肺炎球菌の分を載せましたので、そのときに一緒に、今年から70歳はなくなったんということを広報すればよかったなと今反省しております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

今の時点では、6月の広報で皆さんに周知の続きで案内すればよかったっていう、それが今まで十分だったけど、それで今後の対応は十分だというふうなお答えのようでございますね。

それを踏まえた上で、次の質問、本当の質問に行きたいと思いますが、私は11月に風邪を引き、病院へかかりました。そのとき病院の掲示板に、肺炎球菌のワクチン接種の案内のチラシとインフルエンザの案内のチラシが一緒にごさいました。肺炎球菌のワクチン接種への事業への取り組みは郡内でも早いほうでは、まだやらないところもあると聞いております。2つの事業を効果的に町民の皆さんへ伝えるよい方法がもっとあったのではないかと思い、その辺の検討を住民福祉部でされたかどうかをお尋ねしたわけです。それで、肺炎球菌の、これ私のあれになりますが、じゃあちょっと行きます。その対象人数、それから予算金額、去年のインフルエンザの接種人数なども教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

済みません。対象人数のほうが、これが以前に受けますと5年間の効果があるということで、対象人数の把握がちょっとできておりませんので、申しわけありませ

ん。現在、11月末までに、452名の方が申請受け付けをされております。それから、済みません、ちょっとインフルエンザの件に関しましては、健康づくり課長のほうにお願いします。

◎11番（本田芳枝君）

予算も。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

はい。肺炎球菌の予算ですね。それも一緒に。

◎議長（進藤啓一君）

大石健康づくり課長。

◎健康づくり課長（大石 進君）

まず、肺炎球菌の予算ですけど、本年度は500万円計上させていただいております。そのうち、今半分ほど使わせていただいております。

2点目のインフルエンザにつきましては、ちょっと一般質問に出ておりませんでしたので、全く資料をお持ちしてませんので、後から文書のほうで皆さんに通知、インフルエンザの件数と執行額でよろしいですね。後日、提出させていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は、私が調べたところでは、このお祝い金は予算は大体400万円ぐらい、390何人いらっしゃいましたので、400万円必要じゃなくなったわけですよ。それと、こちら側では肺炎球菌の予防のワクチンを500万円の予算を組んであります。500万円、実際に全部なくなるってことはほぼ今までの経過ではないわけですね。今から私たちが考えていかなければならないのは、もう財源には限りがあります。それで、いろんなことを考えて、しかも高齢者がふえるので、このお祝い金を減らすというふうに議会では説明をされたように聞いております。それが3月議会です。その議会が終わった後に、今年度のいろんな形を通知する場合に、逐一それを皆さんにお伝えする。だから、さっきおっしゃったように、それが最短の方法としては、3月に終わって、もう6月のあれしかありませんよ。広報しかね。だから、今その話をされたんだろうと思うんですけど、70歳の方にとっては何で自分たちの代からそれがなくなるんだというふうに思われると思うんですけど、町ではこれだけ別のこういう事業をしていると、そのPRも兼ねてされるというのが私は一番の方策ではないかというふうに思い立ったんです。これは、今後、しかも町民の皆さん

に、本来であれば1年おいて、来年の話で皆さんに伝わるようにするのが一番いいと思います。そんなに何十万円もいただくわけではないので、でももらうほうとしてはうれしいから、心待ちにしておられた方もたくさん、実際私も何人もその声を聞きました。肩書のある方からも聞いております。それから、後援会でもその話、町長後援会のときにその話が出たと思います。だから、多くの皆さんがそれを楽しみにしておられますが、若いおたくたちはそれがわかられないと思います。70歳に手が届いた人がまだいらっしゃらないですよ。ということで、私はその辺の町民の立場に立って、だんだん年をとると気持ちが不安になります、いろんなことで。そういったときにこういうのをいただくっていうのは、金額の問題ではないですよ。町が自分たちのことをこれだけ考えてくれている。それがうれしいわけで、それが急遽何の前もってのあれもなしになくなる。しかも区長さんの仕事としては、直接区民の皆さんにどうしてないんだと区長さんに来ますよね。区長さんの仕事も大変だろうと思います。だから、その辺をわかった上で、町が全体を考えて増やしているところもある。で、減らして今回は申しわけないけど、このようところで力を入れますということを当然は部内会議であっていると思っていたのですが、先ほどのお返事では何かその辺が非常に事務的のような気がいたしました、いかがですか、部長。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

内部の中では、どういうふうにして広報活動をしようかという協議はいたしました。それで、先ほども申し上げましたが、ゆうゆうサロンであったりとか、老人クラブの定例会のときなどにも肺炎球菌のお話をしたりとか、それぞれの持ち場持ち場で両方の周知に努めたつもりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は、そのことが回覧板で回ったときに、同時にこれが回ってまいりました。ボランティアセンター。これは各家庭1枚もらいます。広報は記事がたくさんあるので、見落とされる方も多いですよね。広報は各家庭に来ます。けども、そこで実際それを見られる方は、そのところを見られるかどうかかわからないですが、こういうチラシで、これはボランティアセンターの広報紙で、年に4回ほど、これがいかどうか私わからないですよ。でも、この方法だと確実に町民の皆さん、一軒一軒に届きますし、それが机の上に置いてあれば、それ以外の家族の方も見られる

わけで、家族同士が話し合い、あるいは近隣の皆さんが話し合うと。だから、これそんなにお金はかからないし、やり方もとても簡単だと思うんですね。だから、本当に町民の皆さんに私は個人的にお一人お一人に、今同封していたというふうに言われましたが、本人はわかってても、例えばその周りの区長さんとかはわかっていないわけで、だからそういうことをきちんと皆さんに伝える方法をもう少し考えていただけたらというふうに今思っていますし、そのための部、住民福祉部だと思っていますし、そこに部長がいらっしゃるというふうに思っていますので、今後よろしくをお願いします。

次に、行きます。

それから、この両方併用のインフルエンザとそれから肺炎球菌のワクチンの接種は、これは実施は国民健康保険会計の縮減につながると思うというふうに書いております。その内容について今からちょっとお話をいたしますが、私は9月議会で国民健康保険会計の赤字に対する一般会計からの1億1,000万円の繰り出しをすることに反対しております。安易に繰り出し、その補充ができなくなったら値上げに結びつくのではないかとこのことを恐れるからです。もう少し赤字の原因を分析して、きめ細やかに対処してほしいという願いを込めたのです。東北大学加齢医学研究所教授の渡辺彰という方が発表してある事例に興味深い内容がありました。日本の死因の1位はがん、2位が心臓疾患で、3位が肺炎だそうです。年齢の刻みで肺炎の死亡率を見ていくと、65歳からどんどん増えて、85歳以上だけを見ると死因の一番が肺炎です。入院が必要な肺炎の治療費は、1人当たり50から100万円以上です。150万円、200万円かかることもあります。お薬の料金は安い、しかし入院そのものに費用が高いのです、かかるわけです。肺炎の病原体には肺炎球菌が最も多く、重症化しやすく、しかもインフルエンザ流行期に肺炎球菌肺炎が増加するという事例が出ています。ワクチン接種で、肺炎球菌肺炎にさせない、あるいはなっても重症化にさせないことが極めて効果的です。医療費を節減する最も大きな切り札とこの教授は言っておられますが、粕屋町はこの切り札を切り札として自覚が足りないのではないかと感想を持っています。もう少しアピール、こういうふうに町がしますよ、あるいはしていますよ、しかもインフルエンザでも、そのワクチン接種、私は23年度を見たんですが、予定の半分しか、6,995人ぐらい、65歳以上の町民の皆さんいらっしゃるんですが、その半分ぐらいしか接種をされていないという状況をちょっと記憶にあります。だから、せっかく予算があっても、その予算が使われずに残っている場合が多い。その辺の分析をきちんとして決めた事業であるならば、それを徹底させる。そういった上で、この繰り出し金を考えるというふうな流れをぜひ見せてほしい。そう思ってこの質問を用意したんですけど、住民福祉部長、い

かがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

予防接種の接種率なんですが、やはり個人負担もありますので、町が幾ら補助をしてもされない方もいらっしゃると思いますけど、先ほど言われました広報につきましてはもっとしっかりアピールしていきたいなと思っております。

それから、肺炎は平成23年の死因で、先ほど本田議員さんも言われましたけど、脳血管疾患にかわり第3位となって上昇傾向にあり、このうち肺炎球菌によるものが3分の1から4分の1と考えられております。肺炎は高齢者がかかる割合が高く、より多くの方が肺炎球菌のワクチン接種によって医療費の縮減及び健康寿命の延伸につながると考えております。で、このワクチンは5年間抗体が持続いたしますので、国民健康保険会計はもちろんですが、後期高齢者医療の縮減にもつながると考えております。今後ともいろんな場面で、さらに周知に努めたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、最後の質問に行きます。

ボランティア活動の活性化のために。

それでは、このボランティア活動の活性化のために質問を3つ用意しております。

1は、そのボランティアの全体の総数、2は、それぞれの研修については、そして最後に3をしていましたが、この1と2をまずお答えをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

本田議員の質問にお答えします。

まず、ボランティアの数です。結果から申し上げますと、64団体、それから約700名の方がいろんな形でのボランティアに参加しております。内訳は、福祉ボランティア、それから協働のまちづくり課が所管する防犯等のボランティア、それから社会教育課関係が所管します学習ボランティア、それからボランティアというきちんとした団体ではございませんけども、バラ、コスモスなどの栽培を管理していただいている方々、それから文化協会、体育協会等々の社会教育関係の団体、それか

ら子育ての応援団等々、それからゆうゆうサロンでのエスコートしていただくボランティア、その方々等を含めて、今申し上げました団体数、それから人数でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

研修の関係がありましたね。

◎町長（因 清範君）

研修の関係につきましては、所管部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

研修の体制についてのご質問でございますが、現在のところ、研修についてはボランティア団体全体を対象としたものは実施しておりません。しかしながら、ボランティアセンターにおきましては、第2次粕屋町地域福祉活動計画に基づき、ボランティア団体レベルアップ研修等の支援がなされております。防犯ボランティアにつきましては、11月27日に、粕屋警察署の協力をいただき、見守りの方々を対象とした講習会を実施、粕屋町内における防犯や交通事故の情勢、それから安全な活動をするためのポイントについて学んでいただきました。読み聞かせボランティアでは、活動歴も長く、実践活動の中で資質の向上に努めておられます。それぞれの目的や分野の違いもありますので、町全体での研修は実施しておりませんが、各団体に継続的な活動を続けていただくために、わずかではございますけれども活動費の一部を助成金として交付しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

各団体に町が助成する団体がちゃんとあって、その団体はちゃんと規約があって助成を受けていると思います。その中で、独自に研修を受けていると思いますが、その研修もとてもそのグループ内で大事と思いますが、粕屋町全体でボランティアとはどうあるべきか、あるいは他の自治体ではどのようにしているか、その現場をやっぱりみんなで見に行く、そういう機会があればいいと思います。

現在のマイクロバスの取得の年数は、町長おわかりですか。マイクロバス。町のマイクロバス。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

マイクロバス、取得年月日ですか。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

済みませんね、突然して。実はもう時間が少ないので申し上げますが、平成2年か3年なんです。もう20年以上たっている、先ほどの切菜機と同じように、こういう部品は非常にお金を町はかけていないと。だから、今後またこれをお話を続けませんが、こういう細かいところに目をやって、具体的にわずかな予算で生きるということがございますから、ボランティアは町民の活動あるいは町に非常に大きな影響を持ってきます。それで、今後その辺のところを考えながら町運営をやっていただけたらと願ってこの質問を終わります。

以上でございます。

（11番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

7番田川正治議員。

（7番 田川正治君 登壇）

◎7番（田川正治君）

議席番号7番、日本共産党田川正治です。

皆さんもご存じのように、先日、参議院の本会議で、希代の悪法と言われます国民の知る権利を侵害する特別秘密保護法が、12月6日深夜に安倍自民公明政権により強行採決されました。国民の知る権利、これは憲法が保障する国民主権の原理、民主主義に不可欠な権利であります。戦前、政府と軍部が軍事保護法などで国民の目が耳を塞ぎ、国民が国政を批判できない状態にしたことが侵略戦争につながったと、苦しい歴史の教訓あります。忘れてはなりません。日本共産党は、国会内外でこの法律の撤廃目指して取り組むことを表明いたします。

以下、発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、学校給食センターの建て替え問題についてであります。

質問に入る前に、質問通告書の5項目のところに質問しておりました、PFI事業は全国で20%程度というのを書いておりますけど、間違いでありまして、これは学校給食の民間委託が20%程度ということですので、訂正して質問を行います。

まず最初に、町の将来を担う子供たちに安心・安全な給食を食べさせる、このことはハイリスクなPFI事業ではなくて、町が公設公営で行うことが求められてる

というふうに考えます。学校給食については、学校給食法に基づいて、学校教育の一環として実施され、近年は食育の重要性も認識されてきておりますし、このような重要な役割がある学校給食について、調理部門の献立、調理が一体となって運営されなければならないということでもあります。学校給食は、献立作成に当たる栄養士が調理設備や配置されている調理員の調理技術を把握して、献立や食材などについて調理師の意見を聞き、それを前提に、栄養、食育、調達可能な食材などを考慮して献立を立てる、それを調理師が実行するという、栄養士と調理師との共同関係、作業で成り立っております。しかし、これは調理業務の民間委託ではできません。共同作業が求められる栄養士と調理員との分離、すなわち献立作成と調理とが分離されていることとなりますので、給食の質の低下が懸念されることになると思います。献立作成についても、調理現場を把握する給食調理受託業者の発言力が強まることにつながりますし、町の公的責任が曖昧になって、安全・安心な学校給食、食育の観点が失われていくことになると考えます。このようなことを考えますと、将来を担う子供たちに安全・安心な給食を提供できる方法、それは公設公営の給食にこそあると考えます。

そこで、税金を投入して、P F I 事業による経営破綻、P F I 神話の崩壊が全国で生まれております。紹介いたします。私も一般質問でこのことは述べてきたことではありますが、改めて紹介したいと思えます。福岡市が税金を投入して出資してきたタラソ福岡、これは初年度から利用者が伸び悩み、倒産して、施設は閉鎖。北九州のひびきコンテナターミナルは、事業計画時における需要過大見積もりで経営が悪化して破綻し、施設を市が購入し、公共経営になります。また、病院の関係で言えば、高知医療センター、開院1年で、決算見込みで材料費が当初予算額を8億円オーバーということになり、契約解除になったと。また、近江八幡市の市立医療センターは開院はしたけど、医療収支や経常収支はともに赤字になり、契約解除して再度直営に戻ったということがあります。

学校給食のP F I 事業でも、見直した自治体も生まれてきております。兵庫県の稲美町、また島根県の石見町などがあります。

このように、P F I 事業による安全神話、崩壊しているというのが現状であります。ですから、粕屋町で64億円で契約して、毎年4億円か5億円支払っていく学校給食のP F I 事業の導入は先が見えない危険きわまりない事業計画であると考えます。町長並びに教育長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの田川議員のご質問にお答えをいたします。

質問がたくさんあったわけですが、町の将来を担う子供たちの給食センターの建て替えをハイリスクなPFI事業でなくて、公設公営でという動き、こういったご質問でございますが、今回導入の学校給食センター整備、運営に係るPFI事業は、PFI方式で行なっている事業の中でもリスクは低いと聞いておりました、また安心・安全な学校給食が提供できますように、アレルギー対応食とか、1献立2品目から2献立3品目に、あるいは保健所から指摘を受けておりますように、ウェット方式からドライ方式へという大型な改善が要求されておりますので、PFI事業に決断をしたわけでございますが、どうしても今の現状の粕屋町の給食センターの運営方法では追いつかないという判断が一つあるわけですね。ウェット方式にしましても、水をじゃあじゃあ流す方式から、病原菌が発生しやすいということでドライ方式にかわるわけですが、たらいとか、調理方法が全部変わってくるわけですが、今の調理方法ではとても無理だという判断でございます。

それから、ただいまご指摘いただきましたように、PFI事業で破綻をした事業がたくさんあるということ、私も県のほうから聞いておりますし、そういうことがあるのかなといいますが、それはもう事前の計画が最初に年間で1万人ぐらいお客さんが来るだろうと予想された場合は、それが5,000人減った、6,000人減ったということで、収入が減ったので破綻したということ聞いてますが、給食センターは4,400食、この食数が変わることはほとんどない、どんどん増えていきますし、これはもう事前にわかっているわけですから、そういった危険はないというふうに判断をしているところです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

その見通しの問題について、このPFI事業というのは過大な見積もりをして町に、自治体に提案してくるということが問題として出されてるわけですね。ですから、そのPFI事業の導入可能性調査など含めてがまだ十分に質問についても答え切れていないという問題などがあるわけでありまして。そういう点で言えば、安全神話、PFI安全神話ということに取りつかれてるんじゃないかというふうに思います。老朽化した給食センター、早急に建て替えるというのは私たちも当然、保護者も望んでるところです。それは、アレルギー問題も含めて、ウェット方式からドライ方式、みんながそういう方向での給食センターになってほしいと当然思うわけです。しかし、今からこのPFI事業でやっていく場合は3年かかる、28年の9月

と、供用開始ということなんですね。間に合いません。今のこの事故の問題とか機械が古い、その給食センターの設備などを何とか早くしなければならぬという状況であるわけですから、そこに一番いい方法でもっと研究してやっていく必要があると思います。教育長や準備室長はPFI導入して、民間で建設したほうが安くつくということで、コンサルタントが出した資料をもとにいつも説明されます。しかし、実際は私たちが手にした資料の中では、北海道の帯広市で作成した建設費の策定結果で証明されてると思います。この資料では、PFIの削減効果は調理関係と維持管理関係が要因であり、特に調理関係の削減額が大きい。そして、建設関係は設計建設の費用、縮減率90%をしても、金利負担を考慮すると削減効果が少ないと、このように報告しているわけですね。ですから、建設費はPFI方式でも、従来方式でも変わらないということです。この帯広市は、40億円です、従来方式もPFI方式も。ほとんど変わらないということで建設したということなんですね。調理関係で言えば、パート含めた人件費削減ということで、今まで資料が出された内容で見ても安くつくというのはあるわけですが、そこにまた問題があるんですけど、そういう点での建設費の問題としては考えるべきじゃないかということです。ですから、私も今までこの14億円必要だという、民間で建てる場合の建設費、これを国の施設整備安全・安心の確保交付金、そして財政調整基金、町が持つ基金など使って、金利も起債で起こしたほうが安くつくんです。18%を超えたら、県と国の承認が要るといようなことなど含めて言われてますけど、来年度、再来年度にはこの18%切っていくということなども報告が資料としてもあります。そういう点では、本当にこれを公設で建てるという立場で、県に対してもそういう働きかけが求められるんじゃないかというふうに思います。そこで、このPFI事業の関係において。今までもこのPFI事業でやることしかこの方法はないということと言われておりましたけど、もっと今私が述べたような立場から研究もして、手だてもとって方策をとるべきだと思いますが、教育長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今まで何回も説明でご理解をお願いしてきたわけですが、安心・安全な給食を提供するためには、粕屋町の現状といたしましてはPFI事業、民間資金活用事業、これでいくのが一番ふさわしいんじゃないかという判断に立っているわけですので。いろいろ考え方があると思いますが、その判断で一部に民間に委託することについて非常に不安があるということも報告書で述べられておりますので、前回、先月保護者対象に説明会をさせていただいたわけでありまして、全部質問、ご

意見については次長のほうで答弁をし、かなりの成果があったのではないかと解釈しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

建設費の問題について安くつくというのが説明会のときにも強調されてるんですよ。私たちにも議会でも言われ、じゃあそれが今言ったような方法で、必ずしも建設費は民間が安くつくということではないんだということについて指摘してるんですけど、その点についてはどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育委員会の立場といたしましては、児童の健康、安全管理、これ一番ですね。それで、PFIを選定した。また、田川議員が今おっしゃいましたように、粕屋町ではそれが導入できるかどうかという観点に立ちまして、導入可能性調査をしたわけでございます。その結果が、直営でするよりも民営化したほうが9.98%の費用対効果が出る、金額にいたしまして5億円を超える削減ができるという結果ですね。それで判断をしたわけでございます。ほかの町ではなくて、粕屋町の調査結果でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

安全神話、PFIをすべきだということだけの話にしか受け取れません。教育長が言われました、その導入可能性調査についての内容については、また後で質問もいたします。そのときにお答えしてもらいたいと思いますが、2番目、3番目についての質問については後に回すようにさせていただきまして、4番目の学校給食検討委員会の結果は教育委員会へどのように報告されたのか、教育委員会の見解についてということについてを先に質問するようにいたします。よろしいですかね。

このことについて、教育長からの説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校給食検討委員会委員から報告書が出されましたけれども、この結果を粕屋町教育委員会にどのように報告されたのかというご質問でございますね。これにつきましては、報告書が平成23年ですね、平成23年10月28日に報告書が上がってまいりましたので、10月31日に開催されました粕屋町教育委員会10月の定例会におきまして、事務局長、当時給食センター所長のほうから報告書を読み上げられました。以上報告しますということでございました。教育委員会の受けとめ方といたしましては、夜間に8回にわたって検討委員の方ご参加いただきましてご意見をいただいたわけで、本当にご苦労さまでございましたと、このご意見を非常に重く受けとめたいということで、特段のほかの意見はございませんでした。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私も今教育長が述べられましたその資料については、情報公開の資料としていただきました。私が問題にしているのは、その報告の内容だけではないんです。教育委員会が、本当にこの学校給食について時間をかけて審議をする、このことがやっぱり大事だというふうに思ってるからです。この学校給食の問題、教育長が担当しているということで、結局教育委員会では報告するだけにとどめるというようなことなどで行われてきたという問題があると思います。私は、このことについては、非常に教育委員会に対しての捉え方も含めて問題だと思います。今度、国は教育長も含めて教育委員会は行政機関の下請とさせていくというふうなことでやろうとしてるわけですが、今は教育委員会として独立してやっていける、やっていかなければならない、中立性を持ってですね、ということでもありますので、学校給食のことで本当に分析をして、そして町長部局に出していくということが本来の姿ではないかというふうに思うんです。

ここで非常に矛盾があるというのが1つありますので、意見とともに質問をしたいと思います。

今回、学校給食問題で小学校で説明会ありました。そのときに、教育委員長、副委員長とか、各委員の人が出席して挨拶されるんですね。私は、これは本当にいいことだと思うんですよ。いいことだと思うんですが、先ほど言いました関係で言えば、学校給食についてそれほどまで本当に審議されとるものがあれば、やっぱり積極的に率先して、そういう立場で説明なり、挨拶されると思うんです。この点について、本当に教育委員会として、この今後の問題というのを方向性も含めてなされたのかということについての質問をしているわけですね。そのことについて、教育

長。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員、これ3番目に関連があるようですが、4番目に限って。

◎7番（田川正治君）

4番目です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育委員会のありようについてのお尋ねでしょうかね。保護者説明会をさせていただきましたが、教育委員会の各委員さん方もこれについて非常に期待をしておられまして、安心・安全、一日も早く安心・安全な給食センターの建て替えをとということで、今回事務局として説明会、教育長、次長等で参加する予定でしたけども、教育委員さん方もぜひ俺たちも行かせてほしい、参加させてほしい、挨拶させてとということで、私も風邪を引いておりました関係もありましたが、そういうことで積極的な教育委員さん方の参加を得たわけでございます。ただ、保護者の方の参加が若干期待したよりも少なかったなという感想を持っております。それで、ようございますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私が言っているのは、この学校説明会に参加した人たちは、教員の人たちや保護者の方は、教育委員会が責任持ってこの学校給食センターの建て替え問題にかかわって、そして参加して、委員会としての役割を果たしているんだなというふうに思っているんですよね。だから、そここのところの問題で、先ほど教育長が言われました、私も資料を持っている内容を見たら、検討委員会の所長が給食センター所長が報告した中身を説明しただけなんですよね。私が言っているのは、そういう中でそれを捉えて教育委員会としてどういうふうな立場でこれを審議し、そして本当に給食センター、この方向でいくべきじゃないかということなどもあったと思うんですよね、本来ならば。だから、そここのところはあったのかどうか。教育委員会というのは、形だけで終わらせてしまったのかということについてちょっと確認したい。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ちょっと説明不足かと思いますが、教育委員会といたしましては子供たちの安全・安心な給食をとということで町長部局をお願いをしたわけですね。P F I 事業がいいか、公設公営がいいか、そういうのは町長部局が判断されるわけです。教育委員会は、そのことに予算権を持ちません。人事権ありません。町長をお願いするのが教育委員会の仕事です。役割です。それで、町長部局から、これは給食センターは教育委員会の管轄下だから教育委員会のほうで検討せよと、さらに委託を受けまして、町長をお願いをいたしまして建設準備室を設けさせていただいたわけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

教育長も非常に意気込んで、何か今の話は教育委員会のやり方がこれでよかったんだというふう何か肯定的でしたけど、私はそうじゃないということで意見が出たんですね。そういう点では、教育委員会のあり方について、もっと正しく反映できていくようにしてもらいたいと思います。

次に、先日総務課でこの学校給食検討委員会の会議録をもらいまして、これは先ほど言いました所長の分ではなくて、2年間で行なったこの学校給食の調理場の検討委員会の内容です。この中身では、P F I 方式での学校給食の導入というのは記述にないんですよ。このP F I 事業で学校給食を導入するというのも、私たちはこの検討委員会の内容での資料、みんなもらった分には載ってないので、その後出てきた問題なんですね。このP F I 事業についての提案、誰がなされたのか、そしてこの提案が町でどのようなメンバーですね、ゼネコンなど、銀行やら民間との関係とか、いろいろ計画があるかと思いますが、その点について、誰がこのP F I を提案してきたのかについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

後でも経過の中で述べるであろうかと思いますが、町長の発言によりまして粕屋町給食センターの検討委員会が組織されまして、それが8回にわたって協議されましたが、そのうちの6月でございましたか、5月ですね、第4回の給食センター検討委員会のときに、県の紹介を受けまして、新しい学校給食法、あるいは安全の衛生管理規則にのっとりた施設見学をとということになりまして、県の紹介を受けまして久留米の給食センターを見学に行ったわけです。そのときに初めてそ

のPFI事業であるということを紹介受けました。久留米ではもうご承知のように、議会の要請によってPFI事業で新しい給食センターが建っているわけですが、そのとき私はPFI事業とは何ですかという質問をいたしました。民間の資金を活用した事業ですよということでした。だから、検討委員会の中では、PFI事業だとか、公設公営だとかということじゃないわけですね。これは、町の執行部が検討することでありまして、検討委員会では場所をどの辺にしたらいいのか、民間委託か、直営かというような大きな問題について、町長から委嘱を受けたわけですから、これを中心に検討したわけで、結果としては場所は自校方式とかという意見もございましたけども、粕屋町の現状ではセンターがふさわしいだろう、現実的だろうということですね。2点目に、民間委託は時代の流れであろうということでの答申を受けたわけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いずれにしても、今の教育長の答弁では自分が久留米を見て、町にPFI事業について提案したということが一番の、初めとしてあるわけですね。いいですね、それは。

◎教育長（大塚 豊君）

はい。

◎7番（田川正治君）

はい。それで、私は心配してるのが1つあるんです。それは、菅内閣のときにPFI法が改正されて、今まで自治体が民間にこのPFI事業を行うという計画を出していくということだったのが、民間事業者からがみずからPFI事業を計画して行政に対して提案できることになったということなんですね。ですから、その結果をそして遅滞なく通知する義務を負うと、自治体がですね。今回、そういう点では大塚教育長がその発端としてあるわけですけど、ゼネコンとか銀行とかグループ、こういうところからの言いました民間からのPFI事業を導入するように押しつけられてきたといいますか、提案されてきたということについてはあるのかないのかについて、端的にそれだけでいいです。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

当時、給食センターの所長が事務局となって調査を開始いたしました。検討委員

会は、場所と委託の問題だけで、P F Iでいくとか、直営で行くとかということは全く意見は聞いておりません。ただ、それから検討に入りまして、P F Iいいだろう、直営いいだろうということで調査をいたしました結果、これも報告をいたしておりますが、自校方式……。

◎議長（進藤啓一君）

教育長、今の……。

◎7番（田川正治君）

今の話は、提案されたのが県とか町とかということもありますけど、ゼネコンとか含めた民間業者からの提案を受けてのあなたの提案だったのかということを知りたいんです。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

そういうことは一切ありません。

◎7番（田川正治君）

一切ない。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ということは、教育長がみずから勉強して、このP F I事業が一番いいということで、町に提案して、町長もお金がないからということと、話が一致して進めたということでもいいですか。

◎教育長（大塚 豊君）

はい。

◎7番（田川正治君）

はい。後でまたその問題ははっきりさせていきたいと思います。

私は、このP F I事業の問題について、このように聞いているのは、本当に町のための税金を大事に使うという点で言えば、みずから頭でいろんな資料も用意して、そしてやっぱ発想を持って取り組むべきだと思うんですね。何か押しつけられてきたり、その資料とかコンサルタントが出したものを説明するというだけでいくなれば、私はこの学校給食センターが建設することについて非常に痛手を、そういう点から無駄な税金ということも含めて追うことになりかねませんかということもあって、こういうふうに関心の問題についてはっきりさせてきたということで述べたわけです。

次に、給食の民間委託、全国で20%程度であり、時代に逆行しており、最近は民間委託から直営に戻っており、直営の継続で給食を安全で安心して食べさせることができるということについて、先ほど質問した点もありますので、そういうのは省いていきますが、粕屋町について町長もあらゆる機会に、子供が多く、そして若いパパやママが増えて、平均年齢38歳、子供の出生率も毎年700人を超えるということと話をされます。私も町外の人たちが話をするときにもいつもこれを言います。本当にすばらしい町ですねと。子育てがやりやすい町でしょうねと言ってくれます。私も言います。小学校は、校区に保育園があると、幼稚園もありますよ。町立でもあるんですよ。いいですねと言われます。私はこれ非常にこれは誇るべきことだというふうに思ってるわけですね。そういう点で、この学校給食について、町長や教育長もそうですが、民間委託が時の流れ時代の流れということで検討委員会の報告の中でも言われて、その後もいろんなときに言われます。先ほど言いましたPFI事業をやっている自治体というのは少ないんですよ。少ないというか、やめようとしてるんですね。それともう一つは、この実施してる町は、19年4月に供用開始した四国の香川県の宇多津町だけです。これも私も一般質問でも紹介しました。九州、沖縄では、久留米と伊万里、両方も市ですね。全国的には、この学校給食、民間に委託しているのが20%あるけど、PFIで実施しているのは26年の9月供用開始、来年の9月供用開始の5自治体を入れても34自治体です。ということは、2年前、28自治体でしたので、たった1自治体しか増えてないんです、建設したのは。これは、2年前の資料は学習会をしたときに、私たちも町の執行部の人にもらったと思いますが、このとき28自治体やったんですよ。わずか1自治体しか建設してないんです。全国の自治体のうち、このPFIを導入してるのは1.9%ですよ。町で実施してるのは、先ほど言いました香川県宇多津町、断念したのも増えてるんですね、先ほど言いましたように。こういう状況を本当にこの時代の流れというふうには教育長は捉えているのかについて。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

見方が若干違うと思います。私の捉えでは、糟屋郡に小学校が33校ございまして、中学校は16校ございまして、全て民間委託でございます。PFIじゃありませんが、民間委託です。PFI事業の特徴といたしましては、低い価格で最大のサービスを受けられるというのが特徴でございますので、今から伸びていくのではなからうかと思えますし、聞くところによりますと福岡市の給食センターも第1、第2、第3、第4というような給食センターがあるそうですが、PFI事業で今進行

中ということも聞いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

まだなかなか安全神話に取りつかれてあるので難しいごたあですね。これだけの自治体しかPFI、1.9%ですよ。やってないという、民間委託はしてるところあるでしょう。それは何でかというたら、直接の一次下請なんですね。この場合は二次下請なんですよ。SPC。まとめる会社があって、その下に5つの、運送とか、副配送で全部入って、管理するところ含めて調理場も入るんですよ。こういう形のやり方について、偽装請負も含めて、先ほど言いました栄養士から直接調理師にその料理の内容が本当にこう伝わっていかないという問題があるということなどが言われてるんですよ。ここのところが、このPFIをやらないということの大きな原因なんですよ。それを何かいいことがあるんじゃないかという期待をされていると思いますが、それはもう全くそうじゃないということだと思いますね。全国的には、都市部で子供が増えてるところ、こういうところはセンター方式から自校方式に変えていっているんですよ。むしろ自校方式がいいと。それは何でかというたら、自校方式のほうが今のような震災とか事故が起きるときには被害が広がらない。そして、震災とか災害のときには、そこで給食を含めて確保できるということなどが、分散するほどできるということなんですよ。お金の問題とかいろいろあるというのは当然ですが、そこにこそ税金を使うということが大事だと思いますね。そういう点で、この糟屋郡関係、宗像含めて、宗像市は自校方式やってるんですよ。確かに民間の調理会社というのはありますけど、しかしいわゆる子供たちの給食を提供するのに一番安全・安心、そういうものを食育の立場からもということで、こういう方向にしているということが言われてるんですよ。まさに粕屋町は自校方式でやるのが一番いいと思いますけど、そういう点も含めて、今後検討すべき問題としてはあると思います。

それで、関準備室長は、PFI事業で学校給食が破綻しないように税金を投入するので大丈夫だと、この前学校給食説明会、小学校でやったときに言われました。担当者の人も言いましたね。これがちょっと、税金を投入したら、もうどこまでも民間の給食センターが倒れそうになっても、いろんな必要な経費の値上がりとあわせて、それ以上の利益を上げられないかんというふうになって、請求されてくるということは生まれてくると思うんですよ。破綻させないためには税金がどんどんつき込んでいくということ、これは証明しとんじゃないかというふうに思うんですけ

ど、それを説明会では誇らしげに大丈夫ですって、町はこれはこれで抱えて、給食センターはもう守っていきますからと、そういうふうな言い方にしかならんのですよね。そういうことについて、本当に責任を持てるのかどうかですけど、関準備室長について説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

今のご質問ですが、保護者説明会の際の説明だろうと思います。正確には、税金を投入するというような言葉は使っておりません。私が説明したのは、今でも維持管理運営費に、平成25年度の予算で1億5,000万円、運営費にかかっているわけです。それは、PFIになっても、建設費と運営費は建設費をプラスしたところで町と契約しますので、町の予算から拠出しますというようなご説明をいたしました。それで、先ほどご質問にもありましたけど、料金収入でやっていくPFI方式ではございませんので、サービス購入型として町が予算化して、それを契約によって拠出しますというようなご説明をいたしました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いずれにしても、PFI方式で町がどういうふうに税金を使ってやっていくかというのには変わらないわけですから、非常に大きな問題があると思います。今後、その点についても問題として上げていきたいと思いますが、次にPFI方式で、調理師を不安定雇用として、人件費の削減を作為的に多くしていると。言えば人件費が安くつくというようなことにしておることについて、一般質問でもこれ取り上げて、関準備室長に質問いたします。

そのときは、文部省の割引率1.88%を適用したものとして作成してると。これコンサルタントの人と共同でつくったという回答でした。この1.88というものの適用について、どういうものなのかというのはあるんですね。これは、6月議会の際にこの説明を受けたわけですが、算定結果削減率15%のときの指標、VFMが9.98%で、町の財政負担5.8億円削減されるとコンサルタントが説明した。で、この1.88を出した削減率の分の資料について私はまだ手にしていないんです。これは、結局PFIでやった場合でも、従来型でやった場合でも、この1.88というものの割引率で出すようにしてるのかどうかちゅうのがあるわけですね。この点について、説明を受けたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問ですが、割引率の算定の仕方ということだろうと思います。で、割引率の算定の仕方は再三ご説明したつもりなんですが、議員の皆様にも差し上げてますP F I 導入可能性調査業務の報告書の中の36ページに割引率、粕屋町が割引率をどういうふうにして出したかを記載しております。再度ご説明いたしますと……。

◎7番（田川正治君）

その資料についてどれなのかというのを教えてください。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

10年ものと20年ものの長期国債利回りの過去5年平均の平均値に基づいて割引率を算出しております。その結果、数値が1.88となっております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

だから、これは文部省が出した割引率で出しましたというのが説明でしたよね。文部省が出した分だと。私が聞いたのは、このときに財務省が出した分なのか、国土省が出したのか、国土建設省ね。ということで聞いたんです。そしたら、建設省であったら4%、財務省やったら2%ということで割引率出しますと。今までその資料が出てるんです、いろんなときに。そのことについて聞いたら、いやこれは文部省が出した1.88%ですっちゅうことでした。これちゃんと載ってるんです。質問の回答について議事録があります。この資料を同じように、現在の分とP F Iの分を出した資料の分はどれなのかということと、このことについての資料の説明も含めて求めとんです。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

この割引率の1.88%というのは、粕屋町で算出したものでございます。直近の5年間過去平均の10年ものと20年ものの長期国債の利回り、これを計算いたしまして1.88%として適用しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

それほどの資料ですか。ここに出されておる。私たちはこれしかもらってないんですよね。みんなそうです。これのどれに載っているのがそれなのかというのを聞きたいんです。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

資料は先ほども言いましたが、導入可能性調査の報告書の36ページの割引率というところで、そういうふうにして粕屋町は先ほども申しました形で出しておりますということです。

◎7番（田川正治君）

何でちゃんと質問に答えんのですか。

書いてあるのは、今文字で書いてあるのを言っただけでしょ。そうじゃないで、この資料を、いろんな資料を出してるでしょう。15%削減、10%削減の分はこれだと。削減ですよ。しかし、その割引率というのがどれなのかというのは出てないんですよ、この中では。削減率はありますよ。割引率が1.88と書いてあるけど、その表がないんです。それを確認したいんです。一緒につくったと言うたでしょ、コンサルタントと。そういう答弁したんですよ、この前。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

表といいますのは、過去5年間のその数値という意味でしょうか。1.88%というのが割引率でございますが。過去5年の平均を……。

◎議長（進藤啓一君）

1.88%の根拠をおっしゃってるんじゃないでしょうか。

◎7番（田川正治君）

説明できないならば、後で資料もらえばそれでいいです。もう長い時間とっているわけで、押し問答だけしかならん。何でかというたら、コンサルタントと一緒につくったと言われたからですね、私が質問したんです。だからなおさら知ってるんじゃないかと、1.88、というて確認しよる。わからんのならわからんで、その資料をください。いいですか。それ、議長に対して資料提供求めます。

◎議長（進藤啓一君）

私がやるんじゃないです。その資料ありますか。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

じゃあ、次に行きます。

調理業務の二次下請について、現場の直接的な対応ができない、そういうことで給食の味つけとか食中毒、異物混入、アレルギーなどが問題としてなってくるわけですね。これは一番問題としてなるのは偽装請負との関係で、そこまでが町として責任を持つということが具体的に起きたときに難しさがあるということだと思っんですよね。この前の学校給食の説明会、子どもさん、保護者の人たちに説明したときに、アレルギーの問題が一番保護者の方から出ました。これはなかなか難しい問題だと思いますね。ですから、このことについて民間に委託したらどうなるのか。今までのような形で、学校に親と一緒にいったり、食事についていろいろ苦労して、弁当を持たせたりしたということなどが言われてました。ですから、アレルギー対策というのは早くですね、今までもやらないかんことだったと思っんですね。それを今度の建設建て替えするために持ち込んできたということで、当然それはやらないかんことなんですけど、今までだってそれまで十分にやれるはずだったんですけど、その問題について、遅れてきたという点では対応は今からでも急がなければならない問題としてあると思いますね。そういうことと含めて、突発的な事故や給食を変更しなければならないときに、民間委託の場合はこれがどうなのかということなどがいろいろと心配の声もあります。このときに、関準備室長は担当者の人も含めてですが、調理会社との関係の契約において、食材の購入を町で行うことにすると、そしてそれを調理会社に渡して調理させるということになりますので、偽装請にはならないというようなこと言われましたけど、これは食材購入が偽装請に当たらないという根拠は何に基づいて説明をされたものなのかについて、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまのご質問ですが、平成24年の1月に、内閣府から出されております地方公共団体の適正な請負委託事業を推進のための手引きに基づいて答えております。

◎7番（田川正治君）

その内容について。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

内容については、この手引きの内容については契約によって明確に事業範囲をきちんとうたい込むこと等々、いろいろございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

食材を購入して調理会社に渡すことは偽装請負じゃないというふうにかかれとんですか。それについて書くんでしょ。食材を町が買って調理会社にやることは偽装請負じゃないということでしょう。それは、偽装請負じゃないのっていうことを言ってるんです。それを内閣府の何とかで出したということについて、そういうふうになつとるっちゃうことは、その中身を説明してくださいということです。わからないなら、後で資料ください。ちょっとまだ時間かかるなら。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

食材を町が購入して、そして調理業務を委託するというのが偽装請負じゃないというようなですね、そういった文面はございません。この手引きにはですね。ただ。偽装請負とは、その意味合いとしてどういうものであるかっていうようなことを説明されてます。それには当たらないと解釈しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

その食材を買うでしょ。それを調理会社に渡しますから、それは偽装請負になりませんというのを説明会のときにしたでしょう。今までも私たちに説明するときには、それずっと言ってきてあるんですよ。私は、そのたびに言うてきたんです。それは偽装請負になるんじゃないかと。町で買ったのを渡したら。そのことについて説明がないままに来たから、それも保護者説明会のときにそういうことをと強調されるからね。それは本当に根拠があったものなのかということを知りたい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

偽装請負とは、契約上は請負委託とされているものの、発注者が民間事業者の労働者を指揮命令するなど、実質的に労働者派遣法の労働者派遣事業に該当するものでございますので、これには該当しないと判断しております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

さっきまで、内閣府の何とかというその資料については資料提供求めます。そうせんと、今の食材購入したことについてどうするかということについてははっきりしてないんですよ。今の説明では。だから、労働者を直接指導すると、それは調理会社との関係は請負ですから、そこまで元請というか、お金を出したところの町が入り込んですることはできない、これはもうはっきりしておく。だから、派遣法との関係とかということよりも、食材の活用についてそういうふうな購入して渡すことについては偽装請負じゃないかということについては今あなたが言ったことで説明があって、この根拠ですというような内閣府の分の資料を提出してくださいって言うてる。いいですか。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

はい。

◎7番（田川正治君）

じゃあ、後で提出求めます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

先ほちょっと先に言うようにしてましたが、本田議員のほうからも質問され、説明もありましたので、町からの説明もありましたので、異物混入の問題については簡単にしたいと思います。

私がこの異物混入について一番問題だというふうに思ったのは、先ほども説明されていまして答弁、それに基づいたら、結局私はこのスライサー含めて、切菜機の機械など、給食センターで必要とする耐用年数を超えるものなどを含めてですね、本当に定期的に取りかえる、そして場合によったらこの体制も含めて、本来ならばその体制を強化してそこのねじも含めてチェックする人たちをはっきり配置して行わないと、こういう問題っちゅうのは起きてくると思うんです。そういう点で言えば、私は調理員の人たちも含めてですが、正規雇用から非正規雇用にするということで、町は決めて、行財政改革大綱ですか、これに基づいて民間に町の施設を委託するというようなことなどがあつたわけですね。こういう点について、私は予算も含めて、人的配置も含めて、今からでもやるべきだというふうに思うわけです。その点について、教育長。

◎議長（進藤啓一君）

今の質問は2番目を中心におっしゃってるんですか。

◎7番（田川正治君）

はいはい、2番目。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

本田議員の質問と重なる面がありますが、春と夏に年2回、機械の業者に点検をお願いして、耐用年数は標準としてありますけれども、耐用年数より短いものについても、危ないものは取りかえて、部品を全部取りかえるということで、業者委託をしているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

特に、今から民間にするか、公営で引き続きやっていくかということも含めての流れの中ですから、今の時期にはっきりですね、必要なものはお金かけてもしとかなないと、事故になってしまって民間にしたとか公立で残したとかということだけじゃ済まされない問題なんですね。ですから、そののところがしっかり、必要な設備、器具を、人的配置も含めてすべきだと思います。それは、町長に対してもそういう立場で臨むべきだというふうに思います。

それで、時間がなくなりましたので、最後の質問になります。

説明会の件は、先ほど重複した形もありますし、それは終わらせたいというふうに思います。

次に、粕屋町で公契約条例を制定することについてであります。

これは、先日福岡県建設労働組合の委員長さん初め5人が、公契約条例について、役場の担当部長と課長さんとの懇談を行いました。私も同席いたしました。今、この公契約条例に基づく取り組みですね、福岡県では直方市が来年の4月1日から実施するというので進めております。こういう点では、全国的にも、千葉県の野田市、神奈川県川崎市など広がってきております。福岡県内では、今後北九州、田川、筑後、中間市などでの条例の前向きな自治体も生まれてきているということが言われてます。

なぜこれが今必要なのかということです。これは、公務員である皆さんにはよくわかってることだと思いますが、公共事業ですね、これは受注先企業や団体のみならず、その参加に多くの下請、孫請が重なる重層下請構造になっているというケース

になっております。そういう点では、このような構造の中で低コスト競争というのに陥り、公契約に従事する労働者の労働条件、賃金が低下するという悪化を招いているということがあります。元請、下請、孫請、重層構造の中で、このような受注額が削減されて、その受注企業の経営を圧迫するというようなことであります。とりわけ1人当たりの労務単価が当該地域の最低賃金を下回るというようなことなども生まれてということがあります。末端の労働者に賃金が支払われないと、これは末端の孫請のところなどが経営を維持していくということから来る矛盾が生まれて、こういう賃金不払いというようなことなども生まれるわけであります。公共事業で、官製ワーキングプア、これが増えてるとというのが全国的にあることであります。

そこで、最低制限価格を制定する取り組みなどが求められてるということです。経済不況を理由に元請の利益確保が強められ、下請や孫請の受注価格は削減されて、実際に現場での仕事や業務に従事している労働者は厳しい生活に置かれるということになっております。そのために、最低制限価格を設定するだけでなく、公契約法や公契約条例によって直接受注請負の責任を明確にしていくということも必要だというふうになっております。そういう点では、国に対して公契約法をつくらせるということも求められるわけであります。これは、ILOでも公契約における条項がありまして、これに対して日本がまだ条約に批准してないということですが、世界的には60カ国を超えるところが批准をして、国に公契約法を制定させる、このようなことになっておるわけです。そういう点では、国に対する公契約法の制定を求める運動も含めて取り組まれているわけですが、町としてもこの公契約条例を制定するというのをぜひ検討していただきたいということではありますが、見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

公契約の条例の制定についてでございますけども、この件については総務部長が研修にも行っております。それで、簡単に私の見解を申し上げますと、全国的にはまだ県の制定はございません。まだ、市町村で始まったばかりということでございます。なお、今年度の請負率を申し上げますと、雇用請負の請負率95.3%ということで、非常に高い請負率になってございます。委託契約においても90.6%ということで、ワーキングプアというような、官製ワーキングプアということの防止ということでのご質問であろうと思います。今後の検討課題と思います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。簡明をお願いします。

◎総務部長（八尋悟郎君）

町長の答弁に重複すると思いますけれども、全国的にもまだ市町村、7市町村しかこの公契約というものを条例というものを制定はしておりませんし、国においても県においてもそのような条例をつくったところはないわけでございます。福岡県におきましては、国交省と連動いたしまして、この4月に、公共工事の設計労務単価を平均16%改定しております。このようなことがございますので、調査等を実際この労務単価を上げたことによってどう移り変わったあたりも調査等を十分して、事務を進めるべきではなかろうかと考えておりますので、条例化というふうな問題でございますけれども、今後の国、県、関係市町村の動向を注視したいというふうにご考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ありがとうございます。

今後、この公契約条例については、直方市では条例審議委員会町としてつくって、そしてこれは全国的にもそうですが、町の職員の方だけでなく、弁護士さんとか、労働組合の人とか、他団体いろんな団体の人たち集まって、そしてこの条例をつくるための話し合いをいろんな角度から出し合って、そしてつくり上げていくということがやられているわけですね。ぜひそういう点でこの条例審議委員会を町でも設置して取り組んでいくことを求めますが、それは答弁できますかね。

◎議長（進藤啓一君）

もう時間外でございますから。

◎7番（田川正治君）

じゃあ、求めまして質問を終わります。

（7番 田川正治 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたしたいと思います。

（休憩 午前11時34分）

（再開 午前11時45分）

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

5番福永善之議員。

（5番 福永善之君 登壇）

◎5番（福永善之君）

福永です。では、一般質問を始めます。

まず、その前に、今議会改革として、一問一答、それから反問権というのが認められました。反問権という言葉自体私は好きじゃないんですけど、当たり前のように、例えば私からこういう質問が投げかけられました、当たり前のように皆さんは、俺はこう思うということを述べてください。私は一方的にあれをやれこれをやれということはいたさない、そういう主義です。だから、皆さんのほうも、私から質問を投げかけられたことに対しては、例えばこうこうこういう理由で、まあできる、反対にできない、そういうことを投げてもらっても全然構いません。それが、議会が住民に対して負託を受けていることだと私は思っていますので。

では初めに、1問目、町の重点施策である行財政改革推進事業について。

行政評価委員会並びに行財政改革推進委員会の役割と位置づけについてお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

福永議員の質問にお答えします。

まず、行政評価委員会についてでございますけども、行政評価委員会というのは町が実施する施策及び事務事業について、その評価について、行政外部の有識者並びに住民の視点で点検、調査、審議をしていただき、意見書を提出いただくというような機関であります。

それから、位置づけとしては、審査委員会、行政が評価をいたしましたその結果の審査委員会という位置づけになろうかと思えます。

それから次に、行財政改革推進委員会の……。

◎議長（進藤啓一君）

町長は、それはまだ質問があっておりません。

◎町長（因 清範君）

質問あってない。

◎議長（進藤啓一君）

言うたかな。申しわけない。

◎町長（因 清範君）

行財政改革推進委員会の役割につきましては、行財政改革推進委員会の社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政の運営を図るため、町長から、私から諮問をいたしまして、今後の粕屋町の行財政のありようについて、重要事項を調

査、審議していただくものでございます。したがって、町長の諮問機関ということになります。つけ加えて申しますと、今現在、行財政改革推進委員会では今年度から26年度にかけての料金や補助金等について点検、見直しを行い、公共料金、それから公共サービスの公平性と受益者負担の適正化を図っていきたいということで、今諮問をしているところです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

まず初めに、行政評価委員会ですね、これは評価委員会の方に意見書をまとめてもらって町のほうに提出していただくというお話がありましたね。これは、要するに事業仕分けという認識で捉えてよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

事業を仕分けとは、福永議員がお考えになっている事業仕分けとはちょっと趣を異にします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、その評価委員のほうに、町として上げる事業、これは評価員の方が判断するのでしょうか。それとも、町のほうでこういう事業があるから、それを評価してくれと、そういうことなのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

行政評価委員会のほうに提案しますといいますか、審議いただきますのは、町の総合計画、現在36事務事業でございますが、全てにおいて、執行部のほうで、各所管のほうでPDCAサイクルにのっとり実施しておるわけでございますが、その中のチェック、これは自己評価、執行部のほうで自己評価やるわけでございますけれども、その評価が適正に行われておるかどうかということの評価していただくということで、対象は全部になろうかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

執行部のほうから自己評価した案件、事業ですね、それを行政評価委員会のほうで評価してもらうということですよ。ということは、行政評価委員として、町民の中から選ばれた方たちは恐らく町民の感覚で、粕屋町のこういう事業に対して自分はこう思うとか、自分はこれはちょっとおかしいんじゃないかという感じがあると思うんですよ。それを一方的に執行部のほうから自己評価をした事業を行政評価のほうに投げるとするのは、自分たちの責任を放棄してるんじゃないかと。自分たちが、これはおかしいからこうやって行政評価のほうに評価を上げて、そういう意見を求めたいという感じなんでしょう。ただ、一般町民としてはいろいろなさまざまな事業がある中で、自分はこの事業に対してはおかしいと、ただその事業に関しては自分たちの声を通らないじゃないですか。そういうシステムでしょう。それはいかがお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

全ての事務事業を点検していただくわけでございますけれども、我々が進めている事業の中には縮小傾向にあるものとか、いろんなものがありますけれども、そういうものはかなり評価が低くなっております。そういうものに対して今後の進め方あたりの意見を頂戴するというので、全く無視しておるというものではございません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今、全ての事業とおっしゃいましたね。じゃあ、行政評価委員会というのは何回開かれるんですか、年に。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

平成25年度につきましては、2回実施しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

我々、議員でも、今町にどれくらいの事業がございますか。何百とあるでしょう。そういう事業を我々議員でも全てを把握するのは難しいから、今常任委員会制

とって区割りをしておるんですよ。それを町民の方が、年に2回、それだけで全ての事業を網羅できると思われませんか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

詳細につきましては、経営政策課長がお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

行政評価についての質問ですので、私のほうがお答えさせていただきたいと思えます。

行政評価につきましては、順を追いまして、現在この取り組みを進めてきておるんですが、この質問に出ております行政評価委員会につきましては今年に入りまして条例のほうを制定いたしまして、委員会の立ち上げを行っております。設置に先立ちまして要綱を、条例といいますか、要項を設置しております。要綱につきましては、平成25年5月28日付で施行しております。この経緯につきましては、行政評価自体は町の事業を進める上で、事務事業、こういうふうな仕分けをしておりますが、事務事業の評価を各原課で行なっております。この各原課で行いました事務事業、これにつきまして部課長を中心といたしまして、施策の評価、こちらのほうを行ってきております。今回お話が出ております36というのはこの施策に当たります。この施策の進捗状況等を把握するためにより一層外部の目をもって正しく進められているか、そういった判断をしていただくために、今年度に入りましてこの外部評価委員会というものを設置させていただいておるところです。昨年につきましては、総合計画の策定委員さんのほうに、この内容を精査していただきまして意見をいただいておりますが、今年度以降はこの外部評価委員会をもって評価していただくという体制に切りかえてきております。

それで、先ほど部長のほうから対象が36施策全てですということの説明を行いました。今年度につきましてはその36のうちから3施策を選びまして、評価のほうは実施させていただいておるところです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

この行政評価委員会が、形式的な決定機関になっては困るんですよ。こうやって

ですね、自分たちでつくり上げた行政サービス、行政事業、これをやっぱり年度がたてばいろいろな見直しも出てくるでしょう、時代の流れとともにですね。当時はやっぱり住民に望まれてたけど、この時世になればこういうのはやっぱりおかしいじゃないかとか、そりゃ出てくると思いますよ。ただ、そうやって出てきたときに、前例主義といいますか、既存にあった事業を例えば見直すことの大変さ、これは実際問題は皆さんがやらないといけないんですよ。見直し項目は。それを間に挟んで、行政委員会という第三者機関を設定して、そこで承認を得る、その流れで議会をこういう方たちから承認を得ましたので、どうぞ議会の皆さん議決をお願いしますと、そういうやり方はもう責任逃れですよ。これは我々議会も同じです。何のために町民の税金から、私たちが報酬を得ているのか。皆さんも同じですよ。何のために給料をもらっておるのか。その辺を考えると、たった2回とか3回の時間だけで、町の全ての事業が精査できますか、そんな。不可能ですよ、それは。行政からこうやって、たたき台を見せました。これに対して皆さんどう思われますかと、誰がこういうことに意見言えますか。網羅されてる全ての案件に対して。これでいいですねと。じゃあ、はい、これでありがとうございましたと。そういうやり方はやめてください。責任をとるのは誰かっていうのは、やっぱり我々考えないとだめですよ。報酬をもらってるんやから。

ここで同じようなですね行財政改革推進委員会、これはここは本当の何というか、大変な責任を追うようになるでしょう。ここはもう本当見直し項目の、受益者負担とかそういう町民の負担にかかわってくる所だからですね。ただ、今後、この町の位置づけとして、このような2つの機関がありますね。そこで上がった意見をどのように町政に反映していくのかと、その姿勢がなければただの形式的な機関になりますよ。だから、こうやって上がった意見をどのように町政に生かしていきたいのか、その辺の町長の決意というか、それをお聞きしたいですね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご意見をいただいた意見書等について、次年度の予算に反映されるものは反映し、今後検討していくべきものは検討していくというふうな2段階で考えております。ですから、ただ形式的なものというふうには思っておりません。今までなかったことを始めたんですから、形式じゃない、改善です。

◎議長（進藤啓一君）

町側の答弁者に申し上げておきます。

冒頭に申しましたように、質問者から指名があったときはそれならいいんですけ

ども、ないときは誰が答えるのか、口に出して手を挙げてください。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今、町長がおっしゃった形式的にはやってはいかんと。それも含めて、町民の目線でいろいろ考えていることもあるでしょう。その中でやっぱり町民の中から、これは必要だと思うけど何で減らすんだと、これはもう時代の流れとして必要ないから何でこれを継続するんだと、そういう中でやっぱり執行部のほうで、前例主義にとらわれて、なぜそれが見直しができないのか。そういう理由もやっぱりつけ加えてちゃんと報告書にまとめる。その報告書をやっぱり予算の審議の中で、その報告書もやっぱり出してもらわんといけないと私は思いますけど、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

この行政評価委員会の意見書の内容につきましては、次回の全員協議会の中でご説明をいたすようにしておりますから、十分そのときでもいろいろご質問されて結構だと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

で、3番目から5番目の質問は、年度ごとのどのように改革されたのか。これは、ただ改革だけを言ってるわけではないです。これは先ほどPDCAのサイクルというふうに言われましたね。その中で、やっぱり時代の流れとともに、必要でないやつ、これはもうもちろんのこと見直して、アクション、活動につなげていかないといけないと。ただ、今までになかった事業、町民から要望があるような事業、それに対してやっぱりやっていかないといけないと。それを踏まえられて、過去2年間、どのように年度ごとに改革をしたのか。それプラス、25年度から26年度にかけて、これはどのような方向で改革を進めていきたいと思われるのか、それをお聞きしたい。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

3番目の質問の23年度から24年度にかけて、何がどのように改革されたのかとい

うことですが、行財政改革推進事業といたしましては、限りある行政資産をできる限り有効に活用し、住民視点で戦略的な行政経営を取り組んでおります。23年度におきましては、22年度に構築導入した行政評価システムについて、財務会計システムや公会計システムと連携できる機能を付加し、事業別の財政コスト情報を総合計画の施策にひもづけて行政評価、分析に活用できるようにしたところがございます。したがって、23年におきましては行政評価委員会、行財政改革推進委員会はまだ設置されておられませんので、実際の運用は平成25年度からとなっております。ただし、平成24年度におきましては、職員が実施した行政評価結果について、より客観性を向上させるために、総合計画審議会委員による外部からの点検をお願いしたところがございます。

それから、④、⑤と続けてよろしいでしょうか。

◎5番（福永善之君）

はい。

◎総務部長（八尋悟郎君）

④が、平成24年度から25年度にかけて、何がどのように改革されたのか。それから、⑤につきましては、25年度から26年度にかけて何がどのように改革される予定なのか。一緒に答弁させていただきたいと思います。

行政評価の24年度は、総合計画審議会委員による評価でございます。それから、25年度につきましては、評価結果の客観性のより一層の向上を図り、信頼性を確保するために、先ほど述べましたように、粕屋町行政評価委員会を新たに設置し、行政内部で行う行政評価結果について、行政外部の有識者及び住民の視点で点検調査、または審議を行っていただき、意見を述べていただきました。先ほども町長が申し上げましたとおり、この意見書につきましては12月議会の全員協議会で報告させていただきたいと考えております。それから、行財政改革推進委員会では、行財政運営の効率化の一環として、今年度から26年度にかけて、料金や補助金について見直しを行い、公共料金、公共サービスの公平性、受益者負担の適正化を図っていきたいと考えております。

そして続きまして、何がどのように改革されたのか、また何がどのように改革される予定なのかにつきまして、具体的に各部署のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず初めに……。よろしいですか。

◎5番（福永善之君）

よろしいです。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいというのはどっち。

◎5番（福永善之君）

各部署のはもう結構でございます。

◎総務部長（八尋悟郎君）

結構ですか。はい。

◎議長（進藤啓一君）

じゃあ、福永議員。

◎5番（福永善之君）

どうして質問の相手を各部各課の責任者というふうに銘打ったかというのと、やっぱり皆さん緊張感を持ってこの場に臨んでもらいたい。この場で、先ほど冒頭に私申しましたけど、質問があったことに対してやっぱり、わかりません、資料がありません、資料は後でいいですかと、そのような認識では正直甘過ぎるんですよ。何のためにこういう日時をもう指定して、この日一般質問しますよと、通告書も出しますよと、何のためにここまで情報を与えているのかと。それで、わかりません、資料は後で提出します。それは、正直じゃあこの議会というのは何なんだということになってきますよね。わからなかったらわからなかったで、わかりません、できません、できないならできないで、何でできないのかという理由づけをしてくださいよ。やっぱりそのくらいしないと、先ほど私冒頭に申しましたけど、町民の負託を受けている、正直価値が私も正直それは反省点なんすですけど、もうないと思いますよ。

行政評価、行政改革推進委員会、これすごくやっぱり責任的に重圧かかると思いますよ、この方たちに対してはですね。本当に受益者負担というか、料金の見直しをやってもらおうという、そういう認識でいらっしゃると思うからですね。ただ、やっぱり考えないといけないのは、行政サービスをつくったのは皆さんですよ。確かにいろいろ議会からもこれをやれあれをやれっていう、そういう意見もあったでしょう。ただ、最終的に案を練ってつくったの皆さんですよ。その皆さんが、見直しに関してはそうやって第三者機関をつくって、そこで判断を仰がせる。そういうやり方は正直ひきょうですよ。責任逃れですよ。自分たちでつくったんだったら、自分たちでやってくださいよ。それを議会に出す、それが流儀ですよ、社会の。我々もそれに対してはやっぱり責任ありますから、そこをですね中間的に第三者機関をつくってそこに責任をからわせるような、そういうやり方はやめましょうよ。自分たちが受益者負担で必要になったら、必要だということをちゃんと明確にしてくださいよ。先ほど11番議員さんの質問の中で、例えば敬老祝い金ありましたね。何で敬老祝い金を、昔は古希、70歳から支給してたのを何でそれやめたのかと。理

由をはっきりすればいいじゃないですか、それは。それが責任ですよ、それが。こうこうこうでこうなりましたと、そういうことをちゃんと言いましょうよ。負担に関しては絶対皆さん言わない。議会も責任ありますよ。負担に関しては言わん。そういうことで本当いいんですかね。町長、行財政改革推進委員会、これ今後すごくやっぱり負担かかってくると思いますよ。で、自分たちのやっぱり責任、執行部の責任、全てこの方たちの責任、それはどのように考えてますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私が諮問したわけですから、これを白紙諮問したわけじゃない、一定の、これぐらいどうでしょうかという形で諮問しております。それで、責任がどうかという、責任は私です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

責任はやっぱり町の最高権力者の町長ですね。それはもちろんですね。そういう意気込みであれば、行財政改革推進委員会になられてる方たちも納得はされると思います。

じゃ、続きまして、2問目の質問に行きます。

土地開発公社の経営の現状に至った経緯と説明責任について。

まず、総務省自治局長名で出された通達文書が回ってると思います。それをお読みになられましたか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

読んでおります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、それを前提にして話を進めます。

総務省自治財政局長通知の第三セクター等の抜本的改革の推進等については、地方公共団体の長は、議会、住民に対して現状に至った経緯と責任を明らかにする必要があると明記されています。町長の見解を伺います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、福永議員のご指摘のとおりでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、粕屋町土地開発公社が、現在進むべき道はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

返済、清算をした段階で、開発公社を解散をするのか、残すのかという判断をしたいと思っております。今は、負債、簿価割れを返済をする、これ以上利子等で負債が膨らまないようにしたいということで取り組んでいるところであります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

現在ある負債を返していきたいと。要するに、解散を前提にした考えでよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

解散も含めた考え方でおります。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、その土地開発公社の経営と今の現状に至った経緯に関して、議会に対して、また住民に対して説明責任はされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

ただいま総務省からの第三セクター等の抜本的改革についてのご質問ございました

た。議会並びに町民への報告ということがございます。その中で、抜本的処理策が必要な判断といたしました。この土地開発公社は、要するに塩漬けということになっております。土地がですね。この原因は、地価が下落したことが原因であります。その時々、の首長並びに開発公社の中にも町議会議員が入っておりますし、十分検討議論された結果であると思います。そして、23年に、売却がその岩田屋産業跡地については売却がされましが、10億円超の簿価割れが出ております。その簿価割れについて、今清算をしようということで、これはこの土地開発公社が63年9月に設立をしております。そして、なおかつこの清算にしようということについては、平成24年12月議会の全員協議会で、私から公社債の補填を向こう5年間ぐらいで補填し、清算をしたいというお話をしております。引き続き、本年3月議会の総務常任委員会のおきましては、4億円の補填をし、用地売却状況についての説明を行ったところです。また、理事会運営に関しましては、議会より理事、監事を選出していただき、理事会運営が行われているものでありまして、9月議会においても指摘の住民の説明に関しましては、広報11月号に記載し、平成24年度の決算報告においても、公社の補助金を明記し、早期の債務解消に向け取り組んでいく町の意向を示し、広報12月号においては粕屋町の財務状況、それから将来負担率がこの公社の負債の返済により、67.4%から41.7%へマイナス25.7%好転したということも記載し、載せております。

以上、町民への報告等々についてを含めて答弁いたしました。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

議会では、いろいろこの事案に対して意見があった、議論をしたのは確かにありましたね。ただし、住民に対して、先ほど町の広報とおっしゃいましたけど、町の広報に1行だけ、土地開発公社補助金、〇〇金額、これが説明ですかね。現状に至った経緯を時系列的にやっぱり述べてもらわんと、それは町民の皆さんわかりますか。私たちがそういう書面で、1行だけで、土地開発公社補助金、〇〇円と述べられただけで、それがわかりますかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町の広報でも今おっしゃったような形で、一応の町民へのお知らせをしております。なおかつ9月議会でも一般質問でございました。それは、議会広報で、私が申しておるよりももっと詳しく載せてございます。そういったことがありながらも、

長の私に対して1件もこのことについての町民からのメール、それから質問等はあっておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、土地開発公社の今理事長である副町長にお伺いしますよ。11月8日金曜日、議会として町民の皆さんに対する議会報告会を開催しました。そのときに町民の方から土地開発公社に関する質問がありました。その質問内容はいかな内容でしょうか、要約してお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今、開発公社の経営状況といいますか、負債を抱えているという状況の責任を明確にしろという内容の質問でございました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

先ほど町長の耳には町民の声が一切届いていないというお話でしたね。同じ執行部の立場として、そういう意見が上がったことを町長のほうにお伝えされていないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

もちろん伝えておりますが、今私が申し上げたのは、この前の議会報告会であった質問の内容でございます。町長が先ほど申し上げましたのは、町長のほうに直接そういった意見はなかったということを申し上げただけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

それは詭弁ですよ。同じ執行部でしょう。町長の補佐役でしょう。町民から上がった声を伝えることが、町長が直接聞いていないということで、町長が自分は直接聞いていないと、それを肯定されるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

誤解があるようなので、もう一度説明します。

議会の報告会であった内容については町長に説明をしております。そして、今先ほど町長が言われたのが、直接町長のほうに例えば電話とか、手紙とか、ご意見を直接聞いたことはないというようなことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、町長、間接的にはあるけど、議会報告会で上がった質問に対しては聞いているということよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

はい、聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

聞かれたらその内容を把握されてると思いますけど、たしかあの場ではその経緯に至った説明をしてくれと、そういうニュアンスで言われたと思うんですよね。そのことに対しては町長としてはどうお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私のほうに直接お手紙なり、メールなり、電話なりいただければ、おっしゃるようなお話をしたいと思いますし、まずどういう範囲でその町民に知らせる、僕は議員の皆様にお知らせをしております。町民の皆様と議員の皆様と同じようなことを知らせさないかんといいお考えですかねえ。こちらから聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

これは私の考えではないんですよ。こうやって総務省の自治財政自治局長が通達文書出しますよね。その中に明記されてるんですよ。土地開発公社の現状、その

経緯に至った説明を議会と住民に説明責任をしないとイケないと。これは私が別段言っていることではないんですよ。総務省が言ってることなんですよ。その辺をどう思われますかということですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

この清算をしておりますのは、粕屋町だけではございません。近隣町でも二、三同じような清算をしております。そこら辺の状況、今おっしゃるような総務省の通達をどういうふうな捉え方をして、町民への説明をしておるかということも調査検討をしていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

私、これ通達文書を見られたときに、恐らくよその市町村の土地開発公社に関する情報を集められたと思えました。その中で、土地開発公社を例えば解散に持っていきたいと考えられる自治体さんは、書いてありますね、この中に、通達文書の中に。経営検討委員会を設置しなさいと。その中で、どうしてそういう土地開発公社がそういう経緯になったのか、それをまず自分たちで精査しなさいと。その精査した内容を初めてここで、議会のほうで指し示すと。これが説明責任ですよ。何も反省もしなくて、そういう第三者機関から土地開発公社の経営に至った報告書もまとめないで、ただ経営が悪化してるから町の一般会計から補填していきますと、そういうやり方はアウトですよ、この通達文書を見るとですね。通達文書の中の経営検討委員会を設置しなさいと書いてある文面があるんですけど、粕屋町はそれを設置されてますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

設置はしておりません。ただ、福永議員がまだ議員になられる前の全員協議会の中で、その方向性についてお話をしております。なおかつ、その前段には土地開発公社の理事さん方に、町の責任でもってこの負債を返済をするということで説明をいたしましたところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

粕屋町の土地開発公社、これは出資金が500万円ですね。この株主は誰で、その株主比率は各何パーセントかというのちょっとお聞きしたいですね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今、質問者がおっしゃったように、出資額は500万円、全額粕屋町でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、日本、粕屋町も含めて、我々は資本主義経済ですか、それとも社会主義経済ですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

社会主義ではございません。資本主義でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、資本主義の一般論を述べさせていただきます。株式会社は、株主、それと金融機関、これがリスクを承知の上で、その企業に対してお金を出していく。その企業が、もし経営的に悪かった場合に、何も総括もせず、例えば今回みたいに税金から補填していきますと。これ今の土地開発公社とすごくダブってますね。そういうことがまかり通りますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

土地開発公社をつくったのは町であります。ということで、出資も500万円の全額出資をしております。そういった中で、公社の清算についてはとても開発公社で清算ををできるものではない。この土地の先行取得についても、町が依頼をして取得されたものであります。つきましては、その原因をつくったのは町でありますから、当然負債の回収についても町で責任持って回収することが道理であると私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

だから、株主である粕屋町ですね、それから今回土地開発公社に土地を購入するために資金を提供した金融機関、これはリスクを承知の上で土地開発公社のほうに資金を提供したわけですね。その資金を提供した先の土地開発公社が経営難に陥った、この尻拭いをするのは誰かということですよ。今の現状、私も否定しませんよ。粕屋町が見ていかないといけないと。ただ、その前にすることがあるでしょう。こうやって、第三者的な経営検討委員会、これ有識者ですよ、正直。どうしてそういう経緯に至ったのかという、そういう検討委員会の報告書なしにこういうことをやっているのかということですよ。町民の税金から尻拭いをする。そう言っても過言じゃないですよ。自分たちのですね、当時のいきさつはあるでしょう。ただ、結果的にはやっぱり町民の皆さんに負担をかけるんだから、そういうときにやっぱり自分たちの意見じゃなくて、第三者的な検討委員会の報告書をつくらないと、町民納得しませんよ。その辺、どうお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほど答弁したとおりであります。そういったふうな検討委員会と申しますか、そういった組織をつくるべきであったのだろうというふうには思いますが、つくったにしても結果は同じだろうと思います。誰がどうするのかということになれば、やっぱり町がその負債は返還して清算をするということしかないのではないかと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、今の発言はすごく町民の皆さんはなめられたもんだなと思いますよ、私は。検討委員会をつくっても一緒だと。それは、つくとないと納得できないですよ、町民の皆さんは。説明もしてないんだから、その時系列的なですね。町のほうで説明できないのであれば、検討委員会で詳細に土地開発公社を設置したいいきさつから現状に至ったまでの時系列な経緯を説明せんと、検討委員会をつくっても結果的には一緒だと。これ町長、ご自身のお金だったらどう思われますか。そんな感じで簡単に、どっちでも一緒やから俺の財布からぼんと出してくわと、そういう考えでお考えですか。今の発言はそう受け取れますよ。いかがですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

暫時休憩を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

何か、理由は。

◎町長（因 清範君）

協議します。

◎議長（進藤啓一君）

もうあと何分かですが、どうですか。

◎町長（因 清範君）

今後まだ4億数千万円、返済額残っておりますので、今まで返済したものと含めて検討委員会をつくるのであれば……。

副町長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今ご指摘の検討委員会、これは総務省通知で平成21年に出したものに載っております。その時点で作るべきものだったろうとは思いますが、しかし、過去、そこでつくってなかったということは非常に反省すべき点だったろうとは思いますが、今現在町が抱えておる問題は開発公社の負債、簿価割れでございます。したがって、それを議会のほうで昨年からご意見も頂戴しながら、解消策についてご提案し、協議をさせていただいております。その結果、第三セクター改革推進債というような起債を設けるのは、今の粕屋町のほかの起債が多い段階では好ましくない。したがって、数年、四、五年かけて負債の解消に向けて努力していきますという説明をして、私自身はその時点である程度の手承をさせていただいたものと思います。そしてまた、それを議会のほうの議会広報で広報していただき、町の広報でも、先ほど町長が申し上げましたように、決算、予算について、その都度説明しております。以後も真摯な態度で、この負債の現状、そして経緯について、どこまで出すのかというのは今後検討させていただきますが、町民の皆様に対しては真摯な態度で説明していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

物事を資本主義経済から、物事を進めるに当たってはこれはもう前提条件ですよ。今、粕屋町の土地開発公社、この理事会の構成、これは町職員と議会の数名の議員さんで構成されてますよ。この問題を利害関係者で解決した、これはアウトです。必ずその外部のこういうことこそ、先ほど私が話した、こういうことこそほど利害関係者のない外部委員会で一度精査してもらおう。その精査した内容を報告書として出してもらわんと、町民の皆さんは納得できませんよ。私も説明できませんよ。やっぱりそうやって利害関係者がつくった土地開発公社を同じように利害関係者が判断していくようなそういうやり方は町民の皆さんに理解はできません。必ず外部の、今からでも遅くないですよ、外部の委員会を立ち上げられて、その中で何でこういう現状に至ったのかというのは、時系列的にやっぱりちゃんと書いていく。その姿勢がないと、やっぱり町民の皆さんの税金で最終的には補填していかないといけないでしょ、改善するに当たってですね。そのプロセスを踏んでくださいよ。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

貴重なご意見と思います。この委員会の設置、そして町民に対するこれからの情報提供、明らかに明確にしていくということにつきましても、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

確実に検討するというのではなくて、今後また町の一般財源、町民の税金から補填していかないといけないんでしょう。一回一回同じようなやりとりをするんじゃないで、初めにだからこうやって、姿勢ですよ、こうやって第三者機関へ、私たちの責任は認めます、だから検討委員会で一度精査してくださいと、その過程に乗ってから資金計画ですよ、返済のですね。そういうことをやっていかないと、またお金が余ったから、今返済していこうかと。そういう単発的なやり方じゃ、私は賛成できませんよ。ちゃんとしたプロセスを踏んでください。検討しますやなくて。今からでも遅くないからつくってくださいよ。よその市町村の見てくださいよ、土地開発公社の解散に至る前提として、この外部委員会を設置している。私、今日持ってきますけどね、ある市町村の。20ページぐらいまにとめられていますよ。ど

うしてそういう経緯に至ったのかというのを包み隠さず書いてますよ。そういうことなしに議会で議決を得ようなんて、説明できますか、それを私は町民に対して。できませんよ、そんな。誰も責任をとろうとしないんだから。報告書にはちゃんとそうやって明記できるんだから。先ほど町長が述べられたように、時系列的なですね、例えば土地の下落があったとか、そういうこともちゃんと明記すると思いますんで、してくださいよ、そういう外部委員の設置をですね。いかがですかね、検討するではなくて。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

近郊の市町村も同じような実態がございますので、調査研究いたしまして、福永議員がおっしゃる総務省が言う検討委員会というのを設置しておるのか、設置してなければしてないでどういうふうなやり方で清算をしようとしたのか等も調査をさせていただきたいと。設置をしないということじゃございません。近郊の状況も調査させていただいて、うちのような形でやっておるのか、きちんとした検討委員会の中でプロセスを踏まえてやっておるのかを研究いたしまして、次回には報告できるようにしたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

これで私の一般質問を終わります。

（5番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午後12時45分）

（再開 午後1時30分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

4番太田健策議員。

（4番 太田健策君 登壇）

◎4番（太田健策君）

議席番号4番太田健策です。

通告書に従い、一般質問をいたします。

私は、前は土木屋をしておりましたが、ちょうど給食センターができるころは土木屋をしておりまして、あそこの建築の土木のほうに携わったんですが、そのときに思いましたのが、掘ったら掘ったしこ、ごみが出てくると。あそこごみ捨て場やったんですね。それで、何で給食センターをこげなごみの中につくるっちゃろうかねと不思議に思っておりましたが、でき上がったら立派なもんができたので、その後は何も思わなかったんですが、このたびの学校給食共同調理場整備計画事業について質問をさせていただきます。

本題に入る前に、因町長は町長になられる前に、給食業務には携わったことはありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ありません。

◎4番（太田健策君）

ということは、給食業務については素人ということになりますね。そうしたら、給食業務というのは教育の一環としては思っておりますかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

当然教育の一環だというふうに認識しております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

教育長と教育次長にお尋ねしますが、先ほどの質問と一緒に、教育長や次長も今までには給食業務には携わったことはありますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

太田健策議員のご質問にお答えします。

現職のとき、38年間、学校給食にお世話になりました。振り出しが大川小学校でございまして、6年間お世話になりました。粕屋西小学校の教頭のときにも学校給食お世話になっております。それから、定年退職いたしまして、糟屋地区の学校給食会の会長をさせていただきました。今、給食センターにお世話になっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

去年の4月から6月まで、給食センター所長としておりました。その後、去年の7月から現在まで、準備室長、建設準備室長をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

教育長は、また立派な指導力を持っておられますが、次長は準備室長になった経緯はどんなんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ちょっと経過ございまして、説明をさせていただきますが、午前中も話が出てきたと思いますけども、給食センターの検討委員会が答申しましたのが23年10月28日でございます。それで、そのときの給食センターの所長に期待をかけたんですが、やめられましたので、急遽、関所長ができあがりまして、4月から。給食センターの所長としてお願いしたわけでございます。引き続き、3カ月、所長、7月からでしたかね、室長、建設準備室長にお願いをしております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、教育次長も全く給食業務にはなれてないということですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

去年の4月からそれまでは従事しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今回の計画に至りまして、準備室長つちゅう職は大変荷が重いと思いますが、町長はどういう意向で準備室長を選ばれましたかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

関次長が適任だということで選びました。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ということは、役場の職員やったら誰でもよかったということですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは失礼でしょ。関君が一番適任であるということで選んだところです。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

我々、やっぱり民間の企業は人材を持ってくるときには、やはり得意な分野で、資格を持ってある方をなるべく選んで当てないと仕事ができないということにつながりますので、持ってくるなら、その前に教育をして勉強をしていただいてある程度の資格を何かとらせるということ自体は、考えてないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほども申し上げましたように、全ての職は資格を持つとかないかんということではございません。準備室長は、資格がないでも十分対応ができます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ああ、そうですか。それは、もう立派な優秀な方でしょうから、対応ができると町長思われてるんでしょうが、やはりここ課長さんたち、部長さんたち、いっぱいおんしゃあばってんが、皆さん方、立派な資格を持って職務に当たられておると思いますけど。町長さん、どんなふうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ちょっと質問の趣旨がわかりませんが。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

いろいろ下水道課から、都市計画課、環境課といろいろありますけど、我々企業の中ではやはりそれなりの土木をするなら1級を取る、2級を取るとか、下水道なら下水道のそういう専門の勉強をして資格を取るといようなことが義務づけられておりますが、役所がなあんもそういう決まりはないんですかな。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

上下水道課長は、その旨の資格を持っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

上下水道課だけですかね。ほかはどうなんですか。

◎議長（進藤啓一君）

町の職員にどういう資格が必要なのかということをおっしゃったらどうでしょうか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

資格が要る職と資格が要らない職がございます。うちの職場でも、事務方に入った職員が技術の部分にもおりますし、いろいろ資格を持った職員もおります。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

昨今では、役場も大学出のばりばりの方が受験されておるということを聞いておりますが、やはり入ってきてほっとして何もしないと。専門職につけるならそこで専門職のやはり資格を義務づけるというように、そして上に上がらせるというように形をとらないと、ただおるだけで上がっていく、上まで上がっていくというようにことをやったら、やっぱり役場内も競争力が働かない、ただおるだけで給料は上がっていく、地位も上がっていくじゃ、今後やはり町民から委託されて、役場にいろんな複雑なお願いがかさばってくると思うんですが、町長のお考えはどうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほど町長が申しあげましたように、その部署あるいは事業によって資格が要る、要らないがございます。ちょっと事前通告がございましたので詳しい資料がございませんが、代表的な例が下水道工事あたりは下水道の資格が要ります。その他、土木関係の部長、横に座っておりますが、部長も持っておりますし、都市整備課長も持っております。そして、持っていない職員については、やはり研修制度がございますので、市町村で行っている研修、あるいは県が行っている研修、国が行っている研修に積極的に派遣しまして、それに見合うような技術力を養成をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ということは、教育次長もそういう教育を受けられたんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

職員の研修には、必ずやっております。管理職は管理職の研修がございますから。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

はい、わかりました。立派な研修をやられておるといふ報告でありますので、それを信用しましょう。

ところで、給食センター内には、安全管理の手順みたいなものはつくってありますかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

保健所、県、それと文科省あたりから入りますので、それに基づいてつくっております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それに基づいてというて、私ではわかりませんので、やはりこの中には食品衛生管理責任者とか衛生管理者、安全管理者というのが必要じゃろうと思いますけど、その辺はわかれば説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

城戸給食センター所長。

◎給食センター所長（城戸和子君）

衛生管理責任者というのは、栄養士が兼ねております。これは県の職員が2名おります。そして、学校給食の共同調理場の管理者というのは所長である私になっております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

安全管理者ちゅうのは、別に資格も何も取らんでも、これは報告だけでいいんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

城戸給食センター所長。

◎給食センター所長（城戸和子君）

所長の業務につきましてはそうです。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ということは、専門の方が管理、運営しないでもやっていかれるっちゅうような状況なんですね。ほいで、給食センターの総責任者というのは町長さんであるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

教育委員会で管理運営をしておりますので、第一義的には教育所管になります。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それでは、本題に入りたいと思います。

学校給食共同調理場整備計画事業について質問をいたします。

私が最初に議員になってこの件をわかったのは、6月の全員協議会で、準備室からいただいた資料で説明していただいたんですが、そのときはまだなりたてほやほやで、ちょっと中身を理解ようとしきらんやったもんですから、できたらこれの経緯にある説明を教育次長にお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

建設に至る経緯だと思いますが、大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

資料はもうお渡ししたと思いますが、概略をご報告申し上げます。

事の起りは、建て替えに至る経緯でございますが、平成21年度の糟屋地区保健福祉事務所、保健所の検査におきまして、毎年通年では報告書を指摘事項が文書で上がってまいります。このときは給食センターの改善計画書を出しなさいという厳しいものでございました。それで、なぜかなって思ったら、前の年に学校給食法が改正になっております。そして、衛生管理基準も改正になっております。これを受けて、糟屋地区の保健福祉事務所は粕屋町の教育長に対して改善計画書を出せということ、これが給食センター建て替えのきっかけになっております。それで、町長が翌年の6月に検討委員会を開くということで答弁されまして、22年度から23年度にかけまして、学校給食検討委員会が設置され、8回にわたって検討され、先ほど午前中申し上げましたような答申が出ておるわけでございます。それで、平成24年度の当初予算に、PFI可能性の予算化を議会にお願いして、可能性調査をいたしましたところということでございます。よろしいですか。

はい、以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

この資料によりまして質問をさせていただきますが、平成18年10月に粕屋町行政改革大綱が出ました。そのとき学校給食センターの調理業務の民間委託を決定すると、ここに書いてあるんですね。調理業務ってということで、その建物自体をやりかえろうというようなことはここには出てきてないんですが、ほいで施設は老朽化が著しくってここに書いてあるんですが、施設の老朽化が著しいというのはこれは調理関係のところ著しく老朽化したということですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

平成8年に、O157という流行性の食中毒が発生いたしました。全国的に死者も出たわけでございます。それを受けまして、文部科学省は衛生管理基準を強く定めて、今まで水でじゃあじゃあ洗うウエット方式という、給食室はウエット方式でしたが、水たまりができるとばい菌、細菌が発生しやすいということで、それを改善しましてドライ方式、水を流すなということのドライ方式に変えたわけでございます。それをもとに保健所が指導に入りました。ですから、ここでは町としては行財政改革で、ドームもサンレイクも給食センターも民営化ということで方向出しましたが、粕屋町の給食センターにつきましては構造そのものがウエット方式だったんですね。それから、これからどんどん増えていくのに、狭隘化して耐えられないと。町長から指摘受けました。改修ではだめかと。ですね。建て替え、全部建て替えないかんのか。その費用も出しましたけど、かえって高くつく。全部壊さないといけない。それから、今も給食室は全部オープンになってますが、それをばい菌が飛散しないように、部屋ごとにジャガイモを洗うところ、大根を洗うところ、汚染区域、部屋に区切りなさいといわれているわけです。建物自体をやりなおさないかんという保健所の指摘でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

建物をやりかえないかんということは、これは今でも30年しかたってないですね、給食センター。町が鉄筋コンクリート造、耐用年数は決めてあるのは70年、そうやったですね。うちの町営住宅でも45年ということで耐用年数なっとなんですが、それから先日町営の住宅の延伸ということで、何か15年ぐらい伸ばそうっちゃうような計画書もらいましたが、建物自体はここでは何も建て替えないかんというようなことはうたってなかったんじゃないですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、町営住宅等については、長寿命化ということで今事業を進めております。しかし、この給食センターにつきましてはもう抜本的な改良が要る。改良しなくちゃいかん。そうした場合、経済比較をしますと、それをごちゃごちゃあつかうよりも建て替えたほうが将来的にも安全・安心だということで、建て替えという方向が示されておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

建て替えをやりかえるというようなことは、この経緯の中には何も説明もありませんが、ただ施設の衛生面、管理面のやりかえを指摘されたということをうたってありますが、建物を全部建てかえるというようなことは何もうたっていないようですが、結局建てたときは、先ほど本田さんの質問にもありましたとおり、6,000食まではということで、先ほど言われよりましたけど、6,000食には間違いはないんですかな。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

給食センター建ちましたときには6,000食で建っております。ただ、それはおかげで1食の計算ですね。それから、人口がずっと児童・生徒数が増えまして、今新しい給食センターは7,000食を計算に入れております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

6,000食で賄えるというようなところがまだあるのに、それでウエット方式から変えて業務をやっているということであれば、6000食をまだ利用して頑張っているというふうがいいんじゃないかなと私は思いますけど、教育長、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

説明が足りませんが、当時の給食はおかずが1食です。だから、6つ釜が並んでますね。それでまあ何とかなんと。今は1食おかげになって、1品、2品つくわけですね。これを2つの釜でやって、もう足らなくなってきました。今、2食しかできておりません。おかずと副食ですね。これから考えているのは、2献立の3品を計画しておりまして、それが普通どこの学校でも実施されているという、給食の食数も増えてきたということで、今の現状を施設では対応できないという現状でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

私らもなつたばかりでこの報告書だけが頼りでしかないにですよ。そういうこと一言も書いてないですね。見られました、これ。私らなつたばかりで、報告にそういうことも何も書かんどって、これだけで建て替えを計画を推し進めてしまおうというのは、余りにもここにこういう関係の方でしてある方がおられましたらやはり納得ができないことがあると思うんですね。やはりもう少し親切に納得されるような書き方をされないと、当然私たちは50年ほど商売をやってきておりますけど、こういうものではできないということになっておりますが。それと、ここに粕屋町に学校共同調理場検討委員会というのを委員9名に委嘱し、設置するということになっておりますが、有識者1名、保護者代表3名、教職員代表2名、栄養士1名、調理員1名、行政職員1名ということに検討委員会がなされておるんですが、この検討委員会で検討されるということは調理場の件だけが検討されたであって、建物については何も検討されていないんじゃないかなと、わかる人はおっていないんじゃないかと思いますが、教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

事務局として、私参加をさせていただいたわけですが、出てこられました検討委員の方々もまず最初に現状を見ていただきたいということで、私のほうから報告をさせていただきました。今、太田議員にご報告申し上げましたように、平成18年度の行財政大綱から、保健所から指摘を受けたと、もちろん建物を含めてご報告をして、検討委員会、そのものを最初に給食センターを見ていただきました。やっぱり壁が落ちている、さびがついている、エアカーテンはきかない、3年前でございましたでしょうか、給食センターの調理員の健康状態はどうかという質問を長議員からいただいたわけですが、そのときもご指摘いただいて、天井裏の換気扇が2つ大きいのが回っておりまして、排気ダクトというわけですが、あれも修繕させていただいて、簡易スポットクーラーというのもつけさせていただいたわけですが、なかなか効果がいかない。そういう現状を全部話していただいて、検討委員の方々のご意見をいただいたところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

この検討委員会の中には、民間活力の導入など、調理業務の民間委託は時代の要求であるということをおうたっておりますね。これは調理業務の民間委託であって、

建物のことは別に何も書いてないですね。教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

午前中も話が出たと思いますけども、検討委員会は給食の現状の問題点、つまり場所の問題、それから民間委託の問題、建物は出ていません。建物もPFIも終わった後、久留米に視察に行ったときに初めて、PFI、民間資金活用事業ということに触れたわけですが、検討委員会はそこまでの課題がなかったということでございます。これは執行部の問題で、建てるのであればどうするかというのは執行部の問題だろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

続いて、2番の民間委託がなぜPFIに限定されたのかということをお尋ねしたいと思います。

民間業務委託っちゃうことになると、やはり給食業務もいろいろ今いろんな種類で給食業発展してきておりますが、何でここでPFIだけに限定されたのかと、これは誰の意向でこういうことになったんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

担当します事務局で検討いたしまして、いろいろ調査をいたしました。1つ目は、自校方式とセンター方式について調査をいたしまして、結果自校方式にかかる費用は約31億2,000万円、センター方式でやりますと16億5,000万円というような費用的なこともございます。ただし、自校式にするなら土地がないと。粕屋町の場合、土地がないというようなことも条件としてありました。それから、調理業務の民間委託についても糟屋地区、先ほど述べましたように、糟屋地区小学校33校、中学校16校ありますが、粕屋町除いて全部民間委託でございます。したがって、時代の流れであろうということで、民間委託になって各ほかの町の給食の実態を調べてみますと、ほとんど問題ないと。民間委託して3カ月ぐらいはやっぱり心配されるということですね。変わるわけですから。それぞれ議員の方も心配されますが、調理員の方々もなれてくるとほとんど事故もないという結果でございます。そういうことでございます。そしてまた、PFI事業になると低い値段で最高のサービスを受けられるというのがみそでございますので、そこで可能性調査を実施させていた

だいたわけです。その結果が悪かったら、P F I 入ってません。P F I 実施可能性調査の結果が、V F M が 9.98% でしたかね。従来型で建てるよりも、P F I のほうが 10% ほどリスクが安いと。健康、安全を守れる、アレルギー対応もできる、1 献立 2 品から 2 献立 3 品になる、トレーも食器も全部新しくなったところでの改善でございます。粕屋町にとってすばらしい計画じゃなかろうかと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4 番（太田健策君）

先ほども言いますが、今の教育長の答弁でもそうですが、建物は民間委託ということは何も出てきてないんですね。建物は。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

建物は町営でやると、そして調理、運搬とかその他のほうを民間委託するという方法もありますが、建物は建てたけれども機材が入らないとかという、そういう問題が出てくるわけですね。センターに行かれたらわかると思いますけども、食器乾燥機なんて、2メートルで、縦が15メートルから20メートル、ざっと機材並んでおります。建物建ったけれども機材が入らないとか、機材は入れたにしても、調理員の動く導線と言いますが、動きがどうもあっち行ったりこっち行ったりして効率が悪いというような問題が出てきます。これを P F I は一体的に連携して計画するわけですから、そういう問題がほとんどない。リスクも安いということが特色でございますので、P F I で今進めているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4 番（太田健策君）

わかりました。P F I がすばらしい、安くてすばらしいということ、教育長今言われました。その P F I、3 番の P F I 導入可能性調査の業務についてお伺いしたいと思います。

P F I 可能性アドバイザー事業の計画に、これは25年3月15日に、全員協議会のときいただきました資料ですね、これによってちょっと質問させていただきま。これによると、12ページに、施設整備費というところで、いいですか、教育長。

◎議長（進藤啓一君）

続けてください。

◎4番（太田健策君）

いいですか。施設整備費っちゅうところで、町がつくると14億3,999万円ということになっておりますね。民間がつくると12億2,322万7,000円ということになっておまして、差額がここに2億1,500万円安くなるというように出ておりますが、私なりにいろいろ調査をさせていただきますと、粕屋町が今までに建ててきました建物で、ここの粕屋庁舎、1,700坪あります。12億4,400万円で建てております。これからいきますと、坪当たり72万2,000円、フォーラム、これ840坪、6億7,300万円、坪当たりが80万2,000円、サンレイク1,480坪、11億6,300万円、坪当たり78万5,000円、給食センター、前、古いやつは、485坪、3億6,200万円、坪当たり74万7,000円ということになっておりますので、今回のPFIの施設整備費が、これ1,000坪ですね。1,000坪の12億2,300万円ですから、122万3,000円ということになります。この違いというのは教育長、どう思われますかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

30年前と物価が違うんじゃないかなと単純にそう考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そうですか。30年前と物価が違うことで判断されるんですね。といいますと、今マンションができておりますのが坪の50万円でできております。それで一般的に給食センターを建て替えるなら、どんぐらいかかろうかなということで、概算、積算すると、坪の80万円で上がると。ということは、8億円、8億円で上がるということで、4億2,300万円高くつくという計算が出てきておりますけど、これについてはどう判断されますかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

導入可能性調査の数字は、34カ所の平均したPFI導入の平均値をとった値段でございます。もちろん30年前と物価が違うと思いますが。それで、子供たちには最高のものを準備したいなという気持ちもありまして、高いとは思いますが、最高のものを準備したいということで考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

教育長はさっきから安く上がってよかもんができるから、PFIにするとおわられたんじゃないですか。今高くつくけどと言われましたね。それはちょっとおかしいんじゃないですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

従来型で建てるよりもPFIのほうが安くつく。しかし、健康、安全、子供たちの食の安全が守れないというような値切り方はしたくないということで考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

従来式でつくったら高くつくっちゃう、我々にその資料を見せていただかないと、民間がつくってできるもんが、町で、私たち仕事大分町から受けさせてもらったけど、そんなにいい単価がもらったことは余りありませんけど、14億円、これの、全員協議会の中で何回も出ましたけど、資料を出して何でこういう高い金額で積算ができた、資料というのは町のほうでも検討されておると思うんですけどね。それを何で出してもらえんのですかね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

早速取り寄せたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

早速じゃなくて、もうこの問題はいつから出とうとですか。私がこの問題、6月にもろたときから全員協議会で言うてるんですよ。9月の全員協議会するときにも言いましたよ。この一般質問になってから、資料を用意しますって、そういうことでさっきも福永議員が言いよったでしょ。言われたことの質問の資料をさっと用意しとかないかと、言われたやないですか、用意しときます。何遍次長が言われたとですか、全員協議会の中で。本当にこれで建てろうとするなら、ちゃんとここをすればできるんですよ。あなたたちがせんからできないんですよ。本当に町がつくっ

たらこれだけかかる、比較のしようがないじゃないですか、今。比較を今私たちが出したら、そういう言い方しかせんやないですか。これは何も自分たちの経験上から、実際今仕事しよる人から資料いただいてこれつくったんですよ。何も裏も表もありませんよ、これは。それを資料用意しますとか、何で見積もり今日持ってきとかんですか、ここへ。そんなくらの質問出ると思うとかなでしよ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

支出整備費に関することだろうと思います。従来方式で行えば、14億3,900万円という、この根拠というものですが、この分は設計管理費、事前調査費、それと施設の撤去費用等を含んで、VFMの算定時のものでございます。それで、実際この14億円強、PFIで行いますと12億何ぼですね。その分がVFMの設定時から、グループを選定するときに競争が生じるわけです。それで、落札する費用は、大体給食センターの場合であれば16.3%、平均して安くなります。あくまでもこの資料はVFMの算定時のものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

先ほど質問しました中で、あなた給食業務については素人っていうことを認められたでしよ。だって、これをつくったアドバイザーの資料だけでこれを判定するっちゅうのは間違うた、自分なりに業者に依頼して、この原価を求めて初めて説得できるんじゃないですか。できんでしよ、今。あなた本ば持ってきて、こげんなるあげんなるって、そんなしかともない資料で。本当やないですか。人を説得するというのは、もうちょっと人を安心させるような、自分が全くの素人やったらなおさらですよ。資料をつくって、こんななりますよと。あなた本読みよるだけやない。そりゃこの人がつくっとんしゃっちゃん、この人の都合のいいことしかつくらんですよ。反対のこと書かんやろ。そう思わんですか。町民にこげな結果、金を負担させていいんですかね。もうちょっとどうかして安うしてやろうとかという気持ち働かんとですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

これは、PFI導入可能性調査の段階のコンサルの資料でございます。私は、設計管理等、また工事等、その知識がそこまで作成できるまでございません。それ

で、コンサルのほうに依頼して、その数値を述べているわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

だから、私言いよるでしょ。そのコンサルのこの出してきたとがいかにか正しいかちゅうことをね、やはりほかのことから調べて、こうやって聞かれたときはどうするかということを考えてたら、それがなからんと説明できんでしょ。わかりませんか。こんくらいのこと。私からこうやって説明があったんじゃけん、あなたただこれに書いてあるとやけんが、間違いありませんからしてくださいって、ああそうですかって言うと思いますか。そのくらいの努力しちゃらなでしょ。64億円も突っ込むとなら。私そう思いますか。人の金やけんと思つて、何億円も何億円もぽんぽんぽん出して、そげなわけいかんでしょ。もうちょっと町民のため考えて、仕事しちゃらないかんぢやないですか。我々は町民の代表ですよ。町民に何て言いますか、これ。私はここまで調べてきたのを、私はこの調べたものまで全く信用にならんという資料になりますよ、これ。今の現状のことを調べてきとんですよ。町が建てたものがこれこれで、建てた、今までこれで上がってきとんでしょう。これから高くついても、こんなに高くついたらいかんでしょう。そんなくらいは考えとかなでしょうが、質問があつて、この建物が幾らで建つとるか、今までに。そんなくらいのこと調査したらわかるはずですよ。そしたら、ここにアドバイザー事業者にこれはおまえ高過ぎるっちゃないかと。今まで町が建てた分についてこのくらいの金額で建つとうとに、何でこんだけ高うつくんじゃ、安くつくると言わっしやっけん、ずうつと言いよるやないですか、町は。安く上がると、いいもんがでくと。うそやないですか、これは。うそ言うたらいかんでしょ。本当のこと言わな。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今質問者が手元に持って質問してあるのは、これ可能性調査の結果でございます。今アドバイザーのほうに移っております。これは、粕屋町の実態に合ったものを積み上げて金額を出すというものでございます。ですから、その中で本当に適正な粕屋町の給食センターの建物にしても幾らですということで、それをもとに入札にかけるということでございますから、この今おっしゃっている12億円とか14億円とかという数字で業務委託の契約をするということではございません。そこら辺、関君、もうちょっと深く説明してごらん。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

導入可能性調査の段階で出した分は、先ほど教育長も言いましたが、34 P F I の事例、学校給食センターのですね、これの施設を参考に平均的に持ってきた数値でございます。それで、これからアドバイザー業務、今行っておりますが、アドバイザー業務の中で粕屋町に見合った給食センターをどうやってつくるかというのを一項目一項目、選定委員会、今選定委員会の先生は大学の先生とか、建築に詳しい方ですね、それと給食関係、それと材料関係、それぞれ専門的な知識のある民間の方を4名選任いたしまして、その中で検討をし、そしてその数値を精査していくというのがアドバイザー業務でございます。これは、来年1月から、項目ごとに詳細に行っていくこととなります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今町長が言われましたが、このアドバイザー事業で、この施設整備12億円と出ておりますが、これについてはいいかげんな数字ということになりますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほど教育長も申し上げましたように、34の P F I の事業の関係を平均的な数字で出したというふうに言っておりますけども、ですからそれは一応概算の数字ということでございまして、今からアドバイザーのほうで一つ一つ積み上げて、粕屋町の給食センターで行うべき事業について積み上げていくということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら、どういうふうにこれ解釈していいんですかな、これ。5億何千万円も、5億5,000万円ぐらいは下がるからこれでやりたいと、あちこちで言われとるんじゃないですか。違います。言われとるでしょ。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

保護者説明会の中でも、費用等は導入可能性調査をした結果、約5.8億円、モデルプランの場合は安くつくということも言っておりますが、費用の問題だけではございません。あとPFI導入可能性調査が、参入されるグループですね、企業等が少なければ競争性が生じてきませんので、その参入、粕屋町がPFI導入をした場合に参入するグループがどれくらいあるのか。3つ4つあるというようなことで上がってきております。競争原理が働いて、そして一応その分安くなる。それともう一つは、設計、建設だけでなく、運営、維持管理も含めたところで建設されますので、先ほど教育長が申しましたとおり、その効率化が図れるということ、あとアレルギー食等対応ができるドライシステムの対応ができるということも含めて、相対的に含めたものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

次長、立派な答弁しんしゃあばってんね、ここで金額が一遍出たら、これはもうみんなわかっとなんですよ、業者には。これが基本になるんですよ、基本に。アドバイザー業者か何か知らんですけど、世の中には話し合いっっちゃうのがあるんですよ。話し合いっちゃうのが。わかりますか。こういうて金額が出たら、これから幾らか引いて、はい順番や順番、この次は私がもらおうかと、こんなことを言うていいか悪いかわかりませんが、一般の社会っちゃあそんなもんですよ。ここに一遍この金額が出たら、3億円も5億円も安くなる金額は出てきませんよ。アドバイザー事業、これで5億8,000万円も安くなると、みんなあなたそれを信用して、そんなら議会もそう言われとっちゃないですか。みんな5億何千万円も安くなるからということで、これ進んできよんでしょ。今、話初めて聞きましたよ。これは、ただこうやって積算しとっちゃからと。これが出たら、これが基本になりますよ、何もかも。八百屋に値札つけて置いとうと一緒にですよ。安うしたっちゃちょこっつですよ。そこら辺をちゃんと解消していただかんと、安心してそのPFIがいいのか悪いのか、今のところそういう、私はこういうでたらめな単価と思うておりますよ。だから、施設整備費についても高いですから、当然お金のことについても高いはずですよ。同じもんもありますけどね。町で買って、同じところから高いもん買わんでしょ。ということで、私はこの問題についてはPFIの方式では納得しませんので、先ほど町長が言われました、教育長も資料がないっちゃうことでしょうか、その資料用意してくださいよ。皆さんにあげてくださいよ。いいですか。

◎4番（太田健策君）

続きまして、2問目の質問に入ります。

町長が選挙に出られるときに、公約といいますかね、これからのまちづくり、5つのビジョンということで出されました。1番に、子供、お年寄りに優しいまちづくりということですが、これについて町長何かやられたことはあるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問にお答えします。

子供、お年寄りに優しいまちづくり、これを私が立候補するときに公約として挙げたものでございます。その中で、具体的に申しますと、まず学校関係においては、まず幼稚園関係につきましては、今年度2園にエアコンを設置をしております。それから、中央小学校の学童保育施設が3カ所に分散をしておりました。それにつきましては、1カ所にまとめて木造で今4教室を建設しておるところでございます。これは、財政の健全化と絡みますけども、これは当初県は1教室分しか補助はしないということでした。そういったことで、地元国会議員、それから地元県議を通じて、意見並びに国のほうに交渉いたしまして、4教室分全て補助金が出るということにいたしました。それから、今、耐震化の工事を24年に終わりました。これは、西小学校がまだ残っておりました。これは25年度の計画でございましたけども、24年度の国の補正を活用し、これは国庫補助金の残分の一部については、社会整備交付金の活用ができるということで、そういった方法でやっております。それから、今大川小学校の増築もこれにあわせております。それから、今小・中学校で大川小学校と粕屋中学校で長寿命化をしております。これは大規模改修です。これにつきましても、前倒しをして、国の有利な補助金を取って、活用してやっております。それから、高齢者につきましては、先ほどお話ししました肺炎球菌の助成であるとか、それからシルバー人材センター、それから福岡県の70歳現役社会づくりの活用についてもいろんな場で啓蒙しているところでございます。時間がなくなりましたけども、よろしゅうございますでしょうか。あといろいろありますけども、もうほとんど時間がないようです。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

時間がないようですから、子どもには町長何かしっかりしてやりようごと今言いんしゃったばってんが、年寄りに優しいまちづくりっていうことをうたってありまして、年寄りには祝い金は切る、老人福祉センター、風呂はない。篠栗の風呂行っ

てんですか。1日300人、私行ってから聞いてきました。300人来よりも。うちの福祉センターは何でやろかというたら、人間が少のうなったけんやめましたって言いんしゃった。25人ぐらいになりましたって。やり方がまずいんです、やり方が。何でもやれっちゅうもんじゃないでしょ。やっぱり人は好きなところしか行きませんよ。もうちょっと年寄りにここで優しいまちづくり、年寄りにまちづくりしてやらにゃ、シルバーだって予算がないっちゃ、赤字で言いようやないですか。シルバーも赤字って言いよれば……。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、そろそろ時間でございますから。

◎4番（太田健策君）

そうですか、わかりました。なら、またこの次にゆっくり質問させていただきま
す。どうもありがとうございました。

（4番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

1番木村優子議員。

（1番 木村優子君 登壇）

◎1番（木村優子君）

議席番号1番木村優子です。

本日最後の質問者になりました。どうぞよろしく願いいたします。

通告書に従って質問いたします。

まず初めに、我が国の死因順位について、午前中にも11番本田議員の質問の中にも
ございましたが、23年度は1位はがん、2位は心疾患、3位は肺炎、4位が脳血
管疾患です。死因の1位であるがんですが、その順位は、1位が肺がん、2位が胃
がん、3位は大腸がんであります。では、がんが発生する部位の中で一番を占める
ものはどこか、どこの部分か、町長はご存じでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

がんですか。

◎1番（木村優子君）

はい。がんの発生する部位が一番多いところをご存じでしょうか。

◎町長（因 清範君）

胃がんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

町長がおっしゃられたとおり、胃が第1位であり、年間5万人もの方が亡くなられております。胃がん東アジアの地域病とも言われるほどで、世界中の胃がん患者のうち、約56%が中国、日本、韓国に集中しているそうです。また、日本ではこの50年間、胃がんによる死亡者数は5万人から減っていないと言われております。

ピロリ菌はご存じでしょうか。正式名称は、ヘリコバクター・ピロリ菌で、医学界でもとても新しい菌で、医学の歴史ではまだ新しい部類に入ります。胃がんは最近の研究で95%以上がこのピロリ菌の感染によることが明らかとなっております。ピロリ菌感染を早期に発見し、除菌を行うことが胃がん撲滅への大きな一歩となっていくことは明らかであります。

そこで、以下順番に質問を行います。

まず、粕屋町でもがん検診の取り組みがなされておりますが、胃がん検診の対象年齢、検査方法、補助金、受診率をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

それでは、最初の質問にお答えいたします。

粕屋町の胃がん検診の状況につきましては、現在は健康センターで実施する集団検診と、それから粕屋町内の医療機関で受診できる個別の検診があり、対象者は40歳以上の住民の方です。平成24年度は、集団健診を23回、それから医療機関で行う個別検診は、6月から8月までの3カ月間実施しまして、計の1,823名の方に受診していただいております。

実施方法は、バリウムを飲んでいただく胃部レントゲンで行なっております。

それから、受診率でございます。胃がんの分が21.3%になっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

補助金についてはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

補助金につきましては、健康づくり課長に答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

大石健康づくり課長。

◎健康づくり課長（大石 進君）

お答えいたします。

胃がん検診等がん検診につきましては、補助金ではなく、個人負担、100円とか200円、およそ1割負担で実施しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

今、お答えあったんですけれども、検査方法についてお尋ねですが、バリウムによるレントゲン検査はどこからの指示によるものでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

厚生労働省のほうからの指示でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。

これを踏まえながら、次の質問へ移ります。

1950年代半ばから70年代半ばにかけて、戦後の日本は高度経済成長を遂げました。第二次世界大戦の敗戦から復興した日本は、上下水道を初めとするインフラ、生活基盤を整備しております。社会インフラが整備される前の時代、不衛生な環境により、多くの日本人がピロリ菌に感染したと思われております。現在、高齢者のピロリ菌感染率は、実に8割に及ぶという推計があります。戦後のベビーブームによって誕生した団塊の世代、大体47年から49年生まれの方々ですが、数多くがピロリ菌に感染しているのは確実と言われております。また、胃がんは60歳を越えると急速に発生が増加します。大量に存在する団塊の世代が一斉に65歳を超えているわけですから、胃がん患者が増えるのは当然の成り行きでございます。我が国の胃がん患者のうち、50歳未満はたった3%しかいません。胃がんの97%以上は、50歳以上になってから発生すると言われております。また、ピロリ菌に最も感染しやすい

のは乳幼児期だと言われております。なぜ乳幼児期なのか。胃酸を出す壁細胞が完全にできるのは2から3歳だからです。ピロリ菌は胃に住む細菌だから胃酸に強いと思っている方も多いかもかもしれませんが、ピロリ菌は胃酸を浴びるとたった20分で死滅してしまいます。赤ちゃんは胃酸を分泌してかたい食べ物を消化することができませんから、母乳を飲むか、流動食で育てられるわけです。そんな胃酸が分泌できない時期に、ピロリ菌が胃内に入ってきたら、どの部位にでも自由に住み着いてしまうということです。ピロリ菌に感染すると、数週間から数カ月で100%の人が慢性胃炎となります。ピロリ菌によって発生する胃の病気のほとんど全ては、慢性胃炎から始まると言われております。ピロリ菌感染胃炎により引き起こされる疾患は、萎縮性胃炎、分化型胃がん、胃十二指腸潰瘍、未分化型胃がんなどがあります。胃にまつわるおよそあらゆる病気がピロリ菌が原因となって発生しております。

1 問目の質問で、胃がん検診の状況をお聞きしました。検診率は21.3%とおっしゃられました。町長、バリウムを飲んで、レントゲン撮影を行う方法での胃がん検診を受けられたことはありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

あります。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1 番（木村優子君）

バリウムは飲みにくくなかったでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今は胃カメラでやっています。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1 番（木村優子君）

今、胃カメラということでおっしゃられたんですけども、私経験上、よく患者さんがバリウムを飲むことにすごく抵抗があると言われる方がおられたことを思い出します。そしてまた、苦手と感じている方が多く、また腰が曲がった方や体が不自由な方にとってはかなりの負担になる検査でもあって、こういったことが受診率

を低くしている要因ではないかと考えますが、どう思われますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今のご質問は、胃がんのリスク検診の導入ということで、現在粕屋町で行なっている胃がん検診は先ほど申しました国の指針に基づいて実施しております。ご質問の胃がんリスク検診、ABC検診のことかと思えます。

◎1番（木村優子君）

受診率を低くしている要因にこれになっているのではないかと私は考えるんですか、福祉部長はどのように思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

恐らく私も飲みにくいし、また検診車の中でぐるぐると回されるということで、その分少ないかとは思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

バリウム検診は、受診率が低い上に、早期胃がんの診断能力は低いのですとヘリコバクター・ピロリ菌研究の第一人者であられる北海道大学の浅香特任教授はおっしゃっております。また、30から40代の若い人は胃がんになりにくいそうです。ピロリ菌が陰性であり、なおかつ胃粘膜が正常な人も胃がんになりにくいそうです。これらの人に対して負担が大きなバリウム検査を毎年続けていくことは、メリットよりもデメリットのほうがはるかに大きいとも言われております。また、30から40代までにピロリ菌を除菌しておけば、胃がんはほぼ100%とっていいほど予防できるとも言われております。2013年、今年の2月21日から、慢性胃炎についてもピロリ菌の除菌が保険適用となりました。ピロリ菌除菌前に内視鏡検査が義務づけられたこともあり、早期胃がんの発見も増えることが見込まれております。ピロリ菌の早期治療が保険において認められているわけですから、早期発見に資する検診のあり方を考慮すべきと考えます。

以上を踏まえて2問目の質問に入ります。

胃がんリスク検診、通称ABC検診というのがあります。ABC検診では、ピロリ菌に感染しているかどうかをまず検査をし、さらに胃粘膜萎縮を反映する血清

ペプシノーゲン値を検査します。そして、がんになりやすい状態かどうかをA B C Dの4種類に分類するのです。我が国の胃がん検診は、何十年にもわたって、胃バリウム検査のみが行われてきました。バリウム検査にはさまざまなデメリットがあるため、バリウム検査にかわる検査としてA B C検査が導入されてきております。実際に導入をしている市町村もあります。我が町におけるこの検査方法の導入をどのように考えるか、町長に問います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

勉強不足で、今おっしゃっていることが理解できてないところがございます。つきましては、住民福祉部長のほうにお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

胃がんリスク検診のことなのですが、ピロリ菌の陽性、それから胃粘膜の萎縮といった胃がんのリスクを早期に発見することはできますが、胃がんそのものの発見ではなく、リスクの高い人にはその後内視鏡検査等を行い、胃がんの早期発見、早期治療につなげていくものであります。これには受け入れの医療機関の整備が必要不可欠ではないかと思っております。また、胃がんのリスク検診の費用は適用除外で、1件当たり5,000円程度かかると思っております。集団検診での実施や特定健診との抱き合わせでは、安価になると予想されます。しかし、過去のリスク検診の受診歴と、それから結果によってはリスク検診の受診間隔が異なることや、除菌した方を対象者から除外するなど、検診受診後の結果の継続的な管理が必要になると思われます。また、陽性者には結果説明や除菌等の確認、それから除菌後の追跡管理が必要になると考えますので、実施するには職員の受け入れ体制の強化等も必要になるかと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ここで、岡山県の真庭市ではもう導入をなされておりますので、少々紹介をしながらお話をしていきたいと思いますが、23年度から、胃がん検診は、真庭市ではA B C検診を受け、胃がんになりやすい人を見つけ、その結果によって今後の胃の検査内容を細かく指導なされているということでした。今、住民福祉部長がお答えに

なられたとおりの方法で行われて、そしてきちんと除菌までされた後の追跡等もできるような仕組みをだんだんつくられているようですけれども、ABC検診の費用は、真庭市においては1,000円で、そしてレントゲンによる検診費用は3,000円ということで、ネットを見て載っておりました。参考までに、真庭市は11月の現在で、人口が4万9,329名、世帯数は1万7,898世帯、粕屋の町と4,000人くらいしかかわらない市でございます。ここは全国で初めて中学生に無料のピロリ菌検査を実施している市でもあります。

これに関連して、次の質問のほうに移らせていただきます。

ピロリ菌に最も感染しやすいのは、乳幼児期だと先ほども話しました。ですから、3歳くらいまでの衛生状況、上下水道の完備状況が問題で、日本は戦後しばらく上下水道が整っていなかったため、全国広い地域でピロリ菌が存在していた可能性が高い。高度経済成長期に上下水道が完備してからは急速にピロリ菌感染が減ってきたと思われます。若い日本人のピロリ菌感染率は世界でも一番低いのではないかとわれ、10代だと5%程度だそうです。90年代には井戸水や汚れた水にピロリ菌が存在していたことがポリメラーゼ連鎖反応によって証明されております。ところが、現在では我が国の井戸水や川の水からはピロリ菌の存在が証明されなくなりました。したがって、乳幼児がピロリ菌に感染する可能性は人から人へしかなくなってきたと考えられます。具体的には、感染率の高いおじいちゃん、おばあちゃんが孫に口移しで食べ物を与えないように注意すれば大丈夫だそうです。団塊世代ピロリ菌感染率は、70から80%ですが、団塊ジュニア、70年代までですが、となると感染率は8から10%です。10代までに感染率が5%以下ですから、このままいけばピロリ菌感染者をゼロにすることは十分可能と思われます。仮に感染してしまったとしても、早期発見して、除菌すればよいのですと、浅香教授は話しております。

このことを踏まえて、若年層へのピロリ菌検査の導入についても質問をさせていただきます。ピロリ菌の感染に関しては、今までに述べたとおりでございますが、なぜ真庭市が中学生からピロリ菌の検査を実施しているのか。それは、小学生に投与する除菌の薬材料は一定の見解を得ていないことから、陽性の場合でも治療に時間がかかる。そこで、成人と同じ薬材料で問題ないとされる中学2、3年生での検査が最も効率的と判断したからだそうです。真庭市の中学生に対するピロリ菌検査と除菌治療の流れは、各自で希望の医療機関に申し込んで予約、少量の尿を、おしっこですね、尿を採取して、尿中ピロリ抗体検査を行い、陽性の場合にはさらに精度が高い二次検査の尿素呼気試験、袋状のバックに息を吹き込んで採取をする方法です。これを実施、二次検査も陽性の場合には希望者のみ除菌薬を7日間連続服用する除菌療法を行い、1、2カ月後に再度尿素呼気試験で除菌判定をするという順番に

なっているそうです。費用は、真庭市内の医療機関で、従来800円かかるところ、尿中抗体検査が市の助成により無料、尿素呼気試験は従来2,700円のところを500円、除菌判定も同額、除菌治療は従来5,000円のところを1,000円の自己負担になっているということで、人数も違うんでしょうけれども、子どもの人数の違いはあるとは思われますが、事業費は約58万円だそうです。粕屋町は出生率も高く、若い町と言われ、平均年齢も低い町として有名です。また、町長は子育て支援にかかわる拡充をなされておられます。粕屋町でこそ、この若年者へのピロリ菌検査の導入と補助を行うべきと考えておりますが、水上住民福祉部長、この検診の導入をどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

先ほどからのピロリ菌って出ておりますので、ちょっと粕屋町では平成15年から平成22年までの8年間、九州大学の研究事業として、ピロリ菌検診を無料にて実施し、陽性者には検査結果の説明会を実施してまいりました。同様に、この若年層になりますと、陽性者の保護者への結果説明や、それから除菌等の確認、及び除菌後の追跡管理が必要になると思われまので、財政面だけでなく、人的補強等が必要になると思われま。厚生労働省のがん検診の指針を検討する会議では、胃がんリスク検診の研究結果により、指針の見直しも検討されているということでございます。今後国の動向に注視していきたいと思ひます。それとともに、また調査研究したいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

それでは、今水上住民福祉部長のお答えもございましたが、町長の見解をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

水上部長がお答えしたとおりでございます。今後の検討課題にさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

検討ということですので、ちょっとお話をまた進めさせていただきますが、若い世代はピロリ菌に感染してから日が浅いため、慢性胃炎の程度がさほど重くはありません。萎縮性胃炎もほとんど見られません。したがって、ピロリ菌除菌が最も効果を発揮します。若い世代のピロリ菌感染者にくまなく除菌治療を施しておけば。将来胃がんなど、胃疾患の大半も予防できると考えられております。また、20から30代までに除菌すれば、男女ともにほぼ100%胃がんは抑えられると考えられるそうです。除菌による胃がん抑制効果は、40代で90%、50代で70%、60から70代では30から40%だそうです。このことから、若い世代向けの胃がん撲滅プロジェクトは非常に大切であると考えております。このプロジェクトで、死亡者数と治療費を大幅に減少させることが可能です。仮にこういった計画を実施しなかった場合、今後死亡者数が増加します。一方、計画を実施して、検診受診率を先ほど我が町では23.1%ということでしたが、この受診率を50%へ向上させることができれば、2020年には死亡者数を3万人程度、日本からですね、3万人程度に減少させることができるというふうに予測されているそうです。また、現在、胃がんに関する治療費は3,000億円程度で、これもこのままにしておくと、20年には約5,000億円にも上る可能性があります。計画を実施すれば、治療費を大幅に抑制することができるそうです。粕屋町においても同じではないでしょうか。胃がんを放置せずに、胃がん対策を放置せず、検診と除菌を強化していけば、我が国から胃がんが撲滅できる。一日も早く粕屋町から、そしてこの日本から、胃がんが亡くなる方を根絶できることを願って、私の一般質問を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

これにて本日の一般質問を終わりますが、本日は5名をもって終了いたします。

今議会は一般質問者が10名となりましたので、本日は5名でございますけれども、明日17日火曜日にも5名の一般質問を実施いたしますので、皆さん時間の都合がつかますれば明日も出席いただきますようにご案内を申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時56分）

平成25年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成25年12月17日（火）

平成25年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成25年12月17日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番 議席番号 13番 八 尋 源 治 議員
7番 議席番号 2番 川 口 晃 議員
8番 議席番号 9番 久 我 純 治 議員
9番 議席番号 6番 小 池 弘 基 議員
10番 議席番号 12番 山 脇 秀 隆 議員

2. 出席議員（15名）

1番 木 村 優 子	9番 久 我 純 治
2番 川 口 晃	10番 因 辰 美
3番 安河内 勇 臣	11番 本 田 芳 枝
4番 太 田 健 策	12番 山 脇 秀 隆
5番 福 永 善 之	13番 八 尋 源 治
6番 小 池 弘 基	15番 伊 藤 正
7番 田 川 正 治	16番 進 藤 啓 一
8番 長 義 晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青 木 繁 信 ミキシング 古 賀 博 文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 清 範	副 町 長 箱 田 彰
教 育 長 大 塚 豊	総 務 部 長 八 尋 悟 郎
住民福祉部長 水 上 尚 子	都市政策部長 野 中 清 人
教育委員会次長 関 博 夫	総 務 課 長 安河内 強 士

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長	山 野 勝 寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから一般質問を行います。

13番八尋源治議員。

(13番 八尋源治君 登壇)

◎13番（八尋源治君）

おはようございます。

13番八尋です。久々の一般質問で緊張しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速通告書に従いまして、お尋ねいたします。

まずは、P F I 調査に関する概要版の詳細について質問をいたします。

まず最初ですが、少し横道にそれるかと思いますが、少々時間をいただきたいと思ひます。

コンサルを担当している福岡支店の社員でも、P F I をほとんど本当に熟知された方は数少ないと思ひます。それほど難しい方式であることを認識してほしいと思ひます。地域現場を誰よりも知り尽くしているのは、職員の皆さんです。このことを踏まえ、後悔がないよう、今後の計画実行に当たっていただきたいと思ひます。

あと一点、説明会などで全ての責任は町がとるとの意味を発言されているようです。言葉を選んでいただきたい。なぜなら、業者の認識と責任感が薄れ、最終的に町が責任をとってくれるといった安易な運営になりかねないからです。考え過ぎかもしれませんが、理解していただきたいと思ひますが、教育長、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

町が責任をとるといふのは、いろいろなとらえ方があると思ひます。それで、給食センター、学校給食については、教育委員会が全部責任を持っておりますので、そういう自覚を持って発言をしております。今後も、教育委員会が責任を持ちたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎ 13 番（八尋源治君）

その辺を的確に発言されないと誤解を得るし、また職員の方の認識によって過去にいろいろな問題が起こっております。ここで申し上げてもいいとですけども、個人的にまたお話しすればと思っております。それは、事例として2点ほどあります。本当に責任問題のようなものがございまして。そういうことになりかねないように認識を高めていただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。

S P C の債務保証関係は、粕屋町は連帯保証人となられるわけでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

S P C との関係でございまして、連帯保証人じゃございません。契約によって、S P C と P F I の契約に基づいて履行していただくというふうな形になります。S P C に給食事業を履行していただくということになります。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎ 13 番（八尋源治君）

債務ですよ。今後 S P C が運営していく以上は、資金調達が要ります。その資金調達に対する債務保証、これは町が行うのですかとお尋ねしてるんですよ。簡単に言ってください。最後まで時間がないかも、足らんかもしれませんので。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

債務保証は、町は金融機関との契約しかしません。S P C との債務保証はございません。町にはございません。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎ 13 番（八尋源治君）

もう少し勉強していただきたいと思います。資金調達は民間がします。その民間は、金融機関からお金を融資を受けます、その保証ですよ。民間がやるわけですか。民間が民間で保証するんですか。ただそれを尋ねてるんですよ。町は一切連帯保証人とか、かかわらないんですね、今後。あなたの発言を聞きますと、そのようにしか解釈とれませんが、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

S P Cと金融機関での契約で金融機関が債務を保証するということになります。町と金融機関は、別個契約を結ぶということになりますので、S P Cと町はそういった保証関係はございません。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

もうこれ時間のかかり過ぎるみたいですね。何て言ったらいいかな、要は、事業をするには資金が要りますよね。それに対して町は一切保証人として立つんですか、立つんですか、それだけでいいとですよ。要は、一切金融機関から融資を受けるとに町は全く関係なく、民間主導で全てやるんですかと尋ねてるんです。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

今言われてるとおりに、民間主導でやります。金融機関とS P Cとの関係で資金は運用されます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

そのように言い切っておりますので、そういうことだと思います。しかし、後日間違ってたというようなことがないようにお願いいたします。

それでは、次の分はちょっともう外しますので、次に行きます。

建設予定地についてお尋ねします。

建設予定地は、平成19年に福岡県から水防法の規定により浸水想定区域のランクづけをされてます。ご存じですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

存じております。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

何ランクでしょうか。それと、水深は何メートルぐらいですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

記憶でしかございません、明らかな数字はちょっと記憶しておりませんが、準備室でPFI導入可能性調査をするときには、下から3番目の区域でございました。それが何センチというのはちょっと記憶してませんが、最近そのランクが1つ下がったのは記憶しております。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

この地域は、多々良川水域で一番危険度の高い3から4ランクです。要は、3メートルです。そういうことで、そういうふうが一番危険度の高い地域でございます。そういうことから、関次長は全員協議会の説明で、PFI、BTO方式を採用した理由に、施設の所有権を行政が持つ必要があると説明をされました。災害発生時に炊き出しなど、救済支援の必要性を論じられました。しかし、この予定地は、先ほどから申し上げますように、地内で一番危険度の高い地域でございます。昨日の本田議員の質問に対しては、問題にする必要がないような趣旨の答弁をなされましたが、もう一度お伺いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

建設予定地の立地浸水等の心配なんですけど、昨日もお答えしましたように、堤防の高さ、これによって給食センター建設予定地は……。

◎13番（八尋源治君）

わかっています。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

それで、浸水の心配はないというような考えでございます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

答弁にありましたように、建設予定地は浸水しないかもしれませんが、周りは3メートル、特に大川小学校から雨水に行く道、どれだけ低いですか。あそこ浸水しないですか、7メートルも9メートルもありますか。それから、広田、雨水

橋のほうから来ても、現地でわかると思います。江辻のほうからも来れません。そして、なおかつ堤防が決壊したときはどうなりますか。そういうシミュレーション、描かれました。何十億円と金をかける施設に、浸水だけじゃなくして堤防決壊によって施設が破壊される可能性が一番高い。福岡県も、一番危険度の高いランクにつけてるんです、多々良川流域で。その資料はここ持ってますので、上げときましよう。そういうことですので、もう一度、再度工事の検討、そして対策、もしそういう事態が起こったとき、これはもしかかわからないし、起こるかわからん。ですけども、その対応は僕は必要だと思います。その対応をもう一度検討していただくわけにはいかないでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

災害の場合の対策ということでございますが、都市整備課のほうと建設準備室のほう、これ打ち合わせながらそういう対策を講じております。詳しくは、都市整備部長のほうに説明をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎13番（八尋源治君）

ここで説明、もう受けなくていいですよ。要は、その都度、こういうのは総務委員会、常任委員会ですね。それから全協のほうに、開かれれば全協のほうで説明していただきたいと思います。そして、今後もそういう関係は、教育課だけじゃなくして、いろいろな部署も関連する事業でございます、何でもが。ですから、できる限り関係機関と連携をとりながらやっていただきたい。要は、見る角度を広げていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、次に移ります。

次に、施設概要についてお尋ねします。

今回のこの事業計画は、何年契約をなさろうとなさってますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

設計、建築期間を除いて運営、維持管理で15年でございます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

15年ですね。現在、給食は4,200食を供給されてます。施設の今後の供給能力は7,000食まで対応できる計画を立てられ、オープン当初は5,100食を想定されているようです。7,000食の供給能力の施設がなぜ必要なのか、お尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

7,000食のセンターが必要というのは、調査によりますと、平成36年度が約6,400食、職員を含めまして、教職員を含めまして6,400食になるという推計値が出ましたので、7,000食対応の給食センターの設置を決定いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

私の計算では、それと町のほうからいただいた資料を参考にして、ちょっとお話しします。

町の人口は、児童数から計算して、9月末の児童数は小・中合わせて4,123名です。粕屋町の人口は4万4,454人、人口と児童数との比率は9.27%になります。この比率から計算しますと、当初5,100食に対する人口は5万5,000.16名です。7,000食の場合には、人口は7万5,500になります。町からいただいた地域別未来推計表によりますと、粕屋町の人口は2035年、10年後5万3,000.67人となる推計が出ております。先ほどの比率で計算しますと、児童数は4,919名でございます。10年後でも5,100食には満たないわけです。児童数が7,000人、7,000食の対応の能力の供給センターを建設されても、35年後もこの数値には到達しないと私の試算ではなりません。そもそも、この計画は粕屋町行財政改革大綱に基づいて実施されておりますが、当初から想定以上の施設がなぜ必要なのか、お尋ねいたします。多分、あなたのコンサルかどっかからいただいた数字を出されるかと思っておりますので、同じことを言われると思いますが、今の私の出した数字に対してどのように感じられるか、お尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

人口推計、児童推計、児童・生徒数の推計のことだろうと思いますが、これ町で出してるのは、今住民票がございまして、コーホート要因表といまして、住民票がことしゼロ歳の方が100人いたとしたら、来年は1歳児が100人いるというような住民票を年度別に移動したものと、それと合計特殊出生率といまして、出産可能年

年齢対象の女性の数、これに出生率を掛けまして出生数を求めて出しております。その両方を足したものが町の推計する数値でございます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

言葉はどのようにもできます。ただ、僕が言ってるのは、当初から7,000食の対応のできる施設がなぜ必要ですかですよ。要は、世の中には想定できない事態が発生することもあります。その対応に備えることも必要でしょう。当初設計段階から当面必要な規模と見られる、また将来規模と思われるためにも、将来増設、増築できるような可能な設計を建てることも財政負担の軽減につながると私は思います。ですから、当初から7,000人、要は7,000人ということの人口は7万5,000人になるとですよ、今の比率からいったら。7万5,000人の人口を何十年後にあなた想定されてます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

7万人の人口の想定はしておりません。ただ、年々若返っております、粕屋町の人口がですね。

◎13番（八尋源治君）

わかりました。もう聞かれる方は大体わかってあると思いますので、もうこれ以上は申し上げません。こちらのほうも時間の配分がございましたので。

次に、調理実習室が計画されてます。なぜ必要なのか。また別に、その趣旨に沿って、費用削減のために別の方法がないかなど、検討されましたか。町の施設には、サンレイクに調理実習室がございます。現状では50%の稼働しかしておりません。また、地域の公民館には、調理実習可能とされる施設が16カ所あります。既存の施設を活用することに何か問題があるのでしょうか。私は、地域の利便性など、効率的な観点から見ても、再度検討するべきだというふうに思います。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

新しい給食センターに研修室と調理実習室を計画しておるわけですが、この研修室と実習室がなぜ必要かというようなご質問だろうと思います。

研修室は、給食センターとして各小・中学校の保護者試食会や見学会、それと児童の見学、それと献立委員会、学校給食共同調理場運営委員会、それと物資選定委

員会などで現在も使用しております。それで、研修室等は必要だと判断しております。また、調理実習室の必要性でございますが、これは食育の一環といたしまして、児童や保護者を対象に、給食センターで調理員と栄養士で親子料理教室とか子供料理教室、触れ合いながら現在も行なっております。こういうことを行いながら食育を推進していくような考えでございます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

必要にすれば、全て必要です。しかし、学校をまわってすることもいいんじゃないですか。それに、給食センターの見学、年に何回子供たち来てますか。また、そういう計画を年に何回やろうという考えもありますか。それは後でいいです。

それと、食育については後で提案いたしますので、そのとき再度またお願いしたいと思います。

概要報告書に基づき、もっと詳しくお尋ねしたいんですが、一括してお尋ねいたします。

先ほどの問題ですけれども、会議室、視聴覚室、食育研修室、トイレ、男女合わせて5カ所、見学者通路など、調理実習室で考えを述べたように、必要最小限にすることや現存する学校、町の施設での運用ができないかなど、再度検討を願いたいと思います。

PFI導入は、法に基づき民間事業者を活用し、コストの削減を図ることが目的でこの計画が立てられたと思います。しかし、先ほどから言いますように、計画図を見ますと、必要以上の施設が計画されていることに何か矛盾を感じます。民間が計画する場合は、必要最小限で最大の効果が出るように考えるのは、コスト意識がそれだけ高いからです。民間のいい意味でのコスト意識を持ち、計画、実施に当たっていただきたいと思います。最高レベルの施設も結構でございます。しかし、それにはコストがかかるわけです。コストはどこから出るか、ご存じでしょう。ただ自己満足にならないようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまのご意見、貴重なご意見と承っております。今後アドバイザー契約で設計をしていくわけですが、十分検討してまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

コスト、そういうように利用できるものは利用する、あるものを利用していただきたい。立派なものを建てるのは、本当誰でも望むことです。自分の家建てる時も、いいものいいもの、部屋は数をたくさんとりたい。しかし、これと計算しなげりゃいけません。しかし、行政は、これは予算立てれば幾らでもできます。その辺を自覚していただきたいと思い、お願いいたします。

次に、食育について質問いたします。

学校給食は、供給を提供する側からの目線であって、子ども目線が少し無視された面があると思います。全員が同じメニューの時代は、近い将来なくなっていくと思います。好きな食事を楽しく、おいしく感じる食事こそが血となり骨となり肉となり、心の栄養にもつながるわけであります。学校給食と食育は、学校だけの問題で済ませるわけにはいかないと思います。私たちは、年間約1,095回程度の食事をとっております。子供たちの食事は、給食は年間200回という程度です。この数字から見ても、家庭でのウエートがいかに高いか、おわかりだと思います。食育は、学校給食、家庭でのバランスのとれた教育改革が私は必要ではないかというふうに思います。

具体的には、家庭における食育の重要性や、子供と親との食事の時間を大切にすることがいかに重要かなど、各家庭に向けた食育の重要性を啓発するセミナーや、親子で食育について学ぶことのできる調理学習など、既存の施設を利用して、各地域で定期的を実施する方法などができればというふうに私は思っております。いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの八尋議員のご意見のとおりだと思っております。

一つは、県の教育委員会の指導で早寝・早起き・朝ごはんを教育委員会として推奨して、ここ数十年で、10年までにならんでしょうけど、幼稚園の入園式だとか、小学校の入学式等でも教育委員会として早寝・早起き・朝ごはん、学校のほうでも取り組んでおりますけれども、家庭のほうでもぜひ取り組んでいただきたいということでお勧めをしておりますし、今般12月でございましたでしょうか、給食センターに県の栄養教諭がございます、2人。その実践が非常にすばらしくて、県から推薦を受けまして、12月26日でございましたでしょうか、県下の栄養教諭を集めました中でイワモト教諭が発表いたしますが、それも家庭教育に栄養指導をした実践を、子供たちに朝御飯とか晩御飯を子供みずからが家庭の食事をつくらせるという

実践に取り組んで、子供たちの生き生きとした実戦が大変すばらしいという好評を得まして、今度発表するというところで、きのうリハーサルをしたところでございますが、そういうことで粕屋町教育委員会といたしましても、今八尋議員おっしゃるように、ただ給食室の栄養指導だけでなく、やっぱり地域に落とす、家庭に落とすしていくことが非常に重要であると自覚をしてるところでございます。ありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

要は、全て地域から始まるわけだというふうに、家庭、そして地域から。そういうことで、給食センターにそういう施設を新たにお金をかけてする必要はどこにありますか。それよりも、地域に行けば公民館、サンレイク、そういうふうな施設、小学校にも学校にもございます、視聴覚室とかですね。そういうものをお金をかけてつくることは今検討中でしょうから、検討中でしょう。ですから、今後無駄なこと、最高のレベルのいいものつくられるのは誰でもが望むことでございます。しかし、その辺を考慮していただいて、今後の検討していく段階の中に刻んでいただきたいなというふうに思います。

何かしゃべりんしゃあですか。

◎議長（進藤啓一君）

では、なるべく短目をお願いします。

◎教育長（大塚 豊君）

給食センターの調理室を有効に活用させていただいております。実は、実績として糟屋地区の南、中、北部ありますが、3町の児童を集めまして、夏休みに子供料理教室を給食センターの調理室で実施します。町内の子供たちに対しましても、夏休みに親子料理教室を開催しておりますし、各小学校のPTAに案内を出しまして、試食会を実施しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

利用してられることはよくわかります。しかし、必ずそこではなければならないのですか。別に施設、たくさんあるでしょう。そういうのを活用する方法も検討してくださいと言ってるんですよ。

次に、今後の公募の手法等について、町長か副町長にお尋ねします。

公募を実施する場合には、よりたくさんの業者が参加できるように窓口を広げられたほうが私はいと思います。業者の窓口を広げることは、業者間の癒着、談合にもメスを入れることにつながります。また、各業者からのいろいろな情報、アイデア、プランが示されることにより、地域に合った選択肢もなお一層可能となります。また、各業者から出た資料を参考にするにより、以後選定業者と協議を進めていくことができ、高いレベルでの初期目的達成ができると思います。業者選定作業において、コストも重要な決定要素です。計画段階においては、アイデアやプランが最も重要で、地域現場を知り尽くしたのは、誰よりも職員の皆さんです。早く作業を進めるがために、本来重要視しなければならない計画、企画、運営、ノウハウの検討作業が軽視され、コンサルに丸投げされることのないようお願いしたいと思います。お考えをお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

八尋議員のご意見、十分に配慮しながら取り組んでまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

じゃあ、よろしくお願いします。

最後に、計画に係る全ての費用は、町民の血税であることを私たちは決して忘れてはならないと思います。

以上を申し上げまして、次の質問をいたします。

時間も余りないようですので、農工業の未来を見据えた政策について、一括して提案と質問をいたします。

豊かなまちづくりの一環として農業の振興が必要だと思います。粕屋町の農地は、年々減少の一途であります。農地の減少理由としては、耕作放棄地、遊休農地、非農業用途への転用によるものであり、耕作放棄地、遊休農地は後継者不足、さらに耕作権のない方への相続等が大きな要因となっているようです。国際的な食料事情が一層不安定化が予想される中、食料自給率の向上を図るべきだと思います。農業振興策は国策任せではなく、地域に合った農業政策が必要です。私は、粕屋町の農業振興につながればとの思いで、大隈のバラ園跡地に地主と賃貸借契約を結んで野菜栽培をする農業法人を誘致しております。粕屋町におきましても、幾つかの農業法人が設立されているようです。幸い、粕屋町では農業機械利用組合で農作業

の共同化が行われております。農地、農業従事者を維持、確保していくために、農地が持つ恵みある環境整備の上でも、また食育と安全な農産物の供給のためにも、これらの組合の農業法人化の推進と農業後継者などに幅広い支援の検討をしていただきたいと思います。

続きまして、中小企業の振興についてお話をさせていただきます。

中小工場の振興のために、同業種の協力化の促進や異業種の交流による経営力の強化、またコラボによる新製品の開発などを高めていくことで、町の活性化と豊かなまちづくりの一步につながるものと思います。施策として粕屋町にあった中小工業が魅力的に集約できる小規模な工業団地の整備、供給が必要だと考えます。

以上を整備することにより、住宅地と工場の混在の解消も進み、住みたい、住んでよかったと思える都市型環境整備に一步前進すると考えます。また、工業団地の用地は、町が市街化調整区域に所有する未利用地の活用などをあわせて考慮すべきだと考えます。

以上のような経営支援活動と、的確な需要と販路予想に基づき、整備を検討する専門の係の設置が望まれます。農業支援策も同じことでもあります。粕屋町の未来を見据えた振興策として、検討を私は進めるべきだと思います。お考えをお尋ねいたします。これは町長と担当部署、どちらでも結構でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

まず、農業生産法人の関係でございます。今、八尋議員がご提案の事項については、私も感ずるところがたくさんございます。今、農業生産法人は2つございます。一つはおっしゃった大隈のハウスがあいたところに入っております。これは、ラーメン屋さんの豚骨を活用して、それを肥料にしてネギ栽培をされておるといのが一つ。それから、もう一つは原町にブロッコリーの生産を中心とした農業法人が2つあります。粕屋町は、おかげで農機具の共同購入活用によりまして、大変荒廃地というのは少のうございます。農振農用地区では0.2ヘクタール、2反。それから、農振の白地地区では3反といった、もう極端に周辺の市町村から見ますと、耕作面積は古賀市に次いで粕屋町が多うございますけども、荒廃地は大変少ないということは、この農機具の共同利用によるところが大変大ではないかというふうに思いますし、それぞれがうまく地域振興課のほうを通じて、耕作の委託等をしていただいているところがこのような結果になってるんだろうと思います。

おっしゃるように、実態的には小規模な耕作の農家が多うございます。そういう

ところをいかにうまく取り込んで、農業法人としての集約化をさせるかということだと思いますけども、これは粕屋町は、山間地と違って非常に荒廃地が少ないということと、それから高齢化は進んでおりますけれども、うまく中間の年齢の人たちがカバーしていただいておりますというようなこともありまして、農地の集約化、集積化というのは大変難しい問題がございます。今後、どういった形での農業の生産法人化ができるかということも検討いたしますけども、今現在商工会のほうで全国展開プロジェクトというのを、これは国の補助金をとられて、粕屋町のバラ、ブロッコリーを素材として、第2次製品をつくらうということで、例えばめん類に、めんにはブロッコリーをまぜたり等々してございます。あるいは、バラでバラ酢をつくったりという、今試行錯誤で研究してございます。間もなく、2次製品のこれだというやつが出てくることを期待しております。

次に、商工業の関係でございます。私も就任しまして間もなく、所管のほうに中小企業の異業種交流をやったらどうかと、そういう中で新しい製品が生まれるとか、お互いのノウハウを習得することによって自社で新しいものがつくれたり、共同で開発ができたというのが、粕屋町でそういったことが起こるのではないかといいことで、今所管のほうにそういったふうな取り組みをするようにということで進めております。来年中には、第1回目のそういった異業種交流会をやってみたいというふうに思っております。

それから、中小零細工場の集約化でございますけども、粕屋町の土地は地域的にも非常に狭い、14平方キロの中に、山はほとんどございませぬけども、ほとんど平地でございます。これが市街化区域とか農地転用等すれば、かなりのもう土地自体が高くなります。そういったところに、果たしてこの工場を潰して向こうに移ってくださいよといったことが可能かどうか、そこら辺は今後の検討課題ではないかというふうに思います。いずれにしても、いろんなご提案をいただきました事項については、真摯に検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

八尋議員。

◎13番（八尋源治君）

積極的にやって検討していきたいということでございますけども、まずブロッコリー、バラ、あと数年で粕屋町から消えるんじゃないですか。後継者がいません。バラもほとんど後継者は、もう今はバラは1軒になってます。あと一軒はどうでしょうかね。幾ら地域おこしで新しい商品を開発しても、よそから買うてこにやいかんことになりますよ、材料を。今、ここで判断、やろう、やりめ、その判断は難し

いでしょう。今後、もっと幅広く目を広げて、今後の粕屋町、人を呼ぶ、金になるものだけを呼ぶんじゃないで、全て我々は自然界の中で生かされている一つの動物に過ぎないんです。その基本から物事を考えられて、どういう政策をやるべきか、そうすれば自然と人が豊かな生活になっていくわけです。要は、一点一点だけを成功させても何の意味も、僕はないと思います。全てのものが一からの積み上げ、これをなし遂げない限り、粕屋町の豊かな町はできない。うたい文句に住んでよかった、住みたい、その言葉は言葉だけで私は済んでしまうように思います。

それと、工場の移転について価格のことをお話しされましたけども、これは例えば、執行部ではお考えがほかにあるかと思えますけども、例えばの例でございませぬ。公社が持っている、それから町が持つて普通財産の大間池のところですね。ああいうところを区画整理することにより、単価が低くできます。しかし、今住宅街の中に工場がある。そこを売り払って移転されれば、僕は可能だと思います。しかし、これを本当にそういう工業、町工場の人々が本当に繁栄をされる後押しをしようとするれば、税の対策もあります。例えば、国とか県あるいは町でも補助金制度、何年かの無利子貸し付けとか、やろうと思えばいろいろな政策が考えられます。ですから、ここでは答えは出ないと思いますが、今後私たちはもっと目を広げていただきたいというふうに思います。そしてなおかつ、そういうことで考えていただきたいと思えます。

それと、今全ての部署がなぜ必要かと、これ先ほど質問したかな、二重になるかもわかりませんが、今回の給食センターの建設に当たり、安心・安全な食料の供給をしなければならない。そのためには、地産地消を積極的にとうたっております。しかし、農業振興策は、この問題について何も議論されませぬ。先ほどから言いますように、全て行政はつながりがあるわけです、つながりが。要は、地産地消をしようと思うても、生産者がなけりゃあ何もできません。また、ブロッコリーとかバラを特産品にしようって、生産なからな何もできない。それをするがための順序というものが全て世の中にあるわけです。そういうことを考えながら、皆さんと一緒に、前に一歩一歩歩いていきたいなというふうに思っております。これからも、これによしということとは永遠にないということ肝に銘じて、私も思いますし、皆さんも思っていたきたいなというふうにお願いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(13番 八尋源治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

2番川口晃議員。

(2番 川口 晃君 登壇)

◎2番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号2番、日本共産党の川口晃です。

これより一般質問を始めます。

まず最初に、小・中学校の設備改善について質問します。

私の先輩であります川口學前議員は、小・中学生が気持ちよく学校生活を送れるように、また勉強ができる環境を目指して議員活動をしてこられました。私も、先達の意思を継いで、子供たちがすくすくと伸び伸びと勉学ができる学校になるような環境をつくるために尽力していきたいと思えます。

さて、昔から百聞は一見にしかずと言われていいますので、先日来、幾つかの小・中学校を見て回りました。掃除している小・中学校の生徒たちや先生方にも話を聞いて、主にトイレの環境を見学しました。子供たちに、トイレは和式がいいね、洋式がいいね、どっちがいいねと聞きますと、女性の子供たちは、口々に和式がいいというのです。どうしてねと聞きますと、洋式は冬になると冷たくて座れないと答えました。今日の日本の家庭では、洋式のウォシュレット便器が普及しており、真冬でも温かいものです。世間で一般化しているんだったら、小・中学校でも取り入れるべきだと私は思えます。私が見て回ったのは、旧仲原の小・中学校でしたが、男女のトイレとも一番奥に洋式で、ほかは皆和式になっていました。また、体育館、運動場等の社会体育の人々も使うようなトイレも全て和式というところもありました。

先生から案内してもらって、先生の話も聞いたんですが、掃除も教育の一環としてきちんとさせているのですが、洋式は電気を使うので水に弱い、掃除は水をかけてじゃぶじゃぶ洗うので、そこは困るという意見もありました。とにもかくにも、心がこもった改修にならないと喜ばれません。トイレの広さは、縦が110センチ、幅が90から110センチメートルの広さが大体多かったんですが、小学生の低学年が使うような小さな便器も今はあるんじゃないかと私は思うんですけども、そこではスペースをいじる必要はありません。小学校の高学年、中学生になると、これはスペースは足りませんし、トイレの数も1から2減少させなければならないことになり、非常に難しい判断が要ると思えます。また、拡張については費用がかかるかもしれません。しかし、清潔感があって、冬の寒い時期に水を使って冷たい思いをしなくても済むような電気に強い便座をつけていくことは、子供たちや学校側にも喜ばれると思うんです。冬には風邪が流行し、学級閉鎖、学校閉鎖がしばしば起こっています。こうしたことの解消にも役に立つのではないのでしょうか。一気にとは進まないと思えますが、増改築のときだけでなく、年度計画を立てるなどの努力をし、これをお願いしたいなというふうに思いますが、教育長はどう考えておら

れますか。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ご意見ありがとうございます。

トイレの改修につきましては、久我議員からも公民館のトイレ、暖房ということで公民館、サンレイクの見に行きましたところ、電源がついてなかったら相当の費用がかかるかなと思っておりましたが、電源全部ついておりましたので、費用的にはそうかからないかなと思いますが、今後検討していきたいと思ひますし、今川口議員おっしゃいましたように、小・中学校のトイレにつきましては、次長が2年、3年前に詳しく児童・生徒にアンケート調査をしておりますので報告させますけれども、小・中学校におきましても暖房、これから検討していきたいと思ひております。ありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、努力しながら検討をお願いしたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

もういいですか、あの。

◎2番（川口 晃君）

もういいです、後で。

2番目に移ります。

まず最初に、柚須文化センターの改築問題について質問いたします。

柚須文化センターは、1979年、昭和54年4月に町立の施設として設立されました。10月に柚須文化センターの運営委員会から町に提出された改善要望書には、次のように述べています。

早いもので34年が経過、利用者も90万人を突破しましたと。年間利用者数が2万5,000人から6,000人、この種の施設の中では群を抜いて、日本で一番利用者数が多い施設であります。柚須区は34年前は、私の記憶では500か600戸ではなかったと思ひますが、今は約1,600世帯にも膨れ上がり、福岡市との境がもうわからなくなってしまいました。町長さんも、在職中は柚須文化センターには大いにかかわってこられたと思ひますが、大会議室はいつもどこかの団体が使用し、アリのすき間もないような利用状況で、急に行事を計画しても使えません。無理を言って譲ってもらう状態です。いろいろな集会が持たれますが、いずれの集会も規模が大きくなって

きています。

さて、問題の大会議室の拡幅の件ですが、柚須区の総会は150名程度の代議員制でしていますが、いつの総会も代議員であふれ返ります。敬老会は出席者が増え、第2会場を設営するまでになりました。今、柚須区の副区長をしているY君が一級建築士でありますので、何度も何度も安くて質のよい大会議室になるように構想を練っています。要望書と一緒に提出したスケッチは、彼の手によるものです。町としてはどのように考えてあるでしょうか。町長さんをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

柚須並びに上大隈の文化センター、それから公民館は、町の施設でございます。町のほうから館長も置いております。もう柚須も34年になるんですかね。もう今1,600世帯といった一番大きな行政区になっております。そういったことから、その拡張をとという要望等、いろんな事項について地元並びに館長を含めたところで要望が出ております。十分に検討してまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。この件は強く要望したいと思いますので、よろしくをお願いします。

2番目は、柚須文化センター、上大隈公民会館にエレベーターの設置及び自動ドアの設置、トイレの改修等について質問いたします。

私は、この要望を取り上げるに当たって、上大隈公民会館の館長にも状況を伺って、要望を聞いてきました。それで、両施設に共通する要望について話を進めようと考えます。本来、柚須文化センター、上大隈公民館は、町立の福祉施設だと私は思います。それゆえに、福祉の面では先進的役割をしてもよいと思うのですが、実際はそうなっていません。玄関スロープはない、手すりはない、点字ブロックはない、身体障害者用の駐車場の指定が設置されていないなど、おくれるような気がします。

さて、エレベーターの設置についてです。これは、各区の2階建て公民館も同様ですけども、これは以前上大隈公民会館から要望が出されたそうですが、なかなか当時は難しいとの回答であったと聞いています。柚須文化センターでは、大会議室が1階ですから、高齢者にとっては喜ばれています。しかし、日常の少人数の講座や、集会や会議等では、高齢者や障害者や重たいものを持ち運ぶ人は大変です。階

段の手すりにすがって、こうして上っていったり、おりるときはスリッパを飛ばしたり、そういうことをしながらおりたりします。また、町立の移動図書館も土曜日、2週間おきに来ますが、それからパソコン教室もありますけど、重たい本や機械を何度も何度も持ち上げることをしてあります。町立の施設で備わっていないのは、柚須文化センターと上大隈公民会館だけだと思いますが、これについてどう考えていらっしゃるでしょうか。町長さんでもいいし、担当。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

エレベーターも含めたいろんな場所の部分の改修の要望が出ております。できるところから積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

羅列的に要望していくこととなりますけども、3番目は自動ドア設置について話を進めます。

先日、粕屋中学校を訪ねました。校舎に入る正面玄関に自動ドアが設置されておりました。私は、これはいいなと思えました。多分、大いに喜ばれているんじゃないかと考えます。高齢者や身障者は、つえをついたり、小さな手押し車を押ししたりして、不自由な姿勢で暮らしてあります。ドアを押して、それから引いたり、出たり入ったりするのは非常に大変なことです。せめて、横にスライドするような自動ドアだと費用も安くて、これはできると思うのですが、どうでしょうか。いずれ私たちも高齢者になっていくので、もう早くからこういう改造はしてほしいと自分自身も思います。因町長さん、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今もお答えしたように、いろんな部分の改修、改善が出ております。できることから取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

最後に、トイレの改修についてお伺いします。

さっき学校のほうでも質問しましたが、上大隈公民会館は柚須文化センターの設置後、2年して設立されました。このいずれの2施設とも、旧設計で建築されていますから、トイレの数も少ないし、部屋も狭い。洋式に改造したのはいいけれども、ドアが目の前20センチぐらいに迫っています。柚須文化センターでは、車椅子でも入れる身障者用のトイレがありますが、女性の方はほとんどこのトイレを使っています。さっき取り上げました学校のトイレの状況と全く同じで、このような状況がありますので、早急な改修をお願いしたいです。同じ回答になるかと思いますが、因町長さん、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

全般的な課題について、先ほども申し上げましたように、できるところから改修をしてまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

今述べました上大隈会館、柚須区の文化センターの要望は、地域の人たちが大きな期待を持って要望しておりますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

3番目は、学校給食センターの建て替えは公設公営でということです。

まず最初に、人件費問題です。さっき八尋議員がSPCについてちょっと話されました。私は、これについてちょっとわからない点がありますので、最初に質問します。

SPCっていうのは、どういう構成になっているんですか。例えば、役場から職員が派遣されるとか、役員が派遣されるとかということはあるんですか。それとも、全く民間の形になるんですか。教育長、次長、どちらでもいいです。

◎議長（進藤啓一君）

SPC、関教育長次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

全く民間の企業になります。株式会社粕屋町学校給食センターみたいな形になります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、考え方がちょっとあれですけども、S P Cへ支払われる61億7,000万円ということが報告書に書かれていますね、42ページにね。報告書の42ページでは、S P Cへ支払われる61億7,000万円の中に、これには当然15年間分の人件費とか、配送料とか、光熱費とか含まれておりますね。そうすると、なぜ働いてもいないし使ってもいない将来の分が支払うことになるんですかね。具体的に言いますと、61億7,000万円はS P Cへ払われるんですか、1年目で。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

これは、大体設計、建設が期間が1年半としまして、あと運営期間が15年としまして、だから16年半ぐらいの長い間の期間で六十何億円払うということでございます。1年目で払うんじゃないくて、分割で払っていくっていうことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私はさっき言いましたように、将来にわたる人件費とか光熱費を何回かに分けて払うっちゃうこともちょっとおかしいのですが、人件費とか光熱費とかというのは全て、役場のやり方としては年度当初に予算を組んで払うことになりますよね。そうすると安く上がるんじゃないんですかね、何年か分を払うよりも。そういう理屈は成り立たんですか。言ってる意味わかります。解釈の仕方が違うんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

済いません、ご説明の仕方がちょっとまずかったかもしれません。例えば、15年間分としまして、毎年かかる大体その15年間分の平均の1年分ずつ毎年払っていくというような意味でございます。それを15年間払った合計が六十何億円になるということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

P F Iへ払う1年ずつの支払いのが、概算がありましたよね。毎年3億円から4億円払わなくちゃいけないっちゃうことで書かれていますね。それとの関係でも差が生じておりますよね。ちょっと、この問題だけ話すと先へ進みませんから、一応こ

れでして、また詳しく説明してください。

次は、削減率、割引率について質問します。

割引率について今から進めますが、報告書の36ページに、割引率は1.88%と記されています。この1.88%の割引率を使ってコストの現在価値化のシミュレーションをつくって、VFMを出すんですね。昨日、田川議員が指摘したように、従来型とPFI方式の年ごとの支払いのシミュレーションがありませんね。出してませんね、資料としてね。結果だけが39ページに記されています、報告書のこの中にね。

それで、そのシミュレーションはどうつくられていくのかわからないので、私はいろいろ本を読んだり調べたりして、自分でシミュレーションをつくりました。6月の総務常任委員会でいただいた資料の表、一番最初に私がいただいた表です。これです、これを使って現在価値化を計算しました。金利は、割引率の1.88%と、当初聞いていた銀行金利2.1%の場合でしております。計算に当たっては、10万円の位を四捨五入しました。そして、100万円までの単位でやっております。各年ごとの現在価値を出すには、その年の支払い額を1プラス金利、その乗数、括弧して乗数ですね。1年目は1、2年目は2、3年目は3、17年目は17というような乗数で割れば出てきます。乗数は、支払い開始からの年数でなりますから、これを計算するとこのような数値になります。後でまた見てくださいね、ここではもう見れないでしょうから。町長、こういう数値になります、わかりますね。

そうしますと、PSC、従来型の発注方式の支払い金額が1.88%の場合は59億2,600万円になります。PFIで計算すると55億400万円になります。そして、この差額がVFMになります。VFMは4億2,200万円です。その率は7.12%です。私が、皆さんもそうですが、学校教育課の準備室のほうから出された資料としては5億9,000万円のVFMがあるという説明ですが、この資料を使うと概算でそれぐらいです。2%ほど差があります。要するに、数値をどう使うかによって変わるんじゃないかと思しますので、このおたくが出されたVFMのシミュレーションを資料として私に提供してください。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

資料として提出いたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それから、こういうこともありますので、びっくりしたんですが、また報告書の

42ページを見てください。

その一番下、従来型事業手法採用時の町の支払い金額という表がありますね。この表は、一番最初に設備費をほとんど払ってしまっておる表ですね。上は、全て0、0、0になってますね。それで、そのうち一番最初、平成27年の20億円何々かのうち、その20億円を一番最後に払う、平成43年に払うように数値を移動します。やられてないからまだわからないでしょうけど、要するにこういう感じにするわけです。27年は20億9,900万円。そして、後ろのほうですから平成43年は2,500万円、これを逆にしまして、平成27年度は9,900万円、平成43年は20億2,500万円というふうにします。そうしてシミュレーションをします。28年から42年は、これは変わりません。両方もですね。そうしますと1.88%の場合、5億500万円違ってきます、これとこれ、支払い方法で。銀行利子を使ってやる場合は5億5,500万円違えます。町が、つくっているシミュレーションは大体平準化するんですけど、平準化しても、恐らく3億円からその程度のこの差が縮まってくるんじゃないかと思いません、支払い方法で。これは、両極端をとった算出になります。町が計算する場合は、年度ごとの支払いを平準化しますので、年の返却額の前年度分を減らして、前のほうを減らすんです。そして、後年度分を増やせば、VFMは減額できます。差は減少することになります。このPFIのVFMを算出してくる式は、そういう仕組みになっています。また、これからのことから、支払い期間が長期間、30年とすると、両者の額の差は縮小するんじゃないかなという推察ができます。要するに、従来型とPFI方式の支払い方法を変えるだけで現在価値は大きく変わるし、VFMもプラスになったりマイナスになったりすることを私は突きとめました。教育長さん、次長さん、どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

この資料、町が出しております皆様に説明しました資料は、導入可能性調査の資料でございます。それで、今アドバイザリー業務を行っております。これを一つ一つ今検証中でございます。その結果は、出次第議員の皆様、町民の皆様に公表したいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、この割引率を使ったVFMの式は、難しいものだと思ってたんです。しかし、意外と単純ですね、やり方。17乗して、それで割って現在価値を出す。そんな

ことを科学的に真理であるかどうかちゅうのに疑問を持っています。これは、単なる便法じゃないかと思います。便法に頼ってやるっていうのは、計画していくちゅうのは、私は疑問があります。

次は、削減率について質問いたします。

これは、9月議会でも削減率について質問いたしました。答弁は、個々のPFIを導入した場合の人件費につきましては、コンサルの方で大手調理業者に全てアンケートで提出していただいて、その実績平均を持ってきておりますという回答でした。私は、繰り返しますけども、総務省が述べているのは、コスト削減率をどのように設定するかについては、VFMは大きく変化すると。だから、VFMを公表するときには、PFI方式を採用したことの妥当性を第三者が検証できるようにする観点から重要であると述べています。コンサルが言っているから、また全国平均がどうのこうのではなくて、粕屋町の人件費の削減率はこういう理由でこうしましたという根拠を示せということを経済省が言っているんです。

具体的に伺います。表7の2のPFIの場合の人件費で、この前の9月議会でも言ったことですが、調理責任者、調理班長は表7の1の主任調理員の人件費に対しての削減率は32%、33%です。調理職員は、従来型の正職調理員の人件費に対して削減率は約50.2%です。どうしてこんなに人件費が安くなるんですか。同じように働いて、従来型の人件費より30から50%も安くなる根拠、その根拠を示してください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

この民間のPFIの試算の人件費が安くなるというご質問ですが、この人件費につきましては導入可能性調査、これ調理業務とかの維持管理、そういうのを含めまして出してるんですけど、ここの人件費は調理業務の現在PFIを行っている給食業務の業者からヒアリングで聞いて、数社なんですけども、その平均値を用いております。実際、PFIで行っております学校給食センターの調理員の人件費を基本に算出しております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そこがわからないんですね。ずっと今まで人件費を30から50%、PFIを使ったところはしてるかもしれませんが。しかし、一番最初にPFIを設定した企業は、ほかの例がないので、自分で独自に決めなくちゃいけないですね。その根拠は何かっ

ていうことを私は聞いてるんです。わかります。一番最初にPFIをやった企業は、この削減率を幾つかにするには考えるでしょう、根拠を。ほかに例がないので。それと同じことです。粕屋町で削減率を30%から50%にしたその根拠、それを言ってくださいと言ってる。他に頼っちゃいけませんよ、根拠です。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

削減率に関しましては、整備、工事費、それと建設費、整備費ですね、これは15%で設定しております。人件費に関しましては、実数ですね。今、先ほど申しました現在PFIで行っておる民間の給食センターの平均値を持ってきております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私が聞いてるのはそういうことじゃなくて、繰り返しますけど、一番最初に決めたPFIの会社ですが、そこはどういうふうに決めたかということと同じだから、そのことを説明してくださいっゆうことなんですけど。独自に決めてはいないということで、教育長さん、それでいいんですか。いいですね。

PFI方式は、今はやりのまさに人権無視のブラック企業ではないかと私は思います。やめれば次が雇えるさという考えで人件費を決めてるんじゃないかと私は思うんです。普通、30%から50%の削減率なんてあり得ない、これは。人権の問題です。

従来型のPFI方式の人件費問題について移ります。

報告書の29ページの表の7の1の主任調理員と正職調理員の人件費の内訳は、10月の全員協議会のときの資料に配られました。私が9月議会で質問したのは、主任調理員全員が町負担分も含んだ金額で年間900万円を得てるんですから、また900万円以上の方は何名ですかと尋ねますと、関次長さんは2名だと答えられました。残りの4名の主任調理員はまだ若い人ですから、表の上にかかれてるように、町の職員の実績値に基づいて計算し直さないといけないんじゃないですかということです。いいですか。計算をし直さないといけないんじゃないですかと、私言ってるんです。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

従来方式の人件費でございますが、これは粕屋町の給与法を用いまして、現在の

その年齢、調理員の年齢を基本に算出した額でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

なかなかかみ合わないんですが、6人のうち2人が900万円で、ほかの4人がそれ以下です。平均すると900万円下がるはずですが、数値計算すると。だから、計算し直して、もう一回提起してもらえたらと思うんですけども。後でまた。

次に、正職調理員についてですが、10月に渡された資料によると、調理員7名の平均で算出されていますが、若い調理員さんもいるんじゃないですかね。年齢構成は大体どうなっておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

年齢構成は30から50までの間になります。若干、現在調理職員も結構年齢が高くなっておりますので、それで算出しております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

この前、ちょっと給食センターのほうにお伺いしまして、少しそれも聞いたんですが、年齢構成が高くなってきているということですね。私は、これは若い調理員を採用してないからだと思いますが、今後正職の調理員は採用しないつもりですか、もう。

◎議長（進藤啓一君）

これは町長かな。

◎2番（川口 晃君）

どちらに言ったらいいとですか。人事権はこっちですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

採用権は町のほうにありますけど、教育委員会としてわかってる情報として、若い人を限定して採用してるわけじゃないわけですね。ハローワークとかいろんなところで、町の広報あたりに載せてですね。だから、年齢制限でということ、できる人って今なかなか少のうございます。そういうことの情報があります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、次にまた移ります。

同じ表の7の1の事務職員についてです。業務課長1名と、事務職員2名が配置されています。年間給与が同額の844万1,000円になっています。私は、つまりこの2名の事務職員は、課長さんの給与の金額に合わせたんじゃないですかと9月議会では尋ねました。これに対する回答はありませんでした。K市も同様に、この前言いました糟屋郡のある市ですね。そこも係長級2名を配置しています。粕屋町も、先日この前の議会で聞きますと、従来型だと2名は係長級になるという返答でした。粕屋町の給与法で計算しますと四級ですから、例えば俸給で30万円だとしますと年間で720万円程度になります。そして、課長級との差は1年間で124万円ほどになります。これは、いろいろ含んでですよ。2人ですから240万円差が生まれてきます。15年では約3,700万円ほど安くなるんです、ということになります。だから、事務職員も調理員もそうなんです、表7の1は高目に設定した金額になっています。私はそう思います。9月議会では私は、主任調理員の人件費を実績値に合わせるだけでも、約1億円を超すぐらいの費用が安くなるんじゃないかと迫りました。正職調理員、係長級の事務職員も合算すると、もっと多額な金額が安くなるんじゃないかと思うんです。この表7の1の人件費は、実態に合わせて訂正しなければならぬんじゃないかと思いますが、教育長さん、どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

これらの具体的な数値につきましては、今アドバイザーが入りましたので、今から検討していくことになります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そのときは、改めてまた追及をしたいというふうに思います。

さて、次に移ります。

31ページの表7の2のPFI方式、人件費で2名の事務職員はパートさんですね、142万円ですから。この前も確認しました。従来型では、課長に匹敵するような高度な仕事をしている2名の係長級の事務職員をパートにかえて人件費を削減しています。金額はふといですよ、これ。本当にパートを使って、従来型以上の給食

ができるんですか。パートさんはどんな仕事をするんでしょうか、具体的に言ってください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

給食業務は、下処理、それと調理2班、それと米飯ございます。チームによって……。

◎2番（川口 晃君）

事務職のほうのパートさん、私が言ってるのは。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

事務職のパートというのはどういう仕事をするかというふうなことですね。これは、PFIでは、町のほうが学校との給食数とか変更数とか、それとか栄養士が献立をあれしますね。それに対して、PFIのほうの事務方がその情報で調理を何食してくださいとか、そういった仕事をされます。今日の、例えば仲原小学校は何学年が給食中止ですよ、何食になりますよとか、大川小学校は今日は中止ですとか、そういった連絡をしながら、その分の調理をするということになります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

9月決算議会で説明いただいた資料を見ると、給食センターの司令部はここだということが一目瞭然なんですけど、この事務員さんは学校給食の事務全般、施設管理事務全般、食材費の支払い業務、または各小・中学校に給食費を集金に行ったりしてあります。多岐にわたります。9月の私に対する回答では、パートの職員には給食センター所長や栄養士の人が監視に当たるから大丈夫だということでしたが、監視しても仕事は覚えられません。指導すれば、それは偽装請負です。先日、PFIの学習講演会を柚須の文化センターでやったんですが、私が講師に質問した回答では、指導すれば、それは偽装請負だということでした。仕事はどういうふうに説明されるんですか。難しいです、ここは。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

偽装請負等の関係だろうと思います。指導は、契約上その業務範囲をきちんと決めて、こういうふうにしてください、見直しをしますよというようなことで、そういった見直しをすることができます。それと、指導を全くできないかといいます

と、そうではございません。緊急的な場合とか、衛生管理上問題がある場合とかは、直接指導をしてよろしいようになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

偽装請負については、ちょっと資料を向こうに置いたんですが、何とかという何か基準があるそうですね。具体的な事例が、何か県の労働局か何かに、こういう場合はこうですよ、こういう場合はこうですよ、こういう場合はこうですよというような実際の作業がどうなのかということから検討した偽装請負の形があるというふうに聞いています。それに照らし合わせてどうなのかということ判断しなくちゃいけないでしょう。例があるそうです。それは、田川君のほうでも少々つかんでるんじゃないかと思えますけども。今はないですね。

じゃあ、従来型とPFI方式の事務員さんの人件費の差額は2名ですから、15年間で約2億1,000万円になります。表7の1で示された従来型の人件費は安くなって、表7の2のPFI方式の人件費の事務分を正職にすると2億1,000万円高くなります。合計で3億円程度となりますね。だから、VFMの5億8,000万円となっていますけど、半額程度になるかもしれません。PFIで、なぜ事務職員をパートにしたのか、いろいろ疑問も出てきます。要するに、削減率をどうするかによって、従来型とPFI方式の差が変動します。33%とか50%でなくて、例えば10%にするとか、それはこの差は明らかに埋まってきます、減少してきます。だから、PFI方式は怪しいのです。

さて、あと時間が数分しかないんですが、次は建設場所の問題です。

さっきから建設場所について幾つか言われております。私は、まだいろいろな条例とかというのはわかりませんし、自分の判断、経験から、話していきたいと思えます。今計画されてる位置は、2つの川が合流する位置になります。下流の川幅が非常に大きければいいんですが、予期せぬ豪雨が降れば、2つの支流から流れた水がここに滞留します。はんらんする危険があります。今ゲリラ豪雨があつて、その危険性が非常に強いと思えます。給食センターの位置は海拔が、きのうは9.何メートルというふうに言われましたね、9.2メートルかな、言われました。そうすると、西側のほうは調べたら7.3か、そんな感じでしたね、7.3メートル。だから、西側のほうは地形が低いですから、どこで、下のほうで切れれば、もう搬送業務は、さっきも八尋さんおっしゃられましたけど、滞ってもうできなくなってしまう。ただ、私の柚須区もあるんですが、上からだけ水害は起こってくるんじゃないんです。下からも押し寄せてくる。その日が満潮とかということになりますと、

下の方にどんどんどんどんどんどんどんどん滞って、今度は逆流してきます、上へ上へ。それで、昭和27年か8年ごろ、箱崎のところが決壊しまして、そして下のほうから柚須に迫ってきたんです。多々良川もいろいろ浚渫とか、土手を高くするとかで、今水害に強い地域をつくるということで改修されております。土手を高くしたら、もうよそへ流れませんので、その川だけを伝って流れますから、恐らくはく能力の限界がありますので、恐らくの上のほうにどんどんどんどんどんどん滞留してくることになります。

こんな話はちょっとよくないと思うんですが、北部九州の豪雨が起こりましたよね。あのとき、星野のほうは、星野村のほうはほとんどつかりつつあったと。しかし、下のほうの矢部川が決壊しました。それで、一気に水量が下の方に流れて行って、星野はある意味助かったって。だから、下を強固にすれば強固にするほど、上のほうは危険になるというのが現象です。これは、防ぎようのない自然の現象ですから、なかなか難しいと思いますが、本当に大丈夫なのかという危惧があります。同じ質問で答えも同じになるかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ご指摘ありがとうございます。

同じ質問になりますので、同じ答えで申しわけないんですが、現在の予定されている給食センターの海拔からいけば、浸水は考えられないと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

議員さんのうちでも、四、五人がこのことを危険に感じておりますので、それは重要な問題だと思って頭にとめていただきたいというふうに思います。

最後は、本来の学校給食とはどういうものかということについて話を進めていきたいと思います。

今まで、私たちはいかに安価に給食センターを建て替えるのか、この問題に目を奪われてきたと思います。私は原点に戻って、本来の学校給食とはどうあるべきなのかと考えることが一番大事なことではないかと考えます。そして、それを実現するにはどのような給食センターがふさわしいのか、そこが見落とされてはならないというふうに考えます。

粕屋町の給食センターでも、このような学校給食についてのイラスト入りのパンフがつくられております。見られましたか。学校給食の狙いについて、イラストで

は7つ、学校給食では7つの目標が定められていますと、わかりやすくイラスト入りで説明されております。これは、平成20年6月に改正施行された新しい視点を入れた学校給食のあり方を決めた改正学校給食法の第2条、学校給食の目標です。新しくつけ加えられたのは、4の生命及び自然を尊重し、環境の保全に寄与する態度を養うこと、5の食生活がさまざまな人々によって支えられていること、勤労を重んずる態度を養うこと、6の伝統的な食文化に理解を深めること、これについてはこのたびは和食が無形文化遺産に登録されました。これは、学校給食が取り組む大きなテーマになっていくんじゃないかなというふうに思います。第3章では、栄養教諭などが学校給食を通じて食に関する指導を行うこと、当該地域の食文化等に児童または生徒の理解の増進を図ることが定められています。

この学校給食の法の改正の前に、2005年には食育基本法、その次の年には食育推進基本計画が策定されました。そして、栄養教諭が配置されました。共同調理場では、生徒1,500人から6,000人は2名となっており、粕屋町でも2名が配置されています。私は、これら新しく制定された学校給食法等のことを勘案すると、食育の柱である学校給食は教育の重要な柱の一つであり、学校給食は教育の一環であると考えられますが、教育長さん、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員のおっしゃるとおりでございまして、平成20年6月に給食法が改正されました。それ以前は、戦後を通じまして国民の食生活の改善に資するというのが給食の目標でした。つまり、戦後腹を減らした私たち世代は、食べるものがなかったんですね。それで、給食によって救われた。それが今日食が飽食になりまして、一人一人の学校教育の基盤となって、給食は教材化されております。ただいま川口議員がおっしゃったように、たくさんの項目が出てまいりました。教育の一環です。そのとおりです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、教育の一環である学校給食をつくっていく給食の提供方法はどうかあったらいいのでしょうか。O157の発生にかかわって、平成9年に保健体育審議会、平成9年答申が出されました。それまでは、一方的な合理化策をやっていたんですが、それを反省して、共同調理場方式を見直して単独調理場への移行、食材の共

同購入、統一献立は縮小の方向で検討すべきという見直しの方向を打ち出しました。今回の粕屋町の給食センターの建て替え計画については、この平成9年答申はどのように生かされたのでしょうか。時間ないですね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

十分に検討したつもりでございますが、現在のところ全国的に見ると、給食センターのほうやや自校方式よりも多いという結果でございます。ただ、今おっしゃいましたように、これから教材化されますので、子供たちの教室に近い自校方式が見直されるのは当然だと思います。ただ、現実的に粕屋町では教室が足りなくなりますので、勘案をして今の給食センター、現在地に建て替えという判断をしております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

もう時間がありませんので、先に進みます。

民間委託の例に移りますが、民間委託したところの実態がどうなっているかちゅうのを話します。

北九州市の例ですが、5万7,000食もの統一献立、一括購入方式で運営されているそうです。市の調理員さんのKさんが資料をいろいろつくってるんですが、その中にたまたまその給食モデル校の近くに住んでいるある保護者が、民間委託になって大丈夫かなということで毎日調理室のほう、外から見学していたそうです。そうすると、給食時間に遅れたとか、こんなときに手を洗っていなかったとか、そういうことを事細かくメモしていたら、本当にもう民間委託はすべきでなかったと思われたそうです。これは、普通の主婦の市民が感じた事実からの判断です。

もう時間がありませんので、最後に入ります。

学校給食の民間委託は、コストを前面に振りかざして、これまで築いてきた粕屋町の給食の財産を断ち切ることになるのではないかと私は心配しております。ある大臣が、効率化優先で食育が犠牲になってはならないと答弁したそうですが、学校給食のことなのに行政改革のことばかりで子どものことは全然出てこない、そういうことがあってはならないというふうに私は思います。PFI方式による学校給食センターの建て替えは、学校給食本来の目標から見て間違っているのではないかと思います。どうでしょうか。

この7月には、粕屋町は人口の増える町、子どもが将来多くなる町というふうに

マスコミでもされています。日本で一番発展している町だそうです。そうであれば、日本一安心して子育てができる町になりましょうよ。そして、日本一おいしくて安心・安全な給食が提供できる給食センターをつくりましょう。それには、ハイリスクなPFI方式よりも、公設公営こそが最善の道であると私は確信しています。このことを訴えまして、質問を終わります。

(2番 川口 晃君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時25分)

(再開 午前11時40分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

9番久我純治議員。

(9番 久我純治君 登壇)

◎9番（久我純治君）

議席番号9番久我純治、通告書に従いまして質問します。

1問目、用途地域の変更と建蔽率の緩和を。2問目、幻の25メートル道路、都市計画道路、旧201号線、原町バイパスにいつまで規制をかけるのかについて質問します。

1問目、用途地域の変更と建蔽率の緩和について。

まず、私の質問の仕方は単純かもしれませんが、なぜできないか、やれるか。それを頭に考えて返答してください。

1問目、用途地域の変更と建蔽率の緩和について。昭和42年9月16日、福岡市都市計画区域に編入してから四十数年がたっている。時代も変わり、粕屋町も大きく変わっている。今が変化のときで、変化すべきだと思います。粕屋町は、皆さんが知ってのとおり土地は狭く、その中にJRの駅が6カ所あり、博多駅まで10分余り、空港へも10分ぐらい、その上高速道路のインターや都市高速にもつながっている。日本中で最も地の利のいい土地だと、粕屋町だと、いろんところで視察先でも必ず紹介してあると思います。その上、全国で一、二位という新生児の出生数、毎年700名前後の新生児の誕生です。その件では、全国的に有名になりました。そのために待機児童が毎年出て、保育所をつくってもつくっても足りないのが現状です。

また、学童についてもしかりです。学童は今小学生、3年生までになっていますが、他では4年生、5年生、6年生とだんだん学童に入れていくのが当たり前にな

ってきています。確かに、夫婦共稼ぎも増え、家に帰っても誰もいず、昔で言う鍵っ子の状態です。時代の流れと一言で済まされることではないと思います。これも昭和40年前後、アメリカに言われた一言、日本人は鶏小屋に住んでいる、これをきっかけにかどうか知りませんが、時の総理大臣だった田中角栄氏の一言、日本列島改造論があり、所得倍増が叫ばれ、日本中が動き出しました。小さな家の大家族から、1世帯1家という核家族が始まったのです。このとき一番喜んだのは、公務員だったそうです。所得倍増の恩恵にあずかったのですから。そして、給料は倍増になったそうです。小さな家の大家族でも、家族のきずなが強くあったように思えます。親と子の別居生活が始まっています。核家族のスタートとなったのですが、あたかも親子が別々に家を持ち、見た目では裕福そうに見えますが、子供たちにとっては住宅ローンの始まりでもあり、大変な一生が始まっています。35年のローンです。今は、それに教育費がとても大きなウエートを占めています。

昭和42年ごろ、粕屋町がこんなに大きく変わろうと思った人も少ないと思います。そのときのままの都市計画区域が何も変わることなく現状です。そのころの1区画が40坪です。建ぺい率が第一種低層住宅で40の60で、建物の面積は24坪ぐらいしか建てることはできません。払い終わった今、2世帯住宅を建てようにも、大きな家は建てられません。今、住宅メーカーに聞くと、2世帯住宅が必ずしもじゃないですが、増えているそうです。道1本違うだけで、容積も2倍、3倍となっていてところも多くあります。これは、何も考えない行政の責任だと思います。また、差別だと思います。粕屋町は、保育園等に大きな金額をかけております。定住者とは結びついていません。家に帰れば、じいちゃん、ばあちゃんがいる家、昭和の住宅です。行政として、この件に対してどんな考えを持っておられますか、お尋ねします。町長でも結構です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

久我議員の質問は、都市計画の関係でございますので、都市政策部長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

久我議員のご質問にお答えをいたします。

申されますとおり、昭和42年9月に福岡都市計画区域に編入が行われて、用途地域に関しましては昭和46年に最初の決定が行われて、その後数回の見直しが行われ

ております。大きなものとしましては、平成8年に用途地域の細分化が行われたということがございます。用途地域の見直しなどの都市計画決定につきましては、都市計画法第18条及び第19条に規定されているとおり、都市計画マスタープランに用途地域の見直しについて記載があること、また町の都市計画審議会承認が得られること、福岡県との協議や同意を得ることが必要と定められております。建ぺい率や容積率など、用途地域の見直しは、良好な住環境を保つためには相当の理由がないと見直しができないのが現状でもございます。その区域に居住されている皆さんの生活や財産に直接的な影響を及ぼすことですので、慎重に住民ニーズを把握することはもちろんのこと、まちづくりの基本となる制限でもありますので、変更するためには都市計画マスタープランの策定などによって、長期的な視野でのまちづくりの計画が必要となります。建ぺい率、容積率につきましては、一種低層住居専用地域は環境に配慮したゆとりある戸建て住宅を主体とした住宅地域を目指して設定をされております。確かに、建ぺい率40%、容積率60%という非常に厳しいような数字を設定しておりますが、このことは緩和することによって住宅がひしめき合わないような町並みをつくるということが基本となっております。申されるとおり、昭和40年代以前の建物で面積が40数坪という、現在では最低制限面積が50坪ですが、そういう敷地がかなりあることは承知しております。地域の意見を十分に聞きながら、適切なる建築物の区域分けを行っていきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

粕屋町は、安心して安全で住んでよかったと言えるような町を目指しています。また、町長もよく事あるごとに言っております。しかし、犯罪等、他町に比べるととても多い、いろんな事件も起きています。その上、商店もどんどん少なくなり、小売店はなくなっています。今は、粕屋町はベッドタウン化しています。若い人は、住宅ローンや教育費に追われ共稼ぎ、子どもは生まれて3カ月もすると保育園に入れられ、小学校になると3年生まで学童に入れられます。親子の時間はどんどんなくなっています。裕福なはずの核家族が、親子や家族のきずなをどんどんなくしています。今では、じいちゃん、ばあちゃんはお金持ちでなければ、孫や子どもに相手をしてもらえんようになっていきます。粕屋町の言うきずなはどこでつくるのですか。どうなるのですか。

ある人が言ったことがあります、40坪、そんな狭い土地で何をしたいのか。30坪でも40坪でも、自分の力で手に入れた人にとっては大きな財産です。この土地

を有効に使いたい。道一本違うだけでこんなに格差がある。差別のほか、何もありません。また、今言われたように、いろんな景観とか言われますけど、そしたら福岡市内であって博多駅から10分以内のところにこんなところありますか。また、粕屋町で言われるようなその場所が、県に言われるといい町ですねって言われます、確かに。何を根拠にいい町って言ってるかわかりません。実際、県の人と話すと、粕屋町に一回も行ったことがないって言われる人ばかりです。そんな中、景観だ何だで粕屋町がよくなると思いますか。今まで私の友達、知り合いが2世帯住宅やちょっと大き目の家を建てたいと思ったところが、建ぺい率の問題で篠栗や桂川に家を建てて引っ越しました。10家族ぐらいいます。規制だからと何も言えず、自分の土地ですよ。もしおたくたちが自分の土地がこんなふうやったら何て言いますか。黙って見過ごしますか。たった今言ったように、道1本で、40の60、50の80とか200とか、3倍も4倍もある。これは、福岡市より地の利がいい土地なんですよ。それを40年ごろの考えでいまだに押しつけていく、これは私は行政の怠慢だと思います。これは責任は、本当は県があるんですか、それでも町があるんですか、そこをもう少し聞きたいです。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

この建ぺい率、容積率につきましては、基本的なことは町が決め、そして最終的には福岡県の決定となるわけです。現在、都市計画審議会というのもございます。議会から4名の方、それから福岡県の都市計画課長もこのメンバーの一人でございます。これは、福岡県と町が一緒になって、もちろん地域を含めたところの今後の協議が必要となっていくと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

町としては、行政としては、よくある外部からの人を入れて話されますけど、今までどんなものを審議されたか、ちょっと教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

もう先にご質問がなされた経緯もございます。うちのほうでは、町のほうでは、地域ごとにその50坪を切った敷地面積がどれほど点在するかをピックアップをして

おります。中でも長者原中区、下区、それから戸原の南側、それから長者原の上区とか、そういうところには複数点在をしているのが確認をされております。その辺の調査をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

ちょっと皆様にお尋ねしたいんですが、自分が一からこういった土地で住んである方はどのくらいいらっしゃいますか、この中に、行政のほうで。

◎議長（進藤啓一君）

それはちょっと……。

◎9番（久我純治君）

いやいや、それはもう言わんでいいんですけど、要するに自分の買った土地なんですよ。それを勝手にちゅうたら悪いけど、法律の枠があるからというて、何十年もほったらかして、それをいまだにまたかけていく。それが粕屋町でできることなら、考えるのは当たり前じゃないですか。今言ったように、評議委員か何か知らんけど、どんなものを役目であるか。公社のときもそう、私はあれは責任とるべきと思います。やっぱり、自分が役につけば、いろんな役を話し合っていくのも筋だと思いますよ。ただ、一辺倒、役職だからちゅうて印鑑つくだけとか、そんなやり方やめてほしい。実際そうじゃないですか。私、以前、これはちょっと話別ですけど、町政モニターやったことありますが、ある人から帳面消しじゃないかと言われて、即取りやめになりました。県政モニターもそうです。私も3期やりました。そのときも同じような意見が出ました。ただ、行政が選んだ人だから、行政のなびくような人ばかり選んだっちゃ何にもならん。だから、いまだにこんな問題が、私がこれで3度目ですよ、これ言うの。実際、私はもう3期目で、私も3期目になりまして、いろんな問題を抱えてきて、訴訟を起こすまでいってあります。私は乗ります、その話に。もしこれがこのままやったら、私は町も変わらんし、今まで40坪こうやって必死で守ってきた人の人権がないんですよ。町が単独で決めることじゃないと思うんです。もし決めるんやったら、もう少しやっぱり考えてほしいし、これできることとできないことをもう一回言ってください。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

できないということではございません。ただ、今久我議員がおっしゃいますように、地域からの声が、じゃあ果たしてどれくらいあるかということは、今私のとこ

ろには、そういう声がほかに一件も出ているものではございません。しかし、住人である方にとっては2世帯、そして3世帯というのは希望である、望みのようなことでもございます。そういうことが実現できるようなまちづくりを目指していきたいと思っておりますので、これは今後進めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今地域の問題を言われましたけど、今まで粕屋町の若い人が何で粕屋町に関心がないかちゅうても、言うても同じやからちゅうんです、みんなが。何を言うても、もう行政が決めたこと、だから諦めてあるんですよ。だから、私が言ったように、10人ぐらい家族ですけど、よそに家建てて移ったんですよ。自分たちが持った土地を売ってですよ。なぜ建てられないか。道1つ隣では倍、3倍建てられるやないですか。そんなことを自分たちで決めとって、何で押しつけるんですか、だったら。もう少しそれを考えてほしいし、大体いつごろまでにできるもんやったら、それを答えてほしいし、これを考えときますっていうて、いつも粕屋町の行政の返事がそうです。思考します、考えます、いつになるかわからん。私はそんな答え聞いてるんじゃないんです、いつも。できるならできる、いつごろまでにできますとかやってほしい、それだけです。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

町も、もう一度こういう50坪を切るような敷地面積が多い地域の方との協議といえますか、声を聞きながら進めます。ただ、いつまで、いつってということまでは、今ご回答することはできませんけど、進めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

40坪区画の40の60というのが私が何で言うかということ、おたくたちの中で二十何坪の家の中に住んである方いらっしゃいますか、ここで。みんな結構大きい家住んであるやないですか。自分の土地の上に、何で20の20の40坪建ててどこが悪いんですか。前から言ってるでしようが。景観が悪いとか言うけど、どこの景観が悪いんですか。自分の土地ですよ。県も言いました、これはもう粕屋町の問題ですからって言いますが、粕屋町でできることならすぐできるじゃないですか。私はそこを言いたいんです、前からずっと言ってるのは。今までは、考えます言うたから黙っ

て引き下がりましたけど。実際、こん中で今言うように、20坪ちょっとの家に住んである方いらっしゃると思いますか。みんなやおいかんとですよ、だから、私言うんですよ。片や道1本違うて15メートルの家も建つ、粕屋町の中、用途地域の中、準工業地帯とありますけど、どのぐらいあるか、工場が実際どのぐらいあるかわかってありますか、どうぞ教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問事項でないことを尋ねられても、資料ございませんので、お答えできません。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

要するに、私たちが言うのは、片一方は準工場地帯でビルは建つ、片一方は40の60で2階建ての20坪ぐらいしか建たんといふところなんです。それを言いたかっただけなんです。ただ、粕屋町が広いならいいですよ。片道1時間ぐらいかかるよその町村やったら、私何も言いません。博多駅から10分のところですよ。車で端から端まで10分かかりますか、粕屋町が。かからんやないですか。そんなところをマスタープランだ、どうのこうの言われて、40年ぐらい前の話をずっとされても困るんですよ。だから、今まではみんな諦めて黙って引っ越したりしたけど、今この後の質問になりますけど、できないところはできないでいいんですけど、なぜつくらんか。なぜしないか。そこは、私は行政に聞きたい。これが県なら県に行きますけど。県に言わせたら粕屋町の問題と言われるから、さっきから。何でそんなに時間かかるか、そして何で一々住民に一軒一軒尋ねて回るわけですか。家ある人は、もう何も言いませんよ。今までは、諦めてみんな外へ出て、大きな家建てたいなら外へ出てしましたよ。ところが、今言うように40坪は自分の財産ですよ、30坪もそうですよ。ほんで、今言われたように50坪になりましたって言われるけど、何で50坪が妥当ですか。ここの役場の前の、今度大きな家建ててますけど、富裕層って言われました。富裕層がしたらどこがいいんですか。あと何年かすると、必ず家を売りに出す人も出ますよ、あれは。そこのマンションもしかり。買うときはいいですよ。だから、粕屋町ができることっていうのは、即対応してやってほしい。また、今まで出ていった人はしょうがないかもしれんけど、一軒一軒聞いて、答え出すわけにもいかんでしょうが。何でも一軒一軒聞いてますか。そんなことないやないですか。地域の意見、地域の意見と言われるんですけど、地域の人みんな諦めとうだけで

しょうが。これは私、悪いけど行政はもう少し勉強してほしいし、そのマスタープランの委員の人も何を考えてそのままですっと来ているか。だから、私が言う帳面消しのようなことはやめてほしい、そこを言いたいんですよ。

それから、今言うように、粕屋町は保育園もどんだんどんつくらにやいかん。やっぱり、帰ってくると、2世帯やったらじいちゃん、ばあちゃんおれば、学童も遅うまで入れんでいいやないですか。そんな家庭も望む人も多いんですから。確かに、今まではなかったかもしれん。核家族が夢やったかもしれん。借金背負って初めてわかるんですよ、苦しみが。だから、途中で売って出ていく人もおれば、粕屋町におられんで、マンションも途中で売ったら全額返さにやいかんから、人に貸して自分は安い住宅入ってるんですよ。そんなことおたくたちはわからんでしょう、まだ。だから、私言うんですよ。親子で2世帯住宅建てられるような面積を何でとったら悪いか、容積をとったら何で悪いか。できるもの、粕屋町でできるというように言われるんやったら、即実行してほしい。用途地域もそうですよ。調整区域はどんだんどん広げちゃうけど、農振じゃどうのこうのと言うて。やっぱり、私はおかしいと思う、40年前の話ですよ、それは。粕屋町、これだけ地の利がいいとこでこんな40の60とか、そんなとこありますか、よそへ行っても。ビルが建ってますよ。40坪市内にあったらビル建ちますよ。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、なるべく簡潔に要点をおっしゃってください。

◎9番（久我純治君）

だから、とにかく早急に、私は容積の緩和、用途地域の見直しを進めてほしいと思っております。

これ以上言うと、私の声が大きくなりますから、大体大きいですけど。次の問題に移ります。

2問目に移ります。

幻の25メートル道路、都市計画道路、旧201号線、原町バイパスはいつまで規制をかけるのか。昔の都市計画道路、国道201号線も県道607号線にかわり、住宅も立て込んだ中、今さらバイパスは考えられない。それでも、このまま道路計画用地として規制を続けていくのか、質問します。

この道路も、今から四十数年前、都市計画道路として扇橋から旧篠栗線を横切り、大池公園を通り、原町住宅や若宮を通り、再び香椎線を横切り長者原に抜ける、当時としては画期的なバイパス構想だったと思います。今、工事するとなると、膨大な工事になると思いますし、また今さらこの道はできないと私は思いません。その上、平成31年ごろになると、扇橋から広田に抜ける25メートル道路も完成

することになるはずですが。この道の201号線につながれば、原町バイパスは必要がないはずですが。2年前から県のほうにも時々行って言うんですが、この道の話をするのですが、県としてはつくることはないかもしれませんと言います。地元の人たちも、この都市計画道路がどのようなになるのかと悩んでおられます。この道の権利、またこの道路の権利はどこにあるか、尋ねます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今のご質問は千代粕屋線、旧201号線でございます。この旧201号線は、福岡市の千鳥橋から門松の果物屋さんがありますけども、その少し先ぐらいまでが千代粕屋線というふうに、これは昭和21年に既に25メートルの道路として認定をされております。これ全線ではございません。これはもともと国道だったんですね。それから、砂利道で、我々小さいころは進駐軍のジープやら戦車が通った道です。もう本当に、この辺ではすばらしい大きい道でございました。それで、変遷をして、47年9月に千代粕屋線ということで扇橋から門松が追加されております。この全長は9,040メートル、この千代粕屋線の全長はですね。粕屋町域が5,470メートルございます。約60%が、6割方が粕屋町内、そして今おっしゃってるバイパスというか、九大農場のところからずっと湾曲して大隈まで行ってる道路は2,400メートルございます。

この件について、幻の道路だというふうにお尋ねだと思いますけども、この道路は47年に計画されておまして、平成22年の現在の、今の交通量が、22年ですね、ですから3年前の交通量が約1万6,000台、日ございます。これは、平成42年には3万3,000台というふうに推計されております。そういったことから考えますと、必ず4車線は要するということになります。ということは、今の扇橋からのバイパスは必要だということになります。ですから、できるだけ幻の道にならないように、既に今千代粕屋線は扇橋から、九大農場のところから向こう側を、福岡市側を整備し、来年3月には完成をいたします。先ほどおっしゃった東環状線も201号までつながります。大変粕屋町の中では、非常に重要な道路でございます。そういったことから、今ご指摘の、またご要望の道路については、見直し、また線形を変えるとかということは大変困難です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、この道路に関しては、粕屋町は権限持ってるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

権限という意味がわかりませんが、変更したりすることですか。

◎9番（久我純治君）

はい、そうです。

◎町長（因 清範君）

することをどこが主体的にやるかということですか。それは粕屋町です。粕屋町と県と協議しながらということでもありますね。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

さっきも述べましたように、県のほうはもうできないようなことを言うんですよ。結局、今3万何千台とおっしゃったけど、今度は扇橋から広田に抜ける道が31年頃にできますよね。そしたら、みんなあっちのほうに行くんじゃないですかね、国道通って。今でも、実際私たちも長者原から向こうに行きますよね。わざわざこんなところ通しませんよ。だから、その道がなかったと仮定しての台数やないんですか、それは。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

これは、既に都市計画決定もされておりまして、この辺を見込んだ数字でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、係の人の言い間違いかどうか知らんけど、今言うように、県のほうはもうつくるようなことは言ってませんよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは、今の段階ではつくるとは言わんですよね、ようやく今しかけたところが

来年3月に終わるわけですから。まだ福岡県はたくさんつくらにゃいかん道があります、筑紫野古賀線もあります、町内には。そういった部分では、順位的には低いんじゃないかと思えますね。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、どのくらいかかると思っているんですか、大体。その道をつくるために粕屋町が負担する金額は。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それは、工事のやり方によって違いますので、負担がどれくらいかということ、今の段階では言えません。ただ、今言えることは、扇橋から福岡市側については、約10年かかりましたけども、約22億円の投入をしております、粕屋町ですね。全体で110億円。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

簡単に道だけつくるんじゃないんですよね。立体交差っちゅうより、線路が2つもありますよね。そこを切り抜けて行くんですけど、並みの工事費じゃ終わらんとちゃうんですよ。県のほうに言うたら、今いっそ取り下げたら言うたら、これ言うていいかどうか知らんけど、訴えられるからやめませうんですよ。なぜかっちゅうと、今までなぜこんな網かけてほったらかしたかと言われることについて言われるのが怖いと言うんですけど、粕屋町もそうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

県が誰が言ってるか、知りませんが、私どもとしては必要な道やから、そういったおっしゃるようなことは考えてもおりません。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、私も余り言いたくないんですが、必ずつくとおっしゃるんですね。

そこだけ確認してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

必要な道だからつくります。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、地権者の人にもそんなふうに戻事しとっていいんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、線引きをしたときにつくるんだと、つくるんだから線形を入れたんですから、その段階で地権者の方は了解、理解していただいとると思う。ただ、なかなか事業がその中に入ってこないから、どうなるんだという懸念はあると思いますけれども、道路をつくるということで線形を入れとりますから、つくるというお答えをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

要するに、何十年もほったらかしてあるからこそ、そんなふうには地権者の方が補償もないのになんとなく開発もできない、家も建て替えたって建て替えられない、ある程度規制が変わってますから。町長がつくりますと言われますけど、県のほうとしては、もうできんかもわからんってはっきり言ってるんですけど、粕屋町単独でやるつもりですか。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、ここは町議会でございますから、余り県のことはいかがかなと思いますが、それを踏まえてご質問願います。

因町長。

◎町長（因 清範君）

とても町単独でできるような道ではございません。それは、もう久我議員もおわかりだと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 9 番（久我純治君）

だから、行政としては、一旦決まったものは絶対取り下げないというような話ですけど。やっぱり、悪いことはやめてほしいし、できないものはやめてほしい。そんな決断も必要やないかと私思いますが、どんなですか。

◎ 議長（進藤啓一君）

因町長。

◎ 町長（因 清範君）

今、粕屋町内で都市計画道路14路線ございます。この中で、進捗率約6割でございます。

以上です。

◎ 議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 9 番（久我純治君）

そしたら、私も今度言っときますけど、町長がはっきりおっしゃいましたから、できますということで返事しておきますが、それでいいですね。

◎ 議長（進藤啓一君）

因町長。

◎ 町長（因 清範君）

これは、期間がいつになるかということはお答えできませんけども、必要な道ですからつくりますというふうにおっしゃっていただいて結構です。

◎ 議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 9 番（久我純治君）

もうこれ以上話しても話になりませんからあれですけど、とにかく行政としては、一旦決めたことやから守らないかんっちゃうようなことはないと思うんですね。建物と同じと思います。やっぱり、古くなれば崩して建て替えるのも筋だと思います。そんな勇気も必要と私は思っております。ぜひ、1問目の質問と同じように、行政からもまず変えることを考えてください。地元一軒一軒に聞いてまわる、そんな時間もないはずですよ。とにかく、変わることも勇気を持ってやってほしい。私の質問を終わります。

（9 番 久我純治君 降壇）

◎ 議長（進藤啓一君）

これにて暫時休憩いたします。

(休憩 午前12時16分)

(再開 午後 1 時00分)

◎議長（進藤啓一君）

まだ9番久我議員お見えになっていないようでございますけれども、定刻になりましたので、午後の部を再開いたしたいと思います。

6番小池弘基議員。

(6番 小池弘基君 登壇)

◎6番（小池弘基君）

議席番号6番小池弘基です。

一般質問も残すところ私を含めて2名となりましたが、よろしくお願いいたします。

まず、因町長におかれましては、中央小学校学童保育施設建設や学校給食センターの建て替え、また土地開発公社の売却差損など、いろいろな問題につきまして積極的に町政に取り組んでおられますことに、敬意を表いたします。

そこで、今回は3つの項目について質問したいと思っております。まず1つは、現在粕屋町に残っております計画道路に関してでございます。

その中で、町長にまずは、先ほども県道って言いますか、千代粕屋線の件を久我議員がいろいろと質問されておられましたけども、そういった県道の関係ですと県の関係も当然出てきますし、私はまた違った観点から、主に町道に関することをお尋ねしたいと思っております。詳細につきましては、担当部長のほうからいろいろなことをお尋ねしたいと思っておりますけども、まずは町長にその辺のところをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

都市計画道路の関係だと思います。先ほども久我議員の質問にお答えしました。

全部で14路線の都市計画道路決定をいたしております。その中で、粕屋町のみ、通過点が粕屋町から粕屋町のようなやつは変更は可能です。しかし、他市町村から他市町村へつながる道路というのは、これは計画変更は大変難しいし、まずそのほかの市町村との合議ともいいますか、まずこれは不可能というふうにご理解をいただいたほうがいいかと思っております。

詳細につきましては、都市政策部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎6番（小池弘基君）

今、町長のほうから町道の中でも町内でおさまる道路と、あと他町との関連がある町道と、いろいろあるというお話をお聞きしております。当然、他町との関連があるものをこの町議会の一般質問の中で答えを出していこうとすれば、どうしても無理がございます。そういったものはある程度時間をかけながら、当然必要なものは、近隣の町を含めた見直しといったものがまた別の機会で設けられると思いますので、今回は町単独で変更が可能な問題というところにある程度集約していきたいと思っております。

その上で、じゃあ都市政策部長のほうの野中部長にお尋ねしたいんですけども、まず1つ目は粕屋町に現在残ってある箇所数、先ほど14路線あります、そのうちの6割ぐらいはもう今取りかかっていますといったようなお話もありましたけども、それから他町に係るものを差し引いた町内で残ってるものが大体何カ所ぐらにあるのか。

2点目は、その道路を計画してから、私が聞いているのは、もう古いもので40年以上たってるものもあるというように聞いておりますけども、実際町が単独でそのような変更ないし見直しが可能な路線が大体何年ぐらい前からあって現在何年たっている、経過してるかといったお話が2点目。

3点目につきましては、計画道路そのものですね。もう実際に計画をやっていくのか、そういったところの考えも含めて、答弁のほうお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

それでは、小池議員のご質問にお答えをいたします。

もう1番から3番まで一気にいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、粕屋町には、先ほどから町長からも申しましたとおり、14路線の都市計画道路の決定を行っております。多くが昭和44年から47年にかけてが決定を多く行っております、40年余りが経過をしております。総延長が3万630メートルです。このうちに現在完了の延長が40%で1万2,267メートル。完了及び事業中を合わせると整備率が58%で、約60%近いものがございます。というより60%くらいしかまだできていないというとり方もあるかと思えます。延長にしまして1万7,687メートル。未整備区間の延長が、全体で42%。それから、全く着手ができていない路線が3路線ありまして、これは路線ごとに南里新大間線、これは、志免町から須恵町の新大間池に向かっていく道路でございます。それから、箱崎阿恵線。これは、福岡市のほうから阿恵の五差路付近に至る道路でございます。それから、原田久原

線、これは福岡直方線の3路線であります。

先ほどの2番にもありましたように、じゃあ何年に決定をしたかと言いますと、ざっと述べていきますと、昭和21年に先ほどの千代粕屋線、それで千代粕屋線は、当初が21年で昭和47年にバイパス路線を新たに決定をしたということです。それから、原田久原線、これは直方線です。43年に博多駅志免線、44年に箱崎ふ頭粕屋線、これは国道201号線です。それから、井尻粕屋線、それから箱崎阿恵線、粕屋久山線。45年に多の津内橋線、これは流通センターの中を通った大きな街路でございます。47年に土井宇美線、蒲田長者原線、粕屋宇美線、南里新大隈線、江辻大隈線、それから平成4年に福岡粕屋線として都市高速の都市計画決定を行っております。

それから、これは2番から3番についてのご質問でございます。先ほど申し上げましたように、現段階の未整備区間の延長が全体の42%、全く着手できていない路線が14路線のうち3路線ということでございます。また、現在事業中の路線が、これは5路線ありまして、このうち県の事業主体のものが千代粕屋線、井尻粕屋線、粕屋宇美線、これは筑紫野古賀線のことです。粕屋久山線の4路線でございます。町の事業指定のものが土井宇美線、これは今現在戸原地内を工事中でございます。多くの路線が県による事業でございまして、町でも土井宇美線が1本ということでございます。この中でも、粕屋宇美線の事業のうちに今大隈橋の周辺を工事しております。これがちょうど町内に唯一ございます江辻大隈線のちょうど終点側を約200メートルほどこの県道にあわせて、大隈橋のかけかえにあわせたところでの事業をやっております。

それで、平成21年度に、これは県の指導でもございました。都市計画路線の路線カルテを作成して路線ごとに道路の位置づけ、それから事業の実施における問題点、代替機能を有する道路がある、なし等についての検証を行って、必要性和実現性について検討を行っております。先ほどありましたように、周辺の交通体系や隣接地の状況も変化しておりますが、他市町とのつながった道路がほとんどでございまして、なかなか廃止を含む見直しは、他町との協議が必要となっております。唯一、江辻大隈線でやりますが、現在の大隈橋付近での計画決定にあわせた工事が完了いたしますと、これは町単独で、もちろんこれは地元の行政区のほうとの協議もいたしまして、見直しの検討を進める必要があるかと思っております。21年度の検証の結果では、これは見直しの可能性を含めて検討の要検討というところが江辻大隈線が1つ。それから、原田久原線、これは直方線です。直方線の久山町側を見ると、4車線で久山町、福岡市のほうがもう既に完成をしており、今施工中でございまして、粕屋町、それから福岡市に至りますところが幅員が11メートルと、これは

なぜか少し狭い幅員で決定がされておりました、現在の幅員も大体11メートルほどあります。これは、今のままではちゃんとした歩道もついておりませんので、逆に拡幅に向けての見直しが必要であろうかと思っております。21年度段階での検証については、この2本が町として検討をすべきだということになっております。ただ、もう周辺の状況も変わっております。近隣の他町と、他市と協議をして、改めて長い区間の見直しを図っていく必要もあると思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員、町長から発言、いいですか。

◎6番（小池弘基君）

はい、どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今のつけ加えて、南里新大間線と土井宇美線を重ねて、今度は志免の東環状線のところにタッチをし、それからこれは志免町の計画でございますけども、東平尾を抜ける計画道路があります。それを須恵と粕屋町と志免町と、3町で一緒に県への建設事業に乗せる要望をしております。そういったことで、そういったつながった道が必要だというようなところについては、こういったふうなやり方もっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。他町との関係があるのは、今のところを除いてということで、全く手がつけられてない3路線がまだまだありますという話がありました。具体的ところで、その3路線というのはどこからどこの分なのかもちょっとあわせてお聞きしたいと思いますけども、何か答弁できるような資料ございますでしょうか。あれば、ちょっとお聞かせいただければと思います。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

先ほど申し上げましたように、1つが南里新大間線、これは須恵町の新大間池の近くでございます。そこから酒殿の丸の内のもう少し西側を通りまして、これは志

免町の南里に至っております。まさに、これは先ほど町長からありましたスマートインターから福岡市の空港に至るような道路の一部ともなっておりますので、これは現在県のほうに要望を続けております。それと箱崎阿恵線、これは粕屋町からいいますと、五差路より少し阿恵橋に寄ったところから、現在福岡市のほうは既にできておりますが、箱崎のほうからもう既に粕屋町に向かった道路が突っ込んできております。ここに至る路線でございます。それから、原田久原線は先ほどから言います、江辻の長福寺の付近から、それから久山に向かう直方線であります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございました。

今、町が単独で変更なり見直しができる場所は、こういった3路線といったようなことで、また南里新大間線といったような、今後主要な道路といたしますか、ぜひともやはり改修なりをしていくべき道路も含まれてますといった答弁だったと思っております。

その中で、ちょっと私も個人的にと言いますか、住民の方から質問されてある路線が1つございまして、これは南北に通っております阿恵大池の横ですね。先ほど、千代粕屋線、扇橋から阿恵大池公園を通過して若宮、長者原、大隈といった路線とは別に、要は戸原のほうから阿恵大池公園の横を通過して原町の住宅地を抜け、志賀神社のほうに抜けていくような計画道路もございました。これも計画当初から非常に古くなっております。これは、先ほどの町長のお話によりますと、当然単町でできる問題ではないということになるかと思えますけども、ここらあたりも今非常に阿恵大池公園がきれいに改修も終わりました、非常に住民の方も喜んでおります。そのすぐ近くにも、原町の多くの方の土地であるとか、そういったのもこれからいろいろ開発事業をして進めていきたいといったようなお考えもあるようでございますけども、そういった中で計画道路がやはり残ってるということにつきましては、なかなかその計画道路の対応についてもいろんな問題点も出てくるかと思えます。答弁できる範囲で結構でございますけども、その南北に残っております計画道路の今後の見通しなど、報告、答弁できるような内容がございましたらお尋ねしたいと思えますけども、よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今おっしゃってる路線は、千代粕屋線と土井宇美線だと思います。以前は、もう何年か先には道路事業にかかるよというところについては、土地開発公社は大体こういう目的でつくったんですよ。先行取得をして、そして実際かかるときには速やかに工事ができるといったようなことで開発公社はつくられたんですけども、今はもう開発公社を清算、解散しようというような方向でございます。

それともう一つは、まだまだいつごろの時期に取りかかるかというのも未定でございますので、先行取得とか、そういった道路が入ってるそこ、その地区は区画整理事業をしようということでの動きがあるようです。地権者からも何とか道路誘致をしてくれというお話はありますけども、それは今の現状の中で建設が制限はありますけども、その制限の範囲内で建設をされるなり等々いただいて、実際にかかったときには補償して道路建設するという形にしかならないと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

非常に難しい問題だと私ども思っております。しかし、これも今言うように計画されて40年。これから以降、10年たってもなかなか難しい、20年たったらできるかと言えば、それもまた難しい。やはり、ある程度塩漬け状態かなと思われま。やはり、こういったものを打開するには、一つの何かきっかけというのも必要かなと思っております。

今現在、粕屋町も第4次の総合計画、その後期5カ年計画がスタートしております。まして、おおむね半分が過ぎたかなと。今後、来年、再来年に向けて、第5次の粕屋町の総合計画、マスタープランのまた時期にもかかってくるかと思ひますし、今度は九大の原町農場のほうですけども、これも平成31年、元岡に完全移転になりますと。できれば九大とすれば、前倒しをしたいと、そういった中で町としても、平成27年には土地区画整理組合とかそういったものの立ち上げ、それで前向きな検討も必要かなといったようなことも聞いております。そういったふうな阿恵大池も公園もできましたし、今度九大農場が元岡に移転をする。そういった中で、全線の工事開通といったものにはまだまだ時間かかるにしても、一部の計画変更の見直しであるとか、そういったことも、当然中心である粕屋町が、当然終点であったり起点であるといった福岡市であるとか、または志免町であるとか、近隣のところにそういった投げかけと言いますか、やはり見直しのテーブルを準備していただくといったことも必要ではないかなと考えております。これは、先ほどもいろんな議員がいろんな項目で質問された中で、実際いつまでにしていただけますかといった期限を

求められる経緯が非常に多いと思います。当然期限が、答えられる議案もあれば、なかなか難しいものもあると思いますけども。

といいましても、私もここであえて町長のほうにお尋ねしたいのは、町内の問題とはまた別個にして、こういった他町を含めたものも含めて、ある程度の時期にやはり見直しといったもの、これは最終的に結論を出すといったところまで行けば一番いいんですけども、そこまで行かなくてもやはりそういったテーブルを用意していただく、もしくは検討委員会をつくっていただく、そういったふうな前段階の考えがあるかどうかをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今ご質問の趣旨も含めて、須恵のスマートインターから東平尾、空港に抜ける道を3町で話し合って、県の事業として進めていただくということで、県、国を巻き込んで一緒にやろうというようなことも、実際にもうテーブルに乗せてやっています。ただ、後ろ向きのお話をなかなか関係町と、この道やめようかという話は、よほどの理由がないことには、そこら辺のことは持ちかけるほうは大変課題が多うございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

当然、非常に難しいかと思ひます。都市計画審議委員会であるとか、今現在あるいろいろな委員会の中でも、やっぱりそういったものを議論していただくようなことも必要なと思ひております。

そういったことをまた念頭にさせていただきまして、今の次の質問に移りたいと思ひますけども、これも同じような形でございまして、粕屋町の調整区域、これの見直しについてまたお尋ねしたいと思ひます。

これにつきましては、粕屋町、50、55、53、50%以上のまだまだ調整区域が残っているかと思ひます。これの見直し、また粕屋町の都市計画の今後のあり方等につきまして、また町長のお考えをお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

福岡県が決定する市街化区域及び市街化調整区域の区域区分につきましては、福岡都市計画区域で昭和45年に当初決定がされております。それから、人口増減等の社会状況の変化等に対応するため、都市計画基礎調査等をもとに一定の間隔で見直しが行われているところでございます。調整区域を市街化区域に編入するには、土地区画整理などによる手法や、いろんなやり方があるわけですが、大変農水省の関係が絡みますので、特に農振農用地あたりはもう、まずだめだというふうなもとの考えがございまして、そういったことで大変難しい問題がございまして、粕屋町の状況からして全体的な見直しが必要な時期に来ているということは認識しております。

それで、27年がその年になろうかと思っております。そういった意味では、今も開発の引き合いが二、三来ておりますし、こういった大きい事業もあります。それで、来年度はきちんとした、やっぱりそれを所管をする課を設けないと、今の状況の中で係ぐらいではとても対応できないだろうというふうな考えも持っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

町長は、以前粕屋町の都市計画、そういったふうなものをいろいろとやっていく部署をつくりたいといったお話は、以前もお聞きしたことがございます。今回は、給食センター建設に関しましては、準備室をつくられました。それ以降、やはり粕屋町の人口がどんどん増えてたりしてる、そういった中で本当限られた14平方キロといった日本では非常に狭い行政ではないかと思っておりますけれども、その中でもまだ50%を超える調整区域であったり、また農振農用地であったり、いろんな網かけが行われてるのもまた現状でございまして、これから人口がどんどんふえていく、またいろんな企業の誘致をしていく中では、やはり計画的なその辺の見直し等は当然、町長も今は必要であるという認識でありますという答弁をいただきましたけど、先ほど町長には27年度にはその辺結論を出していきたいし、そのためには26年、来年度にはそういったような専門の部署でやはりつくらないと、もう1人の係長が兼務でやっていく、そういった内容のものでは、またないといったような答弁と私は受け取ったんですけども、そういったふうな考え方で、26年度にはまたそういった新しい部署をやはりつくるといった考えであるということですのでよろしいんですかね。ちょっと、もう一度その辺のところも答弁お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、人事も絡みますし、条例等とも関係ございます。慎重に内部協議をしながら、今の質問の方向で進めていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

どうも本当ありがとうございます。

ぜひとも、粕屋町のさらなる発展のためにもそういったふうな変えられるべきところ、そういったものは積極的にやはり行っていただきたいなと思っております。

では、続きまして3つ目の質問に移りたいと思います。

今度は、主には教育長のほうの答弁になるかと思えますけども、学校調理場における食の安全対策についてということでございます。

これにつきましては、数名の議員の方がいろいろと質問された経緯がございます。その多くが前、建物を建てることについての質問であったり、また食の安全であったりということでございますけども、私は同じけども重複しないような形で、今度は食の安全という観点の中でも異物混入について二、三お尋ねしたいと思っております。

これ通告書にも書いておりますけども、3年前、22年のころにもボルトが入ったりとかといった異物混入がございました。また、今年10月25日、10月30日と続けて異物混入の事故が発生したといったことを受けまして、食、これの対策も含めた町長の考えを先にお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

学校給食は、子供たちに安全な食を出すというのがまず原点でございます。そういった方向で、なお万全を期して調理業務をいたすように教育委員会にもお話ししたところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

ありがとうございます。

では、教育長のほうに今度はお尋ねいたしますけども、前回22年のときの異物混入の事故があったときの、私の記憶では、やはり報告が非常に遅かったような記憶

がございます。また、今回10月25日、また30日と2度混入の事故がございましたけれども、ご承知のとおり、11月8日議会報告会をサンレイクで行っていたときに、住民の方から、要はすき焼きの中にスライサーの刃が入った、だから給食がそれは食べられなかったといったような話を聞いて、私ども議員のほうは、えっ、何それと思ったようなことだったんですけども、その後報告書が11月11日に上がってまいりました。非常に、なぜこんなに議会への報告が遅くなったのかといったこと、その辺の当然何か原因なり、問題があったかと思われまいますので、なぜそんなに遅くなったのかを教育長のほうから説明をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校給食において異物混入がありますことを重ねておわびを申し上げます。

前回21年度、3件異物混入で給食回収しております。今回回収したのは25年度10月末、2件起こってます。教育委員会も給食センターから報告が上がってまいりますが、センターあるいは教育委員会で対応しますのは、まず児童の健康状況、それを確認していくこと、それから保護者にその日におわびの文書を書いて、保護者の方にお知らせすることを重点に考えております。したがって、教育委員とか町の議会議員に報告するのはその後になりますので、この前議会報告会でおじいちゃんが、孫がこんなふうになってきたがっていうのは、保護者とかおじいちゃん、おばあちゃんが一番に知るわけです。その日のうちに、通知文のお詫びの文を持ってきますから。それで、議員の方の報告が遅れるということです。それで、今月の場合は2件続いたということで、対応が遅れた。それから、毎年毎年センター、課長とか所長がかわっておいりましたので、この3年間は回収事項はなかったんですけども、今年10月また起こりましたので、本当に申しわけないと思っております。保護者対応と、それから2件続けたということで遅れた、まことに申しわけないと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

今、教育長のほうから、そういった理由で議会への報告なり連絡が遅くなりましたといった答弁でございましたけれども、10月25日に、まずはスライサーの刃こぼれの事故がありました。当然、児童・生徒、また保護者の対応に非常に当日もしくは翌日といった、やはり緊急性はあったかと思えます。それがなぜ11月8日の議会報告会で町民の方から話が出るまで議会の方が、議員が誰も知らなくて、11月11日に

報告書が上がる。それは、今教育長が言われたように、子供たちの安全が優先です。保護者への対応が優先です。だから、議会への連絡が遅くなりましたといった、そんなに議会に報告するのって一月近くかかるものですか。また、11月11日にやっと報告書が上がってきましたが、そのときは10月25日のスライサーの事故のみの報告書だったと記憶しております。当然、10月30日にも中央小学校の1校だけだったということかもわかりませんが、11月11日の報告書になぜ10月30日の異物混入の報告がなかったのか。その2点あわせて説明をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

まことに申しわけなく思っております。

25日と30日に異物混入がありまして、11月の2、3、4がたしか文化祭だったと思います。議員の方々と私、お会いしまして、そのときちょっと言うときばよかったなという反省をしておりますが、三連休明けて月、火は、教員委員の研修会で2日ともおりませんでした。それで11日になったわけでございます。深く反省をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

まず、事故があります、そういった異物混入がありましたというのは当然、給食センター長が一番最初にその報告なりを聞かれて、それを学校なり、学校の先生たちとか、また役場の担当課であるとか、教育委員会であるとかに当然連絡、報告されると思いますけど、それは全部口頭なんですか。それをちょっとセンター長にお聞きしますけども、口頭の報告であれば、その報告書をまた何かこうつくり上げたりして、時間がかかったりしてるのかわかりませんが、今の教育長の答弁ですと、本当に何かそういったマニュアルそのものがあるのかないのかもわかりませんが、当然そういったもの、これが初めて今回異物混入が発生しましたというのであれば、それでも許される話ではありませんけども、22年にそういったものもある。その当時は、大塚教育長も、もう当然教育長でおられた時期でございます。そういったときっていうのは、やはりペーパー、報告書として上がってきて、それを事務局にファクスを誰かにしといて職員に頼めば済むことではないんですかね。それを1週間、2週間、もう一月近くかかって、まして第一報の報告書の中に10月30日の異物混入の報告がまた入ってなくて、それがまた後日11月15日に改めて報告書

が出てくるといった、その辺の時間のかかり過ぎ、それでやはりこういったふうな食の安全に対する危機管理のなさ、そういったものを私は感じるんですね。だから、総務常任委員会でも、スライサーの刃こぼれの原因は恐らくこういったことだろうといった説明もございましたけども、それもやはりきちっとした毎日の安全点検のマニュアルがあるかないか、そのマニュアルもどこまでの内容なのか、そういったところをもう少し真剣に、やはり協議していただきたいと思っております。

こういった事故は、もう過ぎたことは幾ら責めてもどうしようもありません。私は、これが二度、三度起こらないようにしていくためにどうしたらいいのか。やはり、マニュアルの見直しであるとか、そういった報告書全て、円滑にそれが流れるような仕組みをつくっていただく、これがやはり一つの事故とかいろんな教訓を、これを糧にして再発防止のためにいかにしていくかというのが大事ではないかと考えております。私は、決して執行部の方を責めてるわけでは全くございません。こういったことがないように、またいろんな情報を議会にも同じようなタイミングで報告していただくことによって、町民とすれ違ったときに、こんなことがあったらいいですね、ああ、そうですね、会話が成り立つんですよ。そのときに聞かれたことが、あれ、そんなことがあったんですかと、それは情けないと思います。そういったふうなことで、これは本当結論といいますか、その辺を問いただすということよりも、やはり今後こういったふうな形でやっていくのか。当然、事故発生後から点検マニュアルも全部つくっておられるかと思えます。そういったものも、機会あれば私も中身を見させていただきたいと思えますけども、その辺の対応策とその辺の処理の流れ、マニュアルの有無、その辺を教育長、お尋ね、報告していただきたいと思えますけど、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

重ねてお詫びを申し上げます。

危機管理がもう少し、私自身の意識が若干弱かったのではないかと深く反省しておりますが、異物混入につきましては、昨日も申し上げましたように、スライサーと角切り器というのが非常に危険な道具でございます、ねじがたくさんついてる。最終的には、文科省のチェックがポイントだと、いかにチェックするかという方法で防ぐしかないという今の現状ですね。他の事故が0のところとか、情報を確認しながら努めていきたいと思っておりますし、所長に聞きまして、1人するのが無理なら2人とか、臨時職員をつけるとか、今協議中であります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

最後になりますけども、こういったものは、起こったことをやはり経験値として再発に努めるというのが最善だと思っております。これは、大塚教育長が今回のスライサーの破損、刃こぼれの話も、やはり職員の方がよく見つけてくれたと、これは私もそのとおりだと思っております。これが全く気がつかずに、子どもがそれを口にして、口の中を怪我するとか、そういった大きな事故に発展しなかったことは幸いだと思えますし、それに関しては、職員の方が真剣にその後片づけまでされた結果だと思っております。とはいえ、その前の前段階として、点検マニュアルの中にねじを締めるとか、その辺のところまでもう少し範囲を広くして、ただ単に洗ったりするといった点検ではなくて、やはり自分たちが日ごろ使う道具は、ねじが緩んでるかどうか、そういった危険予知の中で、やはり工具でねじを締めるだけでもまた全然違う、それこそ22年のときのナットとかボルトが入ってたりするのも、それも事前にねじを締めとけば緩まなかった話だと思います。

そういった、本当もう少し危機管理を高めていただいて、一つ一つやはり精度を上げていっていただいて、これはPFIで今度新しい給食センターができ上がったとしても、これが直営ですか、また民営で調理するか、それは別にしましても、やはりそういった意識がないと事前に事故、そういったふうなミスが起らないためのマニュアルだと思っておりますので、これは新しい、特に古いからどうだといった問題点は全く異質のものだと思っております。だから、これは最後、本当に教育長にお願いでございますけども、一日も早く完全な、もう少しグレードアップした点検マニュアルであったり報告マニュアルであったり、そういったものをつくっていただきたいと思っております。最後になりますけども、教育長の考えをよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校教育、教育委員会では、児童・生徒を今4,000人ほど預かっておりますが、健康、安全、安全管理が基本であります。体あつての勉強ですから、今後も健康、安全に努めてまいりたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎6番（小池弘基君）

じゃあ、ひとつよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

(6番 小池弘基君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいま報告の関係が取り上げられました。報告すべきことは、なるべく早く議会のほうに報告されますことを私のほうからも申し上げておきます。

12番山脇秀隆議員。

(12番 山脇秀隆君 登壇)

◎12番（山脇秀隆君）

12番山脇秀隆でございます。

本日最後の一般質問となりますので、最後までよろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、私51回目に今回質問いたしますが、この場に安河内利明議員がいないのが非常に悲しゅうございます。50回までは、私の一般質問を全部聞いていただいたというふうに記憶をしております。非常にいい先輩でありましたし、いい思い出もたくさんあります。本当にご意見番をなくしたという思いで、私も気落ちをしておりますが、負けないように頑張っていきたいというふうに決意をしております。

ここで哀悼の意を述べさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、早速通告書に従い、質問をいたします。

質問の内容は、因町長体制における粕屋町のまちづくりについてであります。

当然のことながら、第4次粕屋町マスタープランに沿って計画どおりに進めていくと思われませんが、情勢の変化や変動によって重点政策が変わってくるのは常であり、町長の公約とも大きくかかわりを持つことが予想されます。因町政になり1期半ばとなり、ようやく町長のまちづくりの方向が見えてきたのが現状ではないでしょうか。最近では、至る公の場において粕屋町の現状に触れ、これから先の粕屋町の動向にも言及されております。そこで、粕屋町の今後を見据え、粕屋町がこれからどのように変わり、どのように発展していくのかを現状の課題も含めながら、その対策と方策を尋ねてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、粕屋町の財政状況の見える化であります。町民にわかりやすいように新地方公会計制度に基づいて財務4表をあらわし、町民に公表するようになりました。粕屋広報12月に、毎年多分発表されてると思いますけど、何回かこのように発表されて、一般家計における対比としてわかりやすくつくってるというふうなイメージでつくられております。

財務4表とは、いわゆる企業会計と同じように4種類の財務書類を作成すること

であります。貸借対照表、バランスシートと言われるもの、行政コスト計算書、純資産変動計算書、そして資金収支計算書であります。行政コスト計算書は、企業で言う損益計算書に当たり、年度の行政サービスに要した費用と収入を対比したものであります。資金収支計算書が従来の歳入歳出計算に当たります。このように、粕屋広報に24年度の財務状況を財務4表として公表して、また25年度の途中の財政状況というのをいち早く町民に伝えるという努力は、私は非常によいことだと思えますし、これからも続けていってほしいなというふうに思っています。

この財務諸表を公表して、町民に対して財政の見える化を推進しております。このことによって、今後何が違って、何がわかってくるのかを町民の方も知りたいと思えますので、説明のほうよろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

財務4表での公表で町民の財政の見える化を推進をしておるところでございます。現在、粕屋町で取り組んでおります新地方会計は、発生主義による会計であり、これまでの官庁会計は現金主義でございました。これまでは、歳入と歳出というフローの財務数値が掲載されたものでございましたけども、実際の自治体では学校施設や道路、橋梁といった資産を持っておりまして、地方債や債務負担行為などの負債を抱えております。これら資産と負債が示されるのは、財務書類4表、特に貸借対照表でございます。人、金、物というストックにおける課題が端的に示されます。町民の方々に対しても、町民1人当たりの資産や負債を明らかにし、お知らせすることで周辺自治体や全国的状況、類似団体との比較ができ、現在の粕屋町の財政の状況をつまびらかにできるというものでございます。

今後、粕屋町が直面する課題の中には、インフラ資産の老朽化、それから人口増加や高齢化に伴う扶助費の増大、歳出面の財政ストレスが上げられます。経済的に安定した自治体運営を保持すること、すなわち財源の確保と適正な予算配分は、これからの私の重要な任務でもございます。そのためには、財務書類の分析を行い、財政バランスを図ることが必須でございます。

以上、簡単に述べました。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

多分、町民の方は、今の言葉聞いて、わかりづらいと思うんですね。もう少し具体的に、こういった利点があって、こういうふうに変わっていくんですよと、具体

例出していただいて、それが今後どういうふうな形でどういうふうになってどういうふうな取り組みができますよとか、そういうしゃべり方でしゃべっていただくと、聞いている方もわかりやすいと思うので、もう少しその辺具体的にわかりやすく説明できますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、回答いたしまして、非常に専門的でわかりづらかったと、私もそう思います。ということで、粕屋町がどういった財政状況にあるのか、今1人当たりが幾らの負債があるのか。例えば、国で言えば1兆円、これは国民1人当たりにも直しても700万円というようなことが、粕屋町の1人当たりにも幾らになりますよ、これが今18%の公債比率を抱えておりますけども、これをだんだんだんだん軽減することによって、よりいろんな事業ができてきます。それから、扶助費のほうにも手当ができます。そして、財源の確保については、いろんな地域資源を活用した開発等を行い、財源を見つけますといったふうなことでよろしゅうございますかね。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

言ってることはわかるんでありますが、要するに今までのこの制度では、その価値変動の把握に限界があったってことなんです。だから、今まで歳入歳出決算で、お金が動かないとそれを記録できなかったんで、非常に今現実に今時点でどういう状況なんだというのがわからなかったということだと思っんです。だから、これを、複式簿記を用いるわけですね、今回ね。複式簿記後で説明していただきたいと思っんですけど、それによってお金が動かないにしても、変動があった場合にそれを複式簿記で記録することによって、行政コスト計算が明確になってくるわけですね。今、どういうコストがかかっているんだとか、その時点でわかるようになっているんですよ。それが企業会計だと思っんです。だから、今まではお金が動かないことには何もわからなかったのが、それがそうじゃなくて、この財務4表を用いることによって、それが瞬時にもうわかりますよっていう方向に行きますよっていうことだというふうに私は認識しております。

それで、町が基準モデルを、ここで複式簿記による仕分けをして、財務データを蓄積しておりますが、これが年度末に複式簿記を、その年度末に一括変換してるということをお伺いしました。今財務諸表の作成や検証作業、財政評価のスピードを上げるために、ここは非常に影響するらしいんです。だから、これはリアルタイ

ムに会計処理をする方法が求められてるっていうんですね。今、うちの町は年度末にこれを一括変換してる、だからこの辺をどうして年度末になってるかっていうのかをちょっと。リアルタイムにできないのかどうか、その辺をちょっと含めて、いいですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

経営政策課長にお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

先ほどのご質問にありました複式簿記について、まず若干触れさせていただきたいと思いますが、複式簿記にすることによってどういった点が変わるかといいますと、歳出と歳入が一体となって、ひもづけが行われるということで、歳出をする際にその費用がどういった面から出されるかと、そういったひもづけが出てくるというふうに考えております。あと、発生主義にすることでの大きな違いですが、これは先ほども言われましたように、資産があります、負債もあります。そういったものに対する減価償却でありましたり、そういった町が一過性ではなくて経常的にずっと持ち続ける、返済し続ける、そういった内容も含めたところのフルコストを算出するためにこの発生主義を取り入れるということが必要であったと、そういうふうに認識しております。

この財務4表を公表することによって町の情勢がわかる、そういったことにおいて町民の方に対しては、施策の理解へつなげていってほしいと考えております。粕屋町の財政状況、どういった点に視点を置いて事業を進めようとしているのか、負債の状況によっては、やはり箱物を抑えるとか、そういった財政状況についての理解を深めていただくためにこういった指標を打ち出してきておるといふ現状があります。

あと、官庁会計からこの公会計で何が変わるのかという点についてですが、こちらにはやはり先ほども言いましたがランニングコスト、こういったもの、それからが見えてくる、こういったことからインフラ整備、インフラの維持管理、長寿命化、こういったことに取り組む上で一つのこれが目安となっていくものだと思っております。このフルコストと施策のひもづけ、こういったことを取り組んでいって費用対効果、そういったものを明確に出すことが説明責任を果たしていく上では重要なことではないかと、そういうふうに考えております。

現在、粕屋町、先ほど言われましたように一括で複式のほうに切り替えをさせていただいております。これについては、まだこの財務諸表の活用自体が長期的な、そういうふうな目線に立ったところでの活用というという段階で、随時、常にそれを見ながら変更をかけていくというところまで至っておりませんので、年度で一括した変換というようなことをしております。

あと、これはつけ加えてご説明させていただきたいと思いますが、昨日から出ております施策評価、この点については、このフルコストを事務事業シートの中に取り入れております、現在。それを、昨年までは政策評価の確認をやっておったんですが、今年からは施策の評価の確認と予算査定等、ひもづけたところで行うように変更してきております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

例えば、粕屋町は学校やフォーラム、ドームなど、多くの資産を保有しております。それらの施設は、老朽化などで年々その価値が減少しております。これを減価償却費として把握することにより、施設の更新が適切に実施されているか判断できますよというようなことだと思っておりますが、平成25年度の中に公共施設マネジメントっていうのをやったと思うんですね。これとの行政コストっていうか、減価償却に係るこういった掌握、更新というのはどこが判断するんですかね。もう一回その辺、いいですか。この辺の兼ね合いはどうなるのかっていうのをちょっと教えてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本都市政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

ファシリティーマネジメントということで、今年度うちの総務課のほうで実施している分のことだとは思いますが。実際、その内容の詳細というのは、今から出てくるものでありますので、今後のファシリティーマネジメントとの整合の中で活用させていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

これから進んでいくっていうようなことですね。

公会計改革の目的は、財政の見える化であり、町民に対しての説明責任を行政が

果たしていくつていうことであろうかというふうに私は思っております。月次など必要なときに財政書類を作成し、行政経営の判断に活用することができるほか、個々の取引の記録を残すことは、後からの検証も可能にいたします。このことは、税金を預かった町民に対して、責任説明を果たすために必要不可欠なことであります。あと、国のほうも新しい公会計制度っていうのを考えてるようで、今回粕屋町が使ってる基準モデルと、あと東京都方式とかを一本化して、もっとやりやすいような仕組みにして行うようなことも言っておりますので、そういった課題は多いとは思いますが、いち早くこういうのに適応していただいて財政の見える化をさらに推進していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、男女共同参画の取り組みについてであります。

世界188カ国の憲法をデータ化したアメリカの法学者たちが、日本国憲法は今でも世界の先進モデルと評価しております。武器の不使用、戦争の放棄をうたった9条を初め、宗教の自由や報道、表現の自由、平等の保障、女性の権利や教育の権利など、基本的人権の上位19項目までを全て満たす、先進部ではそうであります。

しかし、憲法の条文が現実の政治に反映されているかは、皆様ご承知のとおりであります。世界経済フォーラムが毎年まとめております世界男女格差報告でも、日本は136カ国中105位で、2006年の調査開始以来の80位から、さらに順位を下げしております。官庁や企業の管理職の割合も1割と低く、賃金も男性の6割程度になっており、政治の分野においては、世界での最低レベルだそうであります。その最大の原因は、いまだ子育てや家事は女性が担うものという意識が社会に根強く、出産を機に仕事をやめる女性が後を絶たないからだと言われております。男女共同参画社会の形成において、地方行政の役割は重要であります。男女共同参画社会基本法が施行されて14年がたちましたが、いまだ粕屋町には具体的な男女共同参画行動計画さえつくることができなかつたことは、残念でなりません。因町長も最近では、特にこの問題について推進することを公言されており、これからの取り組みに期待が持てるところであります。どのように取り組んでいくのか、お聞きしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、男女共同参画の条例等をつくっておりますのは、糟屋地区では古賀市、それから志免町がつくっております。今、安倍総理も女性の登用をもっと高くしようということでの姿勢があります。それから、県知事の小川洋さんも、今回は男女共同参画とは別に女性が参画するものをつくっていこうといった、ちょうど今、そうい

った時期に来ております。

私は、就任以来、男女共同参画を進めようということによってまいりました。今具体的に、その手法について所管のほうに投げております。来年26年度中に男女共同参画条例をつくりたいということで、来年はその詰めの作業をしたいということで考えております。詳細については、担当課のほうから申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

要りますか、担当課。

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

詳細にはってことではありますが、町長のほうから指示を受けております。26年度中に男女共同行動計画をつくりなさいということでありまして。糟屋郡内でもおこなわれております粕屋町でございますので、町内は当然なんです、町民の方から女性の参画を得ながら皆さんで協議していただいて、よりよい行動計画を作成していきたいと、それに向かっていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

近隣6町では、宇美町と志免町が行動計画を策定しているようであります。具体的な行動計画の中身は多岐にわたり、まちづくりにも大きなかわりが見受けられます。男女共同参画社会形成の定義は、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会を形成することをいう。私たちも、このことをもう一度思い起こして、取り組みを強力に推進し、地域社会に根づかしていくことが大事であろうかというふうに思っております。

そのためにも、行政による啓蒙や啓発が必要だというふうに考えられます。基本法では、地方公共団体の責務として、その地域の特性に応じた施策を策定しなければならないとしております。早急に粕屋町の男女共同参画計画をつくる必要がありますが、今平成26年度中行動計画をつくるというふうに言われておりますが、私は並行して行政による仕掛けも大きく影響してくるのではないかなというふうに思っています。ただつくるというんじゃなくて、それに向けて何か仕掛けをする必要がある、そうした仕掛けを町長、何か考えておられたら、あれば。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、管理職等への登用、できるだけ能力のある女性、たくさんいますから、登用していきたいと思っております。また、あわせて議会のほうもできるだけ女性の進出を期待しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

先月11月14日に、兵庫県小野市に議会運営委員会で視察をしてまいりました。市長さんはすごく先進的な方でありまして、私ちょっと気に入ったのは、女性共同参画の取り組みの仕掛けがあったんですね。実は、地域ボランティアやら各種市民団体の女性代表を集めた女性会議というのを本会議で、本会議場でやってるようなんですね。それを4年に1度行なっております、実はその中から3人の女性議員が出てるといってお話でありました。まねをしろと言ってるわけではありませんが、男女共同参画といっても、やはり周りから支える地道な施策なり、活動が必要かなというふうに感じた次第であります。まず、検討委員会を立ち上げていただいて、行動計画策定を早急にしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、行政サービスのマンパワーの不足についてであります。

町長は、公約どおりに町民から意見を聞く機会を設けております。たびたび庁舎内で、町民と語る会を開かれているのを目にします。よいことだというふうに思っております。各種機関からさまざまな要望を聞く上で、それをすべて実現していくのは決して楽なことではないはずであります。

かねてより、行財政改革大綱計画を策定し、改革を推進した経緯があり、その中でも職員数の削減にも力を入れてまいりました。その結果、現在208名の職員になりましたが、職員1人当たりの人口は208人、同数なんですけどね。行政サービスの観点から、少ない人数になってしまったようであります。今までは、削減削減と声高に推し進めた経緯がありますが、人口の増加、社会保障の増大を考えると、非常に無理な人数と言わざるを得ません。町長は、この現状を見たときに町民に対する行政サービスをどのように賄おうとしているのかをお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民サービスの観点から申しますと、これは職員が多ければサービスが行き届くのかということとは、ちょっと異なるものもあります。やっぱり、適正な職員数の中でいかに、今からは町民が行政に参画をしていただいて、その負担を減らしていくと、みんなで町をつくり上げるというような方向を私は考えております。そういった意味では、特に職員数を増やすとかということよりも、職員の能力開発を行いまして、やっぱり人材、しっかりした人材をつくるということに傾注していきたいと思っております。

あと、副町長が一言言いたいということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今、職員の関係ということで私から発言させていただきたいと思います。

今、この社会は非常に専門的な分野が発達をしております。行政職員もこの進化する現代社会に対応する職員の養成が必須だと思います。したがって、今後は職員の単純な年数による人事異動ではなくて、エキスパートの養成、それぞれの特に専門化するようなところについてはエキスパートを、もう長期間になりますけども、その職員には非常にご苦勞をかけますが、養成していきたいと。当然、養成するには、今町長が言われましたように、研修とか専門的な研修もやりまして、これから先この粕屋町、発展する粕屋町に見合うような対応をするような職員を養成してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ただ、今回一般質問の中で、いろんな問題が起きている原因の中に、人材不足ということが上げられてるんじゃないかなっていうふうに私も感じております。確かに、町長言われるように、人が多ければいいという問題じゃないかとは思いますが、ただ現実問題として後からも述べたいと思うんですけど、国が地方に仕事をどんどんどんどん権限の移譲をしてるわけですね。それに対応するのに、今の職員数で足りるのかっていうのが一つ疑問がありました。そして、またあと専門性ですね、今言われたように。専門性も非常に求められてるっていうのも非常に感じております。そして、何を隠そう、やっぱり町長も言われてるとおり、毎年毎年1,000人の人口が増えてる中で、私たちは行財政改革で職員の数を減らせ減らせて声高に言ってきた記憶がありますが、今振り返ると、とてもじゃないがそのこ

ろの人口からしたらもっとも増えていて、仕事ももっとも専門性が増しているっていうのがあって、私も非常に反省している一人なんです。余り減らし過ぎてしまったんじゃないか、そういった意味では、まだまだ人材を育てる上でも、またエキスパートを雇うにしても、やはりこれからは職員の数も少しは増やしていく傾向にないといけないのかなというふうに感じてる次第であります。

あと、市民団体とかNPO法人、各種ボランティア団体の力もかりることも重要なことであろうかというふうに思っています。また、町内のNPO法人、ボランティア団体の数には限りがありますが、専門性を必要とする場合は町外に頼っているのが現状だろうというふうに思っています。私が1つ、また注目してるのは、今全国で、多分町長もNHK見るの好きだから、NHK見てるのも多分一緒じゃないかなと思うんですけど、団塊の世代の活用ですね。粕屋町の団塊の世代の対象は、昭和20年から24年ぐらい生まれの方だろうと思いますが、私計算してみたら2,798の方が住んでおられるんですね。この他の世代、ピラミッド表を見せてもらったんですけど、他の世代より人口がやっぱり突出してるんですね。テレビでも言っておりましたが、この世代というのは、知識や社会的地位も高いことからプライドも高く、裕福な世代とも言われてるらしいんですね。余った時間を趣味や習い事にかけているとも言われてます。地域社会にかかわっている方はわずかで、この人材群を生かす取り組みが各地域で考えられていますっていうテレビだったというふうに記憶しております。我が町においても、この団塊の世代を生かす取り組みが行政サービスの補完的役割には最適であると思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

すばらしい提案だと思います。十分検討して、どういった手法でそういった方々を、とにかくまず集まってもらおうと。そして、粕屋町の今の状況なりを話して、まず粕屋町をよく知ってもらって、退職されてからまだ日は浅いから、そんなに町のことは、もう働くばかりで町のことをご存じないと思います。そういった機会をつくって、町のお手伝いを何かしていただだけませんかといったプランを練っていきたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ただじゃできないらしいですね。やっぱり、少しお金を出すっていうことが、そ

のプライドを傷つけないっていうか、らしいですので、その辺調査研究していただいて、活用方法を見出していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、75歳以上の後期高齢者の増加する中、今後の取り組みについてであります。

高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築には制度改正が必要なことから、国は後期高齢者の増加に対して医療介護の地域支援対策を打ち出しました。75歳以上の後期高齢者が人口に占める割合は、平成24年度では11.8%で1,511万人と試算されております。平成25年12月1日現在、粕屋町は6.89%で3,075の方が人口に占める割合を占めております。決して少ない数字ではないことはわかると思います。確実に増えてきているのが現状であります。この10年から25年にかけて、後期高齢者は、全国平均で1.53倍になるようであります。国の試算では、12年後の2025年には18.1%で2,179万人、さらにその30年後には26.1%で2,401万人と、世界に類を見ない速度で高齢化が進むと言われております。介護保険制度を取り巻く環境は、後期高齢者の年齢層で要介護者が飛躍的に増えるので、制度維持の観点から非常に厳しい状況だということでもあります。また、認知症を患う高齢者は増加傾向にあり、徘徊などを繰り返す高齢者の介護に家族も厳しい現実を実感しているのが現状であります。こうした中、社会保障審議会では、2015年度から次期介護保険制度の改正に向けて最終的な取りまとめが行われているようであります。在宅医療と介護の連携強化、そして認知症に対応した取り組みも地域支援事業として取り組む方針であります。

もう一つには、要支援者の訪問介護、通所介護を全国一律の予防給付、これは都道府県が指定監督を行うサービスであります。それから、2017年度までに地域支援事業、これが市町村が指定監督を行うサービスに移行するという考え方があります。今回の改革案は、町の力量を問われる内容となっております。町は主体的に事業を行い、対応していくこととなりますが、地域の実情に合わせた施策、地域づくりがこれから求められます。今後の取り組みを聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

介護保険の見直しも質問者おっしゃるとおり、2015年にございます。そういった方向で今後の粕屋町の介護保険制度、それからお年寄りのケアをどうしていくのかということで、今所管のほうに投げておりますので、所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

高齢化率が低く、若い世代が多い粕屋町におきましても、さっき言われましたように75歳以上の後期高齢者人口は、介護保険創設の平成12年以降急速に増加し、今後も団塊の世代が75歳以上となる平成37年まではますます増え続けることが予想されます。経験や知識を多く積まれた高齢者の方々が、長寿でおられることは大変喜ばしいことではありますが、身体機能の低下等には逆らえない現実もあり、要介護者数の増加、認知症高齢者数の増加等に対する対策が求められていると考えております。

まずは、できる限り要介護や認知症発症の時期を遅らせるよう、介護予防事業を充実させることが重要であります。また、重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、それから住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現させることが必要不可欠だと思われまます。このようなことから、国においても平成26年度には介護保険制度の大幅改正が予定されており、同時に第6期介護保険事業計画策定の年でもあることから、今後国の動向を見ながら粕屋町の高齢者の状況や課題を把握し、介護予防事業の充実や地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

今部長のほうから、今後の取り組み、これからの動向というのを今説明いただきましたけど、それを聞いててもやはり人材の確保、そして高度なスキルというのが求められるんじゃないかなというふうに思いました。

これまでどおり介護保険制度のサービスで今変わっていくというようなお話でしたけど、財源構成は変わらないということでもあります。これが地域においてくるわけですね。地域の判断でやっていかなければいけない、要するに町の判断でやっていかなきゃいけないという状況に追い込まれるということでもあります。柔軟なサービスは逆に言うと、そういった意味では可能になりますし、またボランティア、NPO法人、社会福祉法人など、共同組合など、多様な事業主体の参加も期待されることから、粕屋町らしいサービスも考えられるんじゃないかなというふうに一つは期待しております。

二つには、認知症施設の推進というのがちょっと抜けてたと思いますが、認知症推進についても、啓発予防はもとより、徘徊における捜索を住民一丸となって取り組む必要があるのではないかなというふうに思っております。この好事例として大牟田市の取り組みが話題を浴びてるんで、また話題性でちょっとお話をさせていただきたいんですが、大牟田市の高齢化率は現在31.1%で、高齢化問題は深刻であります。大牟田市における徘徊SOSネットワークは、市民によるネットワークで徘徊者を捜し出すという、全国的にも注目を浴びるという取り組みであります。そうした中、今年で10回を数え、1,000人の参加者で訓練を行ったそうであります。ただ取り組むだけでなく、毎年模擬訓練をしているところに驚かされているところがあります。粕屋町においても、こうした取り組みは今後求められるのではないかなと思いますので、こういったこともありますので、今後の取り組みとしてちょっと見解を町長のほうから。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

大牟田市の取り組みについて調査させ、参考にさせていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

大牟田市10万人程度の人口だそうで、大してそんなに、これが大変なんじゃないかなという、何か思いがあるみたいですけど、決してそうではなくて、非常に住民に参加登録していただいて徘徊、よく防災無線鳴らしますよね。何とかのじいちゃんがおらんごとなりましたからという感じで。ああいうことを一斉に住民が、住民とか、提携している警察とか消防とかもとよりなんですけど、会社とか、タクシー会社とか、バス会社とか、そういうのが連携して、商店とか連携してもう一斉に捜し出すという方式なんで、これ非常にいいんじゃないかなと思いますんで、これから今言いましたように、75歳以上が多くなって、これから痴呆という失礼ですけど、痴呆症になる方が多いというわけです、極端に。そういった中で、こういったこともこれから必要になってくると、これが町に課せられてくるっていう、地域支援対策として、町の事業としてやられるっていうことも頭に入れていただいて、こういうことも今後考えていかなければいけないっていうことをよろしく願いいたします。

次に、子育て支援策についてであります。

ご存じのように、粕屋町は全国でも出生率が高く、1日に1.8人誕生していると

いうことであります。粕屋町には町立の幼稚園4園、町立保育所3保育所、民間保育園4園、学童保育所4カ所と充実しておりますが、それでも保育園の待機児童は平成25年11月1日現在で68名と、その数は減ることなく増え続けているのが現状であります。うれしい反面、施設の不足、人的確保が追いつかなく、定員割れを余儀なくされているところもあります。中央保育所は老朽化が進み、改修の必要性がありますが、今後の見通しが立っておらず、手つかずの状態ではありますが、青葉はるまち保育園の開園により待機児童の減少には寄与しているところであります。また、学童保育施設については、中央小学校を最後に建設することができました。仲原小、西小と軽量鉄骨づくりで建築されましたが、中央小に至っては木のぬくもりを取り入れた木造づくりとなっております。小学校については教室の増築を行い、今後増えるであろう児童・生徒数に対応しております。子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図る目的でつくられました次世代育成計画が平成26年度で後期計画が終了いたします。母子医療から子育てにかかわる施策が示され、着実に実行されてまいりました。こうした子育て支援策は、粕屋町にとっても重点政策なり、町長の公約するところでもあります。今後の取り組みについて聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町は、ご存じのとおり大変子どもの出生が多うございます。ここ5年間で就学前児童の人口は11.4%も増えております。今現在、ゼロ歳から5歳までの未就学児童3,900人おります。その中で、幼稚園とか保育園とか、施設に行っておる子どもを除きますと、1,900人の子どもが家庭で、家庭等と言ったほうがいいのかもありません。これは、直接就労者の保育所を持ってるところもございますけども、約1,900人の子供たちが昼間、健康センターの子供ルームに行ったり等々で、親子で時間を潰しておるようでございます。来年は、来年、再来年ですね、今新保育所の公募をいたしております。3事業者からの申し込みがっております。最低でも120名の園児を預かれる保育所に、そして今、はこぶね幼稚園が80人の収容できる保育園を27年4月に開園するというようなことになり、ですから来年はまた待機児童が今よりも増えると思いますが、再来年は200人以上の子供たちが保育所に入れるようになります。そういったことも含めて、こども園をつくろうと、こども園とかいうか館、この中で子育ての相談とか、いろんなことができる施設を今考えております。来年度の予算で、恐らく設計の話に入ってくるだろうと思います。場所は、旧庁舎も含めて、跡地も含めて考えていきたいと思っております。若いお母さん方が粕屋町に来てよかった、本当に子育てがしやすい環境のまちづくりを一層進めて

いきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

当然、行政としては、それを受け入れる箱物っていうのをつくるのが要求されるわけですから、そういうふうにとんどんとんつくっていくっていうのはわかります。ただ、ちょっと気になってる点が1つありまして、ちょっと細かい点で申しわけないのですが、中央小学校の学童保育施設の建設にかかわることなんです。木造住宅で今回はつくる、そのコンセプトはわかるんですね。瓦は何瓦を使ってる、町長ご存じですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

学校教育課長。

◎12番（山脇秀隆君）

知らないのは当然かなというふうに思ってます。実は、三州瓦使ってるんですね。意味はわかるんですよ、非常にいいものをつくって、つくりたいという思いが、設計士さんの方に行って、三州瓦も使おうというふうな形になってると思うんですけど、これ三州瓦って30年から40年、耐用年数があるんですね。非常にいい瓦で、焼き瓦なんですけど。実は、これに匹敵するぐらいの瓦でもう今出てるんですね、三、四十年ぐらいもつような。実は、これ半値ぐらいなんです。私ざっと計算してちょっと正確じゃないんですけど、この瓦を使うか三州瓦を使うかによって100万円違うんですね、100万円。こういうことのチェックができないんですかと言うと、いや、自分たちはわかりませんという答えなんです。どっかで聞いたことあるな、この自分たちはわかりませんって、これ学校給食センターのときに皆さんが使ってる言葉なんです。自分たちではわかりませんので、業者任せというか、設計士任せになってるような、そういった関係なんです。実は、この辺をチェックする体制をつくったらどうかなというふうに思ってます。それはできないことじゃないと思うんですね。前の段階では、町の都市整備課なり、建築に詳しいところに、都市政策課ですかね、出して見てもらってると思うんですね。ただ、設計が上がってきた段階で、実はその後チェックできてないんですよ。これもそのままなんです。実は。そうすると、町長、どうですか。三州瓦使うのと、普通の瓦使うのとだったら、学童保育施設に使うことに対してどう思われます、その辺をちょっ

と先に聞きましょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

どうなのかという質問でありますけども、僕はガルバリウムでもいいと思いません、これは軽量で。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

実は、そうなんです。別に必要ないんですよ。これが、例えば日本建築を勉強するために建てますというような話だったら、それは床の間からふすまから、畳からという、そういうふうを考えてつくるべきだと思うんです。瓦も、日本瓦っていうふうに、これが伝統的な日本文化の伝統的な建物なんですよっていうのを勉強するような建物であれば、それはそれでいいと思うんですね。だけど、今回学童保育ですよ。これが統一的に建てられてるんだったらまだしも、今回はほかのところは軽量鉄骨なんですよ。予算も、建築費もやっぱり若干高いんですよ、木造なんで。この辺はいいですよ、そういうコンセプトがある、国からの木造、木材を使ったような建物を推進します、推奨しますってことだから、それに準じて予算を取ってくるという考えでしょうから、それはいいんですね。だけど、ここに今町長言われたように、あえて三州瓦を使う必要はないんですね。当然、使えば保険に入ると思うんですね。保険に入ったら、建物価格が高くなれば、当然保険料だって高くなります。いろんなところに、やっぱりこの高いというのがいろんな面で影響してくるわけですね。ですから、この辺をチェックする体制をできると思うんですよ。これ野中部長、どうですかね、この辺のチェック体制というのは。できると思いますか。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市政策部長。

◎都市政策部長（野中清人君）

私は、どちらかといえば土木のほうでございますが、当然専門的に建築を出てきた職員も多数おります。その辺のチェックはできるかと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

できる人材がいるというわけですね。だから、そういう体制をもう一回やる必要

があるのかなというふうに、今回のこの件に関して、非常に思いました。この辺しっか、今後はそういった細かい点かもしれませんけれども、やっぱりこういった町民の血税でございまして、しっかりチェックをして建物を建ててるんだっていうことを示していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、今後よろしくお願いたします。

子ども・子育て関連法の施行により、今後ますます行政のかかわりが多くなることは予想されます。国は、留守家庭児童クラブの教員資格や、配置人員もハードルを上げてきております。また、町その権限を与え、その責任を地方自治体に求めています。これにいち早く対応して、滞りなく子育て支援がスムーズにいくようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、粕屋町の基礎自治体としての人口の規模についてであります。

町長は、さきの道州制導入の基礎自治体としての粕屋町のあり方を答弁されました。その中で、粕屋町はまず5万人規模で単独市を目指し、その後道州制導入時点でリーダーシップをとっていく旨の発言をされました。先ほどから質問したように、人口の増加による職員のレベルアップ及び人材の登用と確保を考えたとき、今のままの人口規模では非常に無理があると思われまして、喫緊の課題であります。職員数の問題、専門性の問題、財源の問題とさまざまであります。地方交付税においても面積を重視し、過疎地域に配慮した配分にすると言われておりますが、粕屋町はコンパクトにまとまり、面積は町としては14平方キロと非常に狭く、地方交付税措置に不利な条件ではないでしょうか。このように考えると、近隣町との合併も視野に考えを示さなければ、これからの粕屋町の発展したまちづくりは見込めないのではないのでしょうか。見解を聞きたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

合併問題については、数年前に合併の話は壊れました。今、再び合併という話は全く聞こえておりません。そういった中、厚労省の発表にありましたように、全国1位粕屋町は人口が伸びる。ただ人口が伸びるだけではなく、やっぱり市になるには、市になるだけの足腰をしっかりとつくってかないかんということで、その方向で人材も含め、財源も含め、整備をしていきたいと思っております。そういう中で道州制の話であるとか、近隣からの合併の呼びかけとかがあれば、それは乗りませんよという話ではございません。今は、ただ目標は、市になろう、町民から市民になろう、粕屋町から粕屋市になろうという、やっぱり町民にも夢を持たせて行政のかじ取りをしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

来年、須恵町長選があります。対抗馬として出られた方も合併推進ということを出し出して出るというようなお話も聞いておりますので、そういった話がこれから徐々に出てくるのではないかと思いますし、6町合併は流れましたが、3町合併とか、そういった話は皆さん、議員の方も数人の方は思っておりまして、絶対に合併がいけないという話ではないというふうに感じております。まちづくりの観点から、やはり財政的な問題、規模の問題、広さの問題、そういった面からすると、やはり粕屋町単独では非常にこれからのまちづくりには窮屈なんではないかなというふうに思いますので、その辺もしっかりビジョンとしてやっぱり持つておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

まちづくりの観点からの行政の役割は、住民に対する良質な公共サービスの提供であります。その中で最も大事なことは、サービスを与える側の質の向上と人的確保だと感じております。議会も議員も、これからの粕屋町のためにみずからのレベルを上げようとして取り組んでおります。そのための議会基本条例の制定もいたしました。粕屋町の急激な変化は、住民も感じているところであります。そして今、私たちに求められているものは、将来的に確かなビジョンと政策であります。日々研さんし、町民の皆様の負託に応えるべき努力をしておりますので、よろしく願います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（12番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたしますが、2日間を通じてのことでございますけれども、この場から一言発言させていただきます。

申すまでもなく、議会は言論の府でありますので、発言の自由が認められております。しかしながら、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるというものではありません。みずから節度のある発言が求められます。粕屋町議会規則等を参酌されながら対応をいただきたいと思います。これは、地方自治法第129条の議長の秩序保持権に基づいた発言であり、全般的なことを申していることをご理解賜りたいと存じます。よろしく願います。

(散会 午後 2 時42分)

平成25年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成25年12月20日（金）

平成25年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成25年12月20日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 古賀博文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 野中清人
教育委員会次長 関博夫	総務課長 安河内強士
経営政策課長 山本浩	協働のまちづくり課長 安川喜代昭
税務課長 石山裕	収納課長 瓜生俊二

学校教育課長	八 尋 哲 男	社会教育課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	城 戸 和 子	健康づくり課長	大 石 進
介護福祉課長	吉 原 郁 子	総合窓口課長	今 泉 真 次
子ども未来課長	安河内 涉	環境生活課長	因 光 臣
都市整備課長	吉 武 信 一	地域振興課長	安 松 茂 久
上下水道課長	山 野 勝 寛		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第70号監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本件に関し、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

山脇委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

おはようございます。

それでは、平成25年第4回粕屋町議会定例会で付託を受けました議案等につきまして、総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をさせていただきます。

議案第70号監査委員の選任同意についてであります。現在、監査委員を3期務めておられます藤川祐輔氏の任期が、来年の2月11日をもって満了となります。つきましては、藤川氏を再度監査委員に任命いたしたく、議会に同意を求められたものであります。

藤川祐輔氏は、公認会計士として、財務管理、事業の経営管理に関してすぐれた識見をお持ちであり、人格高潔で、粕屋町の監査委員も3期と経験も豊富な方です。委員会においては、藤川氏の経歴等に基づいて選任に賛成する意見がある一方で、多選について反対意見がありましたこともつけ加えておきます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は賛成多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第71号粕屋町情報公開条例の一部を改正する条例について、議案第72号粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第71号、議案第72号につきましては、一括して報告をさせていただきます。

まず、議案第71号は、粕屋町情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

町政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に寄与するため、情報公開条例を制定しております。しかし、町が保有する情報の開示請求に対して、大量の開示請求があった場合、スムーズに開示請求に応える必要があることから、開示期限の延長、個人識別情報が記録されている場合の部分開示、公益上の理由による裁量的開示及び情報の存否に関するこれらの情報の対応すべき事項について条例に追加するため、条例の一部を改正するものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第72号は、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

本議案は、粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、学童保育における保護者負担金の納付期限に関する条項について、条例の一部を改正するものであります。保護者の負担金の12月の納期は現在月末になっております。しかし、実際の口座振替日は28日となっており、条例との食い違いが生じております。このたび条例を改正することにより、他の税金料金とも納付期限が統一されることから、町民に対して、よりわかりやすい納期となります。

当委員会で慎重に審議した結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第71号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより議案第72号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第73号粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第74号粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について、議案第75号粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第73号、議案第74号及び議案第75号について、付託を受けました建設常任委員会での審議の経過並びに結果について一括してご報告をいたします。

初めに、議案第73号は、粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正は、税及び料金等の12月納期の統一を図るため、水道料金の12月納期25日を28日に改正するものであります。また、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、水道料金及び手数料等におきまして、税率を記載した100分の105を乗じて得た額の表記の税率を記載しない消費税及び地方消費税、以下消費税という、を加算して得た額に改正するものでございます。

なお、この条例は平成26年1月1日から施行されます。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成でもって可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

次に、議案第74号は、粕屋町下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。議案第73号と同様の改正でございます。税及び料金等の12月納期の統一を図るため、下水道使用量の12月納期25日を28日に改正するものでございます。また、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、下水道使用量の額におきまして、税率を記載した100分の105を乗じて得た額の表記の税率を記載しない消費税及び地方消費税を加算して得た額の表記に改正するものでございます。

この条例、議案第74号も平成26年1月1日から施行されます。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成でもって可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

最後に、議案第75号は、粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正は、粕屋町一般職の職員の自宅に係る住居手当の廃止に伴い、粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員においても自宅に係る住居手当を廃止するものでございます。

なお、この条例の規定は平成25年4月1日から適用されております。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成でもって可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

以上、終わります。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第73号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより議案第74号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより議案第75号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第76号粕屋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長(長 義晴君)

ご報告いたします。

議案第76号は、粕屋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例についてであります。付託を受けました建設常任委員会での審議の経過並びに結果についてご報告いたします。

本条例は、廃棄物の排出抑制や再生利用を促進し、廃棄物の減量及び適正に処理することにより、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を行い、もって町民の健康で快適な生活を保護することを目的としています。内容としては、一般廃棄物の減量及び適正処理を行うとともに、事業系一般廃棄物処分手数料の新設等が主な柱となっています。

なお、この条例は平成26年8月1日から施行されます。

以上、建設常任委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で原案どおり可決したことをご報告いたします。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

福永議員。

◎5番(福永善之君)

今、一般家庭から出るごみは、有料の袋ですね。8月1日から、事業系が有料になると。今現在、事業系というのは、事業者が業者に直接処理代金というのを払ってるんですか。

◎議長(進藤啓一君)

お答えは建設常任委員長ですか。

◎建設常任委員長(長 義晴君)

内容につきましては、担当の環境生活課課長のほうからご報告をお願いしたいと思えます。

◎議長(進藤啓一君)

因環境生活課長。

◎環境生活課長(因 光臣君)

今現在におきまして、事業所ごみ関係につきましては、1つは産業廃棄物として

出していただくこともございますし、その他の関係につきましては、今現在収集運搬許可業者と事業所の関係において個別契約において運搬費を徴収しているところでございます。今までごみ袋がない関係上、処理費関係につきましては負担をしていただいておりますので、このたび事業所がごみ袋を導入いたし、処理費を負担していただく状況ということで、今回ご提案させていた次第でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。はい。

◎5番（福永善之君）

ということは、事業所と収集運搬業者の今までのそのお金のやりとりはそのまま継続した状態で、新たに今回ごみ袋の料金が事業所のほうにかかってくるという、そういう認識でよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

今議員の方が申されましたように、収集運搬委託費につきましては、事業者の関係で個別契約していただきまして、処理費につきまして今回新たにつくりました事業所系ごみ袋を利用していただくということで計画いたしての次第でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第76号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

議案第76号粕屋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について賛成をいたします。

賛成の理由としましては、粕屋町の廃棄物の排出抑制に事業系ごみ袋の導入が図られたことであります。適切なごみ排出量の把握が可能となり、ごみ減量化の取り組みが明確化され、清掃組合の負担金の軽減にもつながると考えております。また、ごみ処理における町民の負担金の公平性が保たれ、事業者の排出ごみの抑制にも一役買うことになるからであります。今後は費用対効果を検証し、ごみ袋の単価の適正化に尽力していただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第77号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第78号粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 因 辰美君 登壇）

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第77号、議案第78号を一括して報告いたします。

議案第77号は、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会における議案審議の経過並びに結果についてご報告をいたします。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るために、国民健康保険税の納付期限に関する条例について、条例の一部を改正するものであります。この改正により、12月の納期が25日までから28日までとなり、平成26年1月1日から施行いたします。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべき事項と決しましたので、ご報告いたします。

次に、議案第78号は、粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期の統一を図るとともに、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の割合について所用の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。この改正により、12月の納期が31日までから28日までになります。

また、平成25年3月30日公布の地方税法の一部を改正する法律により、平成26年1月からは、これまでの14.6%の延滞金の割合が特例基準割合、平成26年は1.9%が適用され、納付期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間については、特例基準割合1.9%に1%の割合を加算した割合で2.9%となります。それ以降については、同様に特例基準割合1.9%に7.3%の割合を加算した割合で9.2%となります。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべき事項と決しましたので、ご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

議案第78号について、延滞金の料率についてであります。現在のパーセントが今後何パーセントになるかを明確に教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因委員長、いいですか。

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

本則は、今までは14.6%でございます。先ほど説明したとおりですね。それから、現行の特例が、これからは特例の見直し案で、特例基準割合が1%、そして約定金利、約定金利が0.9%でございます。それに、早期納付で1.9%がその26年の特例

基準割合になります。で、延滞金は1カ月以内、滞納して翌日からは1.9%とプラス1%を上乗せということで、1カ月の中では2.9%になります。そして1カ月を越した場合、これは1.9%、それから今度は現行の特例にかわりますので、7.3%が加算されます。そして、その後は、1カ月越した分については9.2%というふうにかわります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

延滞が、大体パーセントというのは年率で出すわけなんですけど、今の説明は今の言われた2.9%とかそういうのが、今の14.6%に加算されるという意味でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因委員長。

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

今は公定歩合が下がっております。そういった中で、14.6%の本則でございますけども、今本当に利率が下がっておりますので、これは1カ月以内は2.9%でいくという意味です。ですから、プラスではありません。延滞した翌日から1カ月間は2.9%でもあります。それから、その1カ月以降につきましては9.2%にでもあるということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

◎12番（山脇秀隆君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第77号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより議案第78号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第79号粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第80号粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第79号、議案第80号を一括して報告いたします。

議案第79号は、粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果について報告をいたします。

粕屋町の税金及び料金等の12月に係る納期等の統一を図るとともに、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の割合について所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。この改正により12月の納期が25日までから28日までになり、督促手数料が不要になります。

また、平成25年3月30日公布の地方税法の一部を改正する法律により、平成26年1月からは、これまでの14.6%の延滞金の割合が特例基準割合、平成26年は1.9%が適用され、納付期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間については、特例基準割合1.9%に1%の割合を加算した割合、2.9%となります。それ以降については、同様に特例基準割合1.9%に7.3%の割合を加算した割合で9.2%となります。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべき事項と決しましたので、ご報告いたします。

次に、議案第80号は、粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について報告をいたします。

粕屋町の税金を及び料金等の12月に係る納期の統一を図るため、町営住宅における家賃の納付期限に関する条例について、条例の一部を改正するものです。この改正により、12月については納期で28日までと明記されます。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべき事項と決しましたので、ご報告いたします。

（厚生常任委員長 因 辰美君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第79号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより議案第80号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第81号平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 長 義晴君 登壇）

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第81号は、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計資本剰余金の処分についてでございます。付託を受けました建設常任委員会での審議の経過並びに結果についてご報告をいたします。

本議案は、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計のうち、補助金をもって取得しました資産の処分により発生しました損失について、補助金を源泉とする資本剰余金291万137円をもって補填するもので、この資本剰余金処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で可決しましたことをご報告いたします。

（建設常任委員長 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第81号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は全員賛成であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第5号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するた

めの法律の制定を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第5号に対する建設常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第5号は可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は可決とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第6号消費税増税に伴う、食料品に対する軽減税率を導入する意見書（案）を議題といたします。

意見書案第6号に対する総務常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第6号は可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は可決とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第7号消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）は、会議規則第20条第1項の規定により撤回の申し出がありましたので、許可いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第8号介護保険制度における新たな地域支援事業の導入を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第8号に対する厚生常任委員長からの報告は可決であります。意見書案第8号は可決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は可決とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第9号国民の「知る権利」を侵害する「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書（案）を議題といたします。

意見書案第9号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。意見書案第9号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

請願第2号新聞への軽減税率の適用に関する請願を議題といたします。

請願第2号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。請願第2号は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

請願第3号本会議場での国旗「日の丸」掲揚に反対する請願を議題といたします。

請願第3号に対する総務常任委員会委員長からの報告は継続審査であります。請願第3号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は継続審査とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

陳情第2号本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書を議題といたします。

陳情第2号に対する総務常任委員長からの報告は継続審査であります。陳情第2号は継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。

意見書、請願、陳情書に係る草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書、請願、陳情書につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

ここで町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 清範君）

議会閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

平成25年第4回の粕屋町議会、今日でもって閉会をいたしますが、今議会に提案いたしました12件の議案、案件について、全て議決いただきましてありがとうございます。

それから、本議会でいろいろご意見、ご指摘等をいただきましたことにつきましては、職員一丸となって今後の対応についても努力してまいり所存でございます。

また、いよいよ年も押し迫りました。今日あたりも大変、今年一番の寒さではないかと思えます。まだまだ寒さ厳しくなっております。お体に十分ご自愛いただいて今年をご健勝で乗り切られ、来る新しい年が皆様方にとって、またご家族にとりまして、ご健康でなおかつお幸せな年でありますことを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成25年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、平成25年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時15分）

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 因 辰 美

署名議員 山 脇 秀 隆